

平成23年第3回（3月）定例会一般質問議事録目次

【1日目】

質問 順位	議席 番号	質問者	質 問 事 項	項
1	8	岩田 清	1. 議会基本条例制定にあたり、住民自治条例制定への抱負を問う 2. 役場組織の unbalance な年齢別構成人数について ～職員の再雇用制度を積極的に導入すべきではないか？ 3. 病院建設にあたり気がかりなこと 4. 小学校英語教育の必修化における課題	2
2	9	根橋 俊夫	1. 地域経済の活性化・雇用の拡大について 2. 見積もり業務の改善について	17
3	12	宇治 徳庚	1. 町の定住人口の増加策の現状と課題について 2. 交流人口の通年誘導に向けた取組みについて	32
4	11	宮下 敏夫	1. 23年度予算編成について 2. 観光振興策について 3. 町税等の滞納に対する特別措置について	44
5	13	山岸 忠幸	1. 町道の維持管理に関して、県で行っているアダプトシステムを 導入する考えは 2. 区未加入世帯の状況とその対応について	57
6	7	船木 善司	1. 有害鳥獣対策の更なる取組みについて 2. 国際森林年と辰野町の緑化について	66
7	10	成瀬恵津子	1. 羽北地区道路網整備計画の進捗状況について 2. 羽北地区の中学生に対して通学支援を	76

【2日目】

質問 順位	議席 番号	質問者	質 問 事 項	項
8	1	矢ヶ崎紀男	1. 住宅リフォーム助成制度について 2. 辰野病院建設工事について 3. 福寿苑の今後の展望について 4. 心の健康づくり推進について	91
9	6	永原 良子	1. 交通弱者への取組みについて 2. 病時保育について	101
10	5	中村 守夫	1. 霊園管理について 2. 高齢者虐待の現状と対策について 3. 平成23年度予算編成について	114
11	3	三堀 善業	1. 23年度予算について 2. 7つの重点政策 環境について 3. 友好交流について	125
12	4	中谷 道文	1. 県道伊那辰野停車場線道路整備の進捗状況について 2. 荒神山スポーツ公園の開発計画について	133

平成23年第3回辰野町議会定例会議録(7日目)

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開催日時 平成22年3月8日 午前10時
3. 議員総数 14名
4. 出席議員数 14名

1番	矢ヶ崎 紀 男	2番	前 田 親 人
3番	三 堀 善 業	4番	中 谷 道 文
5番	中 村 守 夫	6番	永 原 良 子
7番	船 木 善 司	8番	岩 田 清
9番	根 橋 俊 夫	10番	成 瀬 恵津子
11番	宮 下 敏 夫	12番	宇 治 徳 庚
13番	山 岸 忠 幸	14番	篠 平 良 平

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	矢ヶ崎 克 彦	副町長	林 龍 太 郎
教育長	古 村 仁 士	代表監査委員	小 野 眞 一
総務課長	小 沢 辰 一	まちづくり政策課長	松 尾 一 利
住民税務課長	松 井 夕起子	保健福祉課長	野 沢 秀 秋
産業振興課長	中 村 良 治	建設水道課長	増 沢 秀 行
水処理センター所長	一ノ瀬 保 弘	会計管理者	金 子 文 武
教育次長	林 一 昭	病院事務長	荻 原 憲 夫
福寿苑事務長	宮 原 正 尚	消防署長	赤 羽 守
両小野国保診療所		社会福祉協議会	
事務長	向 山 光	事務局長	林 康 彦
農業委員会長	武 井 典 夫		

6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	桑 沢 高 秋
議会事務局庶務係長	赤 羽 裕 治

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第3番	三 堀 善 業
議席 第4番	中 谷 道 文

8. 会議の顛末

○局長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議長

おはようございます。傍聴の皆さん足下の悪い中、大変ご苦労さまでございます。定足数に達しておりますので第3回定例会7日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。3日正午までに通告がありました、一般質問通告者12人全員に対して質問を許可いたします。質問答弁を含めて一人40分以内として進行してまいりたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。質問順位は抽選により決定いたしました。只今から質問順位を申し上げます。

質問順位	1番	議席	8番	岩田	清	議員
質問順位	2番	議席	9番	根橋	俊夫	議員
質問順位	3番	議席	12番	宇治	徳庚	議員
質問順位	4番	議席	11番	宮下	敏夫	議員
質問順位	5番	議席	13番	山岸	忠幸	議員
質問順位	6番	議席	7番	船木	善司	議員
質問順位	7番	議席	10番	成瀬	恵津子	議員
質問順位	8番	議席	1番	矢ヶ崎	紀男	議員
質問順位	9番	議席	6番	永原	良子	議員
質問順位	10番	議席	5番	中村	守夫	議員
質問順位	11番	議席	3番	三堀	善業	議員
質問順位	12番	議席	4番	中谷	道文	議員

以上の順に質問を許可してまいります。質問順位1番、議席8番、岩田清議員。

【質問順位1番、議席8番、岩田 清 議員】

○岩田（8番）

春の萌しが見えて来たと思いきや、思わぬ大雪となり除雪作業に交通対策に地方行政は一日たりとも油断・停滞を許されないことを今、痛感しております。通告にしたがいまして4つの項目を順次質問していきます。多岐に亘りますので簡潔な答弁をお願いして、実りある質疑にしたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

す。まず最初 1 番目でございますけれども、私たち今議会では14人中、新人議員 8 人という非常に多い、新人が多い議会でございますけれども 4 年間なんとか務めさせていただいたわけでありまして。今議会でその総決算と言いますか、最終成果として予てより懸案の「議会基本条例」を上程させていただくことになりました。宇治議運委員長を中心にたくさんある先進市町村の基本条例を読みこなし、私自信も 60 以上の先例を熟読・検討しました。今、地方分権の時代が声高に叫ばれております。議会のあり方・地方議会議員の待遇問題やそして資質の向上、更には 2 元代表制自体の是非まで、議会の存在そのものも住民の厳しい目線にさらされている実状でございます。ここでですね辰野議会の憲法ともいえるべき「議会基本条例」ができるわけでございますけれども、それだけでは「まちづくり」の全容は見えません。今度は町側が「自治基本条例」あるいは「住民自治条例」と申しますか、これ私が調べましたけれども全国先例では「まちづくり条例」と言ってみたり「行政基本条例」などと呼び方はさまざまでございますけれども、町のあり方、そして骨太の指針を示していわば町の憲法というものでございます。一番最初に全国でできたのは大阪の箕面市が 1997 年にできたわけでございますけれども、是非ですね町の方もですねこれを検討していただきたいと考えますけれども、町長の見解とやる気とございますか、意欲を伺いたいと思います。

○町 長

おはようございます。本日より 3 月議会の一般質問でございます。議員の皆さんにおかれましては定例会におきます一般質問、今期最終の質問であろうかと思っております。その旨私どもも意識しながらお答えを申し上げたいと、こんなふうに思っております。できるだけ良い答弁ということでございますけれども、中に難しいこともありますのでいくら最終とて難しいのを安易にできるという答弁がなかなかできにくくて困る部分もあるわけでありまして、意のあるところを汲んでいただきたいとこんなように存じます。今、質問順位今回 1 番の岩田清議員の質問にお答えを申し上げます。議会基本条例の制定ができあがりまして。案ができているわけございまして、見させていただきましてけれども立派なもののできたな、つくづくそのように感じるところであります。中には反問権なども行使できるということの中で非常に敬意を表してるところであります。これと両輪のごとく先進地方自治体とでもいいますかどうかよく分からないんですけれども、この件に関しては確かに先進的

にやられた所がありまして住民の自治条例などの制定も両輪のごとく作られていくというふうなことがあります。これに対して12月議会で山岸議員の質問にもお答えしたとおりでございますけれども、これは基本的に自治体の仕組みの基本ルールを定めるものであるというふうに私どもは思っております。現在そのように辰野町は大分施行され、住民の皆さん方も意識が高くなってきているなあとという部分もたくさんあります。いろんな例を挙げてまいりますとまず情報公開に対しましては辰野町は市町村では一番早く取組み、一番早く私の1期目1年目に情報公開をさせていただきました。これに対しましては行政誌であります行政雑誌ですね、『あした』という本に高々と掲載されたのも、もう既に10何年前でしょうか。ということで個人情報保護条例をしっかりと合い併せて組みながら情報公開を今現在しているところであります。こういう形の中で相当情報が以前よりもたくさん必要に応じて出せるようになっておりますし、皆さん方もこの点はよくお分かりだと思います。同時に今お話がありましたまちづくり委員会を制定いたしまして、既に住民の皆さん方と首っ引きでいろんなことをやっております。更にはまた簡明なお答えの中で端折って飛ばしてまいりますけれども、必要に応じては住民投票ないしはアンケートなど取ろうというふうなことでありまして、必要と言いますか重かつ大の行政問題民意を聞いた方が良かろうと代表制でありますので議員の皆さんがオーケーと言えば、オーケーになるわけですが法律的には。やはり住民挙げて考えた方が良いでしょうという重かつ大というふうな問題に関しましては、例えば合併問題がそうでした。アンケートを作成し住民投票と同じような状態で行ったわけでありまして、そんなようなことは適宜させていただいている現在町であります。更にはまた議会のあり方、また町のあり方などもそのように施行されておりますし、また辰野町は区の行政がしっかりと任意団体ではございますけれどもさせていただいております、町政懇談会などでもいろんなこちらの現状お話申し上げたり、更にはまた区民の皆さん方あるいは区の区長さんや区会議員の皆さん方が区民の声を町会議員の皆さん方と同じように、更にもう少し幅狭く吸収して出ている意見などもお伺いしたりしてそれらが適宜大事なことは政策に盛り込んでいるとこんなようなことが既に進んでいるわけでありまして、あえてここでそういった条例を作って再認識することも悪くはないと思いますが、もう少し検討させていただいて、全く違うことをやっているようでしたらこれは大問題でございますけれども少し研究の時間を欲しいなど、

本当はセットで議会の基本条例と出せば一番良いとも思いますけれども、既にそういう所を今精査しなければ何故にただ無駄に形式だけやってみても意味がないわけですがもう少し現在やっている、実際には住民自治条例と同じようなことやっているわけでありますので辰野町の場合どこが不備であろうか検討させていただき、更に掘り下げてもう既に検討はいたしておりますけれどもより時間の余裕をお与えいただければありがたいと、このようにも考えてるところであります。今の件に対しては以上であります。

○岩田（８番）

時間の関係もございまして議論をしても平行線になると思いますけれども、私はやはり両方の基本条例が揃ってこそまちづくりの方向性が見えると。私も１点だけ主張しておきますけれども例えば今言いました、地域の懇談会や何かにしてもですね区長以下、公の人が出てくるだけこれまあ失礼な言い方になりますけれどもそういう形だけの形骸化とは言いませんけれど、要するにちょっと金属疲労が起こってきていると、もっと声なき声を聞くということが私は必要であると思います。そのためにもですねやはりまちづくり、箕面市の場合は「まちづくり理念条例」と称してはありますが、実際に先進地域でブームになったのは2001年に北海道のニセコ町がですね制定してからなりましたけれども、いずれにしましてもですね是非、今日明日ということじゃないんですけれども、検討をいただきたいと思います。それでは２問目に移りたいと思います。

続きまして職員の再雇用制度について伺います。町長はですね以前、同僚議員の質問に対しまして、職員採用を減らしてそして人件費を削減してきた旨の答弁を繰り返されてこられました。これはですね町予算も厳しい中、財務面からある程度の成果というか効果ですね、はあったと評価しております。しかしですね実際に退職されて翌日から農業に勤しまれている方もおれば、自分の趣味やライフワークに挑戦されている人もおられますけれどもこの辰野町の現状、特にですね少子、私は超高齢化と言ってますけれども61歳はまだまだ社会でですね有用に働ける年齢であるということございまして。そしてですね事実ですね私の所に働きたいと思っている退職職員もたくさんおります。ここにですね私が総務課からいただきました昨年4月1日現在の役場の一般職の、分かりやすく一般職にちょっと限りますけれども年齢構成表がございまして。簡単に申しますけれども20歳未満が1人、20～30歳が12人、

30～40歳が34人、40～50歳25人、50～60歳57人、合計129人となっております。特にこのひな壇に座られてる方もおられますけれども、59歳ここで退職される職員は8人、中でも課長級5人となっております。私も民間ですけれども株式会社という組織に何社か在籍したわけがございますけれども、組織というものは必ず補完作用がありますので役場におきましてはですね、業務は遅滞なく引き継がれてると思えますけれどもこの町全体ですね雇用やこのさきほど申しました超高齢化の波に対応して行くためにはにはですね、今後ですねやはり65歳まで、私は更に68歳もと考えてますけれども65歳までは働けるですね再雇用制度を創設・構築してゆく必要があると思えますけれども、町長のお考えを伺いたいと思えます。

○町長

2番目の質問でございます。職員の募集などを例えば8人辞めれば2人しか入れない。6人辞めたら3人しか入れない。10人辞めても1人しか入れない。こんなようなことを5、6年続けてまいりまして、よその同規模の市町村よりも病院とかそういう別に持っている所は別ですが、事務職員員に関しましては相当今現在は減っております、議員の指摘するところあります。ある一定の効果と申しますけれどもこの人件費削減は億単位の効果が現在出ております。ただ保育士だとかそれから病院の看護師などは、お医者さんは手の出る程何人でも欲しいんですけれども、何床によって何人、7対1なら15対1なら1対1ならとかいう規程がありますので、また保育士の場合も園児何人にあたって何人、こういうのありますので削減できない部分もありますがですからそういう特殊な所を除きまして有資格者のやる所、定員が決まっている所は除きまして、相当程度一般事務職員員の皆さん方には実は相当の負担を掛けております。減ってきているということ自体は仕事量は減りませんので結局一人の人の仕事量、キャパって言いますか兼務が多くなって、そして頑張ってくれているということでありまして、こういった事情で現在ありますので不景気でうんぬんだということもありますが、一大大事業、病院を建てるとかいろんなことがございますのでそういった意味でも職員も歯を食いしばって頑張ってくれているところあります。議員がおっしゃるとおりにそういうふうにやってまいりますと総体的にスーっと減ってくれば良いんですけれども、ある一定の所がドカンと抜けるとドカンと空いちゃうと、下手しちゃうとですね30代でもって課長しなきゃいけないような状態も出てくる可能性だってもちろんこれバランス的には出てまいります。

そういったことで辰野町の場合は再任用、同時にまた臨時雇用、2通りのやり方がございまして保育士なんかは有資格者がいる所は臨時採用というような形でお願いをいたしております。有資格者が急に一般からも募集いたしておりますし、また辞めた方で子育て終わってできるっていうような方にまたお願いすると、こんなようなこととございます。なおまた一般職の場合も経験がないとできないこともございます。そういった意味におきまして私も職員を減らしていく、今現在辰野町の人件費は18%ぐらいです。行政体で30%超えたら危ないぞって言われるぐらいの合言葉があるぐらいですが18%ぐらいで郡下でも一番安い所にきているだろうと、人件費ですね。郡下と言いますか、同規模の町と比較していった方が良くと思うんですが全国あたり、それだけその筈です、減らしてきました。それでそれに対するいろんな問題点が起こってくるのは折り込み済みでありまして、その時点ではそのように再任用、再任用よりも臨時雇用の方が給与なども安くて済むわけでありまして、それから1年とか2年とかでもう一回見直しながら公募を掛けながら、あるいはまた経験者というふうな条件を入れたりして雇用することができますので、そのようなことをお願いしたいと思っております。したがってもう既に1、2年もう辞めた方、これから辞められる方「辞めたってまた来てもらわなきゃいけない時あるぞ」っていうようなことは半分冗談ながらお願いをしてるところであります。やはりある一定の年齢層をつなぐ必要があるところはそうしております。ただあまりこれをやってしまいますと、ワークシェアリングに反する部分もあります。定年制を延ばす、その分だけ若い人が入れないということでもありますから、今の就職難いろんな問題に対してどのように整合性が取れるか検討しなきゃなりませんし、あまりまた半分冗談で申し上げますけれども役場の職員の方を再雇用、再雇用と再任用とあるいはまた臨時で入れてるということに対しましては、住民の皆さん方からこちらからお願いしてどうしても必要だから入れたというようなことであっても「天下りじゃないか」というような冗談めいた言葉も出てくるんじゃないかな、というようなことも懸念をいたしてるところであります。それらを網羅しながらまた情報公開して「こういう理由でこのように入れます」ということを公開しながら、再任用は十二分に進めていかなきゃならないとこんなふうにも思っているところであります。

○岩田（8番）

今町長は臨時雇用とかで対応すれば良いということですがけれども、臨時雇用で例

えばまた役場の職員が5名枠のところを4名採用されたということになれば逆にですね、採用された方もですね居心地が悪いということです。ですから私は町長のお考えとは別にですね再雇用制度というものをキチッとですね、システム化して町民の皆さんに提示するということがですね、むしろ働き易いということについてご指摘をしたいと思います。ワークシェアの話もございましたけれども私自分のことも言うわけですがけれども、孔子はですね「小人閑居して不善をなす」と、要するに暇だとね人間ろくなことを考えないということでございますけれども、60歳から65歳くらいまだまだ働ける年齢の人たちをですね、この辰野町の全体の活性化とですね経験を活かした要するに雇用に就くことによってですね、キチッとしたですね高齢化社会のワークシェア社会に対応できるソフトランディングと言いますかね、そういう形の中で辰野のですね近未来を考えていただきたいと思います。いずれにしましてもですね、さきほど言われたようにですね医療とか福祉の部門にみられるようにですね専門化された部門では、要するに「余人を持って代え難い」といういい方おかしいですがけれども、あの人でなければという方もおられますので是非この点も含めてですねお考えいただけたらと思います。2番目の質問は終わります。

3番目に移りますけれども「辰野総合病院のあり方研究委員会」の報告書は前田委員長を中心とした渾身の力作であり、手前味噌になってしまいますけれどもツウレイトではありましたけれども経営の改善委員会設立に向かってですね例え一歩でも踏み出したことはささやかな成果であったと思っております。さてですね病院建設にあたり、建設委員会ですまざまな検討や決定がなされていると思っておりますが、構成人数ですね建設委員会の、とその中でですね建築専門家が何名入っているのでしょうか？まず最初に伺いたいと思います。

○辰野病院事務長

構成委員でありますけれども運営委員会9名プラス一般公募者、それから設計関係者1名、保健関係の方1名、それから青年会議所の方1名、それから地元の区長さん1名、それから病院職員3名併せて17人、プラス事務局で構成しております。

○岩田（8番）

今、構成は分かりましたけれどもはっきり言われたのは建築の専門家は1名だと1名しか入っていないとも言えますし、1名は入っているよとも言えますけれども建設委員会という立て前でいきますとですね、どうもいろんな委員会をみますとこの建

設委員会に限らずですね、どっかの理事長とか充て職でもないですけどもそういう形、要するに形式に馴染んでしまいます。今度のような場合はですね非常に病院のですね建設についてですね、やっぱり建設に精通した方々を3人とか5人とか入れてですねやらないとですね必ずですね今の現状の建物が雨漏りでいうわけでもございませぬけれども、将来に禍根を残すことが私としては懸念されます。特にですね、町長や事務長が折に触れて力説しておられます回復期のリハビリ患者の受け入れについてちょっと伺いたいと思います。当然ですね、リハビリ室についてはスペース、設備ともこの病院の生き残りをかけて特長を出すために、しっかり計画・確保されていると考えますけれども床面積とその規模はどうなっているのでしょうか。お伺いします。

○町 長

事務長の方からもお答え申し上げますが、やはりこれから回復期、亜急性期対応ということになりますとリハビリが非常に大きな部門を占めてまいります。建設委員会の方でも指摘され、最初よりは少しは、少しはって言いますか大きくはしました。しかしそれだけでなく今あちらこちらの病院など行ってみましても廊下の広い所でもリハビリ、部屋が狭いからでなくて実際に歩くのは廊下の方がというようなことで手すりもありますしそちらを使ったり、あるいは天気の良い日は外、だからそういうスペースも取ってありますので、それも一緒に兼ねてやれるというふうな形であります。現在のところはシャワーだとかいろいろなものがあっておりますけれども、これはもうシャワーは各部屋、各部屋って言いますか病棟毎って言いますか、階毎に設置いたしますのでそこでリハビリ室の所へ来てシャワーを浴びるとというような形は不必要になってまいりますので、そのスペースも今度はまるまるリハビリで使えるとこういうような考え方で現在おまして、大体リハビリの専門の今いますP・T（理学療法士）O・T（作業療法士）S・T（言語聴覚士）それぞれの考え方の中でこのスペースを現在確保しております。面積的には事務長からお答えいたします。

○辰野病院事務長

現状でありますけれども、今町長答弁のとおりでシャワー浴というか特殊浴場の寝たきりの方の入る浴槽も含めてであります。訓練室も含めて193㎡スタッフルーム別にあるんですが、そこも含めて193㎡くらいであります。それから新病院

はそういうシャワー浴等は各病棟に設置しましてリハビリの部屋にはないんですが、訓練室それから新しい病院につきましては言語聴覚訓練室、それから自宅での復帰に向けた畳の部屋ですか、それとお湯の入ってないっていう言い方もおかしいですけども浴槽、それからトイレ、いわゆる在宅へ帰っての訓練をするというそういう部屋も含まれておりますけども、それらを含めて 284 m²であります。それからリハビリ室前の屋外スペースが出られるようになっておりますので、そこも有効利用をしていきたい、そんなふうに考えております。

○岩田（8番）

何階にあるんですか、それは。

○辰野病院事務長

2階ですが。

○岩田（8番）

今の延べ 284 m²でその大訓練室は何 m²ですか。

○辰野病院事務長

.....

○岩田（8番）

結構です。そうしますとですね、例えば病院経営も当然今地域間競争の時代でございます。伊那中央病院とのですね連携で回復期の患者さんを受け入れる態勢が重要ということを再三再四町長も事務長も申されておりましたけれども、私が直近の身近なですね生協病院のリハビリ体制を調査してみますとですね、リハビリ室ですね 350 m²、そしてですね常勤医は 5 名でございますけれどもさきほど言いました療法士ですね P・T 18 名、O・T 16 名、S・T 5 名なんと療法士だけでも 39 名という陣容です。辰野はトータルで療法士は何名でしょう。

○辰野病院事務長

今現在であります。理学療法士でありますけども 4 名、P・T、理学療法士。それと作業療法士が 3 名の 7 名であります。23 年の 4 月からはそれぞれ増やしまして 10 名体制ということになっております。

○岩田（8番）

S・T はいないの？

○辰野病院事務長

S . Tはおりません。

○岩田（8番）

そうしますとね、その体制で別に生協病院と競争しようということではありませんけれど、いずれにしてもそういう競合関係にあって、じゃあですね伊那中の患者さんあるいは先生がどこへ移そうかなとなった時に、どう考えるかということでもありますよね。やはりですねこういうことについてコンセプトがしっかりした形でできていないとですね、地域間の競争に勝てないじゃないかと私は考えるんですね。更にここで計画されてます岡谷市民病院の新設計画が進んでおります。この岡谷市民病院もですね更にですねハイグレードなりハビリを軸とした、あるいは一つの柱とした病院を目指しているという話も聞いております。辰野病院もですね今度は経営委員会という形になりますけれども、このへんのところをですね勘案しながらですね、ハード面からもですね一層の検討をお願いしたいと思います。今屋外スペースと言いましたけれど、その大訓練室のリハビリ室の所、出た所で屋外でそういうスペースを造るということのを伺ったんですけれども、じゃあ例えばその床の仕上げは何になってますか。

○辰野病院事務長

一般的な庭園でありますので、通常の訓練というよりは何て言いますか外へ出て通常の道を歩くとか、そういう訓練ありますよね。そういう訓練も含めた訓練ということのを想定して、ですから訓練室の床材とかそれを使用してとかそういうことではないです。

○岩田（8番）

コンクリートですか。

○辰野病院事務長

そういうことになると思います。

○岩田（8番）

そうしますとですね私、自分の専門で防水をいうわけですけれども、じゃその下の防水の仕様はどういう形になってますか。

○辰野病院事務長

細かい部分の設計等、ちょっと私説明する資料持っておりませんが、いわ

ゆる通常の防水加工、防水の対策を取っていることになっております。

○岩田（８番）

結局ですね、よくテレビや何かで都会で屋上にですね庭園があって良いという形になってますけれども、この寒冷地で凍結融解し雪でも降る、そうしますとですね防水層は必ずガタガタになってくる裏に水が回って、そういうねまたその二重の愚を犯す、それだったらですね今ですね内部の訓練室の床面積を広げるというのは私は賢明だと思います。この部分はですねここで細かく議論することじゃないので指摘しておきます。もう一つ１点伺いたいんですけれども、いずれにしても総合病院でございますので当然、自動支払いシステムが完備されてなきゃいけないと思うんですけれども、議員に提示されました図面の中ではちょっと明らかでございませんのでご説明いただきたいと思います。

○町 長

自動支払い機に入る前に、今要望って言いますか注文だけ付けてということになっておりますけれども、これリハビリっていうのはリハビリ室だけでやるのがリハビリでなくて、まずは病床、自分の入院しているそのベッドでリハビリ士がそこへ行って始まることから始まります。さきほどいったように更に器具を使ったり何かする、それに対しましては部屋を使います。同時に歩行などは廊下も使います。それからどこでも屋外のリハビリ環境のために天気の良い日はその環境も兼ねて、いろんな意味のリハビリなどもかけて、精神リハビリもかけて屋外でやるのが一応現在、寒冷地であってもそりゃ雪が降ったり雨が降ってる時は別ですができるようになっております。防水はもう当たり前のアスファルトにするか普通の防水マットにするか、その上にシルバー掛けるか、一応のやり方であります。さてそれでは、あっそれから辰野病院の今の現在のO.T、P.T、S.Tの問題に対しましては今地域連携の室ができて伊那中ほかから亜急性期を受け入れ始めたのが10月ぐらいからですから、段々今増えてきておりますがその様相に合わせてそういった作業療法士、理学療法士、あるいはまた言語聴覚士などを雇用するように募集を掛けているところであります。したがって最初から全部揃えて待っているってこういうことでありませんので、これからは常備、そうしないと患者さんがいないのに経費だけ余計掛かっちゃうとこういう形になりますので、相合わせて平行して増やしていくつもりであります。それから今の自動清算機でありますけれども、これも患者

さんが相当来たりなんかする所、特に外来などでは利用されておりますけれどもこれも 1,000 万、表示が出てくるお年寄りでもやさしいっていう形になってくると 1,600 万ぐらいするわけでありまして、この稼働につきましてじゃあどんなふうに管理するかということでもあります。少し私どもも検討してみたわけではありますが、銀行あたりがこれ管理してくれれば一番良いんですけれどもお金の出し入れを全部しなきゃなりません。同時におつりも常に困らないように入れとかなきゃならない、ということで管理をする人が専門に一人工っていうことではありませんけれども、0.何人工かは常に必要である。同時にまたその機械をお年寄りの方などもこれから増えてまいります但し使えるのに一々説明してあげなきゃいけない、こういうこともあります。ということと同時にコストも非常に掛かるということで、これはいつでも入れようと思えば入れられるわけでありまして、しかし一番患者さんが待つて困るのは診療が終わってレセプト、あるいはまたカルテかなどが回って請求金額いくらだと、同時に薬の処方箋が出てくる、この時間が掛かるわけでありましてその時間から今度は払うのにそんなに時間を要しているという所はあまりないわけでありまして。同時にまた払わなくて帰る方もでちゃうとあまり良くないという形もありますので、よく検討して必要あれば導入できる、またスペースもありますのでお金出せば買えることでもありますし、それが適宜、今現在ではすぐ入れた方が良くというふうなことは現在検討中でありまして決定いたしておりません。以上であります。

○岩田（8番）

今町長の説明をるる聞いたわけですがけれども、私は辰野病院で自分は患者になっております。それからよその大学病院にも掛かっております。ですけれどもその大学病院ではピシッとカードでも払えるし、そんなことを議論しているようでは辰野病院の先は思いやられるかなと思っております。自動支払いシステムについてはキッチリと検討していただきたいと思います。総合病院でそんな設備がない所はですね必ず取り残されていくということを指摘しておきたいと思います。それでは時間もございませんので、端的にお答えいただけたらと思いますけれども改革プランがですねさきの『信濃毎日新聞』の報道によればですね5年延びて2018年か、になったという話ですがけれどもこれについてちょっと伺いたいと思います。

○辰野病院事務長

改革プランの見直しにつきましては従来のもものが22年度建設、23年度診療開始というものでありました。ここで23年度建設、24年度診療開始ということが概ね決まったというか、その理に基づいて進行しているわけでありますのでそれも改正と22年度までの概ねの実績の数値が確定した部分がありますので、その修正が主なものであります。

○岩田（8番）

事務長の説明と私自身の調べたところでも確かに事務長苦勞されて作られたと思いますけれども、朝令暮改のようにですねプランを変えるっていうことは私はね、要するにそこまでの見通しがですね甘かったということの照査でございますから、今後はですねそのプランに沿ってキッチリやっていただきたいと思います。さきのあり方研究委員会ですね報告でもです。病院建設と経営が有機的、機能的にリンクした形で議論されなかったことをですね報告してありますけれども、ハードとソフトが揃って初めてですね病院経営も上手くいくと思います。これは答弁も必要ございませんけれども、私の考えでいきますとどういう形であれですねいずれ辰野病院の生き残っていく道はアウトソーシングしかないという、どういう形になるか分かりませんがそこで町長が一大政治決断をしなければならないということ、これは要望でなく私の予言として申し上げて、この項を終わりたいと思います。

4つ目でございますけれども、教育問題でございます。小学校5・6年生がですね来春より英語が必修化するというところでございますけれども、新しい学習要綱でゆとりからの脱皮を図り、内容量が大幅増えております。教師側の負担も大変な中プレッシャーも相当なものがあると思います。私はですね最重要科目は「国語」だと考えますけれども、なぜですねここで5年6年生に英語教育をですね導入する必要があるのか、質問します。

○町 長

教育長の方から詳しく答弁申し上げますが、今小学生の英語導入ということですが、これはあくまで授業、あるいは今国語が大事だっていうことですが、国語も確かに大事であります。国語も例えばテストやっても満点取れないのになんで英語かって、これは屁理屈でありまして国語の時間を割いて英語やっているわけじゃありません。同時にまたこれは単位として現在英語を導入しているんでなくて

聞く話す、慣れ親しむということで、書く読むというような授業ではありません。英語とていずれにしましても国際語でありますので、将来マスターしていく必要があるならば、やはりできれば早くから慣れ親しんだ方がより良いことは間違いないとこんなように思っています。教育長からお答えいただきます。

○教育長

今町長申し上げたとおりだというふうに思いますが、英語教育というふうに今言われましたけれども、正しくは外国語活動という活動でありまして必ずしも英語でなくても良いわけで、いわゆる異文化理解ということが非常に大きな内容になっております。学習指導要領ってというのは法的な拘束力がありますので、学習指導要領に定められたことはやらなくてはならないというふうに理解しておりますので、必要か必要でないかの議論の前に、やらざるを得ないというのが実状だというふうに思います。今おっしゃられるようにですね、反対論を唱える人もたくさんいらっしゃいます。特に反対論の先頭に立っているのは諏訪市出身の藤原正彦お茶の水大学の名誉教授の先生。この先生は「本当に一に国語、二に国語、三、四がなくて五に算数、あとは十以下」とこういうふうについておられます。更にですね「小学校から英語を教えることは日本を滅ぼす最も確実な方法だ」というような言い方もしていらっしゃいます。なのでいろいろな議論はあろうかというふうに思いますけれども、中央教育審議会が審議をし新しい学習指導要領に小学校5年生、6年生について年間に35時間の外国語活動を行いなさいという決まりがありますのでやっぺいかざるを得ない、いうふうに考えております。以上です。

○岩田（8番）

次の質問で辰野町の教育委員会独自の判断で廃止できないかという質問を用意しておりましたけれども、これはとても無理と。私は英語の時間も大切でしょうけれども新聞や読書の時間をですねもう少しこの町の小中学校にはですね今でもやっておられると思いますけれども、充てるべきということをですね主張したいと思います。更にですねやらなければならないという形の中でも段取りをされてると思いますけれども、質の良いですねALTの確保が大切ではありますが配置人数や基準はどうなっているのか、またその人たちはですね日本の教員資格を持っていないような気もしますけれども、当然外国人になると思いますけれどもトラブルは考えられるのか、そのあたりの対策も含めてお考えを伺いたいと思います。

○教育長

21年度と22年度におきまして学習指導要領の移行期間ということでありましたので、新しい学習指導要領に沿ってやる部分があっても良いとなくとも良いと、こういうことでありました。辰野町におきましては21年度5、6年生に15時間年間英語活動やってまいりました。22年度は25時間やってきました。来年23年度からはフルに35時間を行うとこういうことであります。今までにおきましてもALTという言語助手の先生を入れてずっとやってまいりました。23年度以降も同じようにALTの先生をT・T、ティーム・ティーチングの形で担任の先生とともに授業をしていただく。本来授業をするのは担任であります。ALTはあくまでアシスタントであります。そこでこれから今もですね特にコンスタントに今おっしゃられるように授業に対応できるように時間数も増えてきておりますので、1名を町の専属として雇い入れて派遣会社の方から紹介していただいた立派なALTを使っていきたいというふうに考えております。派遣会社の方で人物を立派な人物を選定してくれる。しかもそのALTに研修もしてくれると、それからいろいろな契約のこともみんな手助けをしてくる。しかも日本語もある程度できて先生方と打合せをするのにも非常に都合が良い、日本でかなり長い間そういうことをしてきた方でありました。そういう人を専属として雇いたいとこんなふうに考えているところであります。それから資格につきましては特に定めは何にもありませんので、資格はなくても要するにネイティブスピーカー、母国語を英語としている人ならばそれでよろしいと、こういうことでもありますのでそういう方向でいきたいと考えております。以上です。

○岩田（8番）

今伺いまして安心しましたけれどもここで最後の質問となりますけれども、いずれにしてもグローバル化・IT社会の到来、児童の教育方法や指導内容など国際学力テストにも対応していかなければならないような時代になっております。ゆとり教育からの脱皮の中で、内容を充実させてくるような新学習指導要領が出たわけでございますけれども今度の指導要領見ますと長文読解に順応できるピサ型、

「PIISA型」学力、あるいはですね「スパイラル学習」というような学習内容を完全に理解定着させるような方法が書かれておりますけれども、これは昔風でいえばドリル学習でございますけれども「読み」「書き」「計算」をですねしっかり定着させるために教育長としてのお考えはどういう形のものがあるのでしょうか。

○議 長

質問時間はとくに過ぎてますので、これで打ち切ってください。

○岩田（8番）

質問時間がききましたので、読み、書き、計算をしっかり教える、これを指摘しまして私の質問を終了したいと思います。ありがとうございました。

○議 長

進行いたします。質問順位2番、議席9番、根橋俊夫議員。

【質問順位2番、議席9番、根橋 俊夫 議員】

○根橋（9番）

それでは通告にしたがいまして2点について質問をしてまいりたいと思います。最初は地域経済の活性化・雇用の拡大についてであります。日本経済の動向につきましては日銀の報告や県の統計などでは最近、踊り場を脱したという報道もありますけれども、町民の実感ではとても上向いているという状況ではないと思います。大企業は海外に活路を見出して工場を海外に移転したり、活動拠点を新設したりして企業業績を上げ、莫大な内部留保を蓄積をしてきております。その一方で大部分の下請中小企業は仕事があっても単価を切り下げられたり、あるいは下請発注そのものの減少や打ち切りなどによって経営は苦しくなる一方で、廃業をせざるを得ない事業者が続出をしてきております。また労働者の賃金は非正規雇用の増加などにより下落が続いており、こうしたいわゆるデフレスパイラルという偏った経済運営によって内需が落ち込み、先進諸国の中で日本だけがGDPがこの10年間殆ど伸びないことから、最近中国に抜かれて世界第3位という事態になっているわけであり、こうした全国的な経済情勢下にあって特に諏訪地域、上伊那地域の経済的な落ち込みは深刻となってきました。したがって地域経済の活性化と雇用の拡大は今町民が最も関心を持っている政策課題の一つであります。このことにつきましては12月議会でも取り上げましたけれども、時間不足もあって不十分でありましたので、今回改めて取り上げをさせていただきます。さて、経済活性化や雇用の拡大対策については国や県が果たすべき役割が非常に大きいとは思いますが、町としてもできることは積極的にやっつけていかなきゃならないというふうに思います。とかく行政の施策は国の省庁の事業区分にしたがって縦割りで計画されて議論をされがちですけれども、地域経済活性化と雇用の拡大という切り口から横断的に質問をして

まいりたいと思います。まず町長にお伺いしたいのは、この地域経済の活性化と雇用の拡大という切実な町民要望に対して、町長としてはどのように認識をされ23年度予算においてはどのように配慮をされたのでしょうか。まずそのところをお伺いしたいと思います。

○町 長

それでは質問順位第2番の根橋俊夫議員の質問にお答えを申し上げます。現在の地域経済活性化・雇用拡大についてどのように考えているかということですが、元より景気というものは上がったたり下がったりするわけでありますので、そのことはもちろん予測し町の発展のためにも働く場所を若い者にも、年配の方にもですがありますが、という意味で企業誘致をしたりいろいろなことを進めてまいりました。しかしリーマン・ショック以来、日本中が特に日本が遅れてますけども諸外国もそうですが、例外的に中国とかアメリカは立ち直ったようでありますけれどもその間というものは非常に仕事が少ない、単価も切り下げがあると。まして企業誘致しようとも気があっても来るわけにいかない。同時にまた今も議員も触れていられましたけれども、構造改革も、企業自体の構造改革の変化も世界にみられる。結局賃金の安い所へ物作りが行ってしまった。これは特に中国、東南アジア多いんですけどもそういう傾向が出ておりましたけれどもそれが益々激しくなった。特に量産物は行っている、ということの中でなかなか立ち直りが遅れGDPがちっとも上がらない。中国に抜かれて3位になった。それでも世界で3位ですから、それで良いっていうわけじゃありませんけれども更にまたどっかから抜かれる可能性も出てくるだろうとそんなふうに思います。これに対しましてやはり日本でやっていくことは日本の頭脳を使って、量産しなくても非常に付加価値の高いものあるいはものを独創し発明し、そして機能をする、更にまた精密化する。よそではできないようなものをやると、こういうようなことで今企業も一生懸命頑張って日本に残って結構忙しい企業などもそういった分野が非常に展開されているので生き残れるという形になってまいります。ますますそのことを考えていただきたいということで、辰野町の商工会ともタイアップして若干商工会の方にも予算なども上げさせてもらうところは上げさせてもらうような方向も加味しながら、そして何かの開発をして欲しい。また異業種間交流などもドンドン進めて欲しい。同業種間だけの情報交換は今までもやられておりますけれども、逆にいうとライバルでありますから

全部が話せるかどうか分かりませんが、異業種間ですと本当にそっからいろいろ話ができる。そんなようなところから異業種が3つぐらい組んで一つの企業をまた創設できる。あるいは企業を起さなくても自分の企業の中へある商品を取り組んで、ともに一つのパターンを作れるというのは前の昔のイタリア方式ですけどもそういった方もやってもらいたいというようなこともお願いをいたしております。積極的にこれはということが今現在ありませんので、少し困っているところでありますけれどもこれは常にこういうことは考えて独創的な考えもまた行政の中にも持っていかなきゃならない、こういうことであります。しかし何か新しいことを考えている内に今の企業がダメになってもいけないとこういうことでありますから、大手の皆さん方にも聞いたり、あるいはまた下請け、中小企業、零細の皆さん方にもお話する中で良い模索はないか、行政として支援できないか、いろんなことをまた進めていきたいとこんなように思っております。正月時点の情報ですと辰野の世界的なシェア、一部上場に乗せたり世界的に活動されてる大きな大手の企業が辰野にありますので3、4社、2、3社ほど聞いてみますと結構立ち直りつつある、こういうところがみられております。しかし全く同じようにものを作って全く同じようにやってる中で立ち直れたかっていうと、そうでなくてやはりそこでも一つの転換も考えてる。こういうふうなことであります。発想も大分同じものですけどもちょっと例えば温度に非常に、一つの例ですが温度が低くても定着しやすいようなトナーを作るとかそんなような改良型の中でシェアを拡大できてきているというようなこともあるようであります。そういったことの一所懸命お願いを申し上げてまた、下請けを辰野に使っていただくならできるだけ辰野の方へ仕事出していただくようお願い方を言い出しているところであります。以上であります。

○根橋（9番）

この間、各自治体は企業誘致ということで非常に熱心に取り組んでそのことが地域経済の活性化になるという考えがあったかと思うんですけども、ご存知のとおりこの一番例えば大手では例のシャープの亀山工場の撤退というのは非常に大きな衝撃を持って受け止められておりました、数百億円というような自治体がトップが支援したにも関わらず、一方的に出て行ってしまったと。あるいは近年伊那市でも最近NECライティングというような所もこれも自治体、兼町の支援を受けながらサッサと出て行ってしまったというような、非常にこの企業誘致というのは非常な

リスクを伴っておりまして、その点で企業の自由活動を自治体の方でどうやってコントロールできるなんて、できるわけありませんので私はこの企業誘致っていうのはダメとはいいませんけれども、やっぱりそれよりも地元企業が元気になっていただく。地元企業がやっぱり活性化できる、前進できるというような施策をやっぱり町はやっていくべきだという意見をまず申し上げたいと思います。今も言われたとおり本当に町、特に工業の振興につきましてもは国県のやはり施策が非常に大事で、そのことは国政の大きな課題なんですけれども、町としても町長の今のお話のとおり特に今これというところはないということなんです、これから議論進めますけれども細かい点は多々ありますので、是非考えてもらいたいと思うわけです。次に2番目のそうした観点から住宅リフォーム助成制度について伺いたいと思います。このことにつきましては12月議会で取り上げさせていただき、これは地域経済活性化が非常に大きい。なぜ大きいかというと財政主導で、財政支出だけの金ではなくその5倍、数倍もの経済効果が、それによって民間の資金を動かすことができるということで非常に経済効果が大きいということで全国的に今進んできているわけなんですけれども、それを即ち実施いただきたいという提案をしていましたところ、その時は「検討はしてみたい」という答弁でありました。その年明けには上伊那建設労組からの町長宛の陳情もあったようであり、また上伊那民主商工会からは今議会に陳情も寄せられております。町長は過日の23年度予算についてのプレス発表の際「当初予算編成作業には間に合わなかったが23年度において住宅リフォームへの助成を実施したい」と表明をされました。この報道は関係者にとって「非常に朗報であって希望が持てる」というふうに喜びの声が多数寄せられております。大事なことは一刻も早く予算化をして実施していただくことだと思いますけれども、具体的にはどのぐらいの予算規模でどのような内容で実施をする計画なのか、またいつ議会に議案を提出するのかお伺いしたいと思います。

○町 長

今の住宅リフォーム助成制度ということで住宅関連の事業に対してという質問であります。しかし今までも現在、何もしてなんだんじゃなくて相当やってきております。辰野町の場合にはまた課長の方から今までやってることも無意識ではいけませんので介護保険の関係やら、障がい者の住宅の促進やら、高齢者にやさしい住宅促進事業、課長の方からお答え申し上げますがそれらを含めたりして、また建設水

道の方でもまた課長の方からお答えいたしますけれども水洗便所以下の改造したりするときには1世帯80万以内で融資額を出すとかいろんなことをやっているわけがあります。これに対しまして今度は更にそれに上乘せすると、一部景気対策の様相もありますのでということではいろいろ検討いたしまして、印刷的な問題もありましたので23年度早めに、いついっかって言えませんが町の方は議会の方へ提案したいとこんなふうに思っております。6月までいっちゃいますと定例会で良いんですけども、その前に臨時議会が取れば、しかし改選期でもありますので5月になるのか、あるいは改選前の選挙中でも4月でもお願いするか、ちょっとそのへんはまだはっきりいたしません、早めにやっていく予定です。予算規模は大体500万ぐらいを見込んで23年度予算を発表したわけがありますから、500万を出せる状態で23年度予算を発表いたしてあります。そのぐらいの規模にしたいとこんなふうに思っています。課長の方からこんな時でありますので常日頃もいろんな制度をしていたってということだけお答えを申し上げます。

○建設水道課長

私の方からはさきほど町長が申し上げました、住宅の関係の関連の支援の関係でありますけれども、建設水道課サイドでは辰野町水洗便所等改造資金融資幹旋要綱というのがございまして、その中で汲み取り便所を水洗便所に改良する、そしてなおかつ公共下水道に接続するのに対しまして、工事の資金を融資幹旋をしているわけがあります。それが町の決めた、例えば滞納してないとかですね、あるいは住居であるというような条件がございまして、その条件を満たしてあれば融資幹旋額は80万円までを融資幹旋はしております。その内、掛かった費用の内60万円までは利子補給までしているという形の中での支援をしております。このところ下水道の接続は非常に完備しまして、90何パーセントの中で利用率殆ど少なくなりまして現在利用者は2名おまして、年間の利子補給額というのは年間で1万2,624円でありますけれども、そのような住宅関連事業の支援もございましてよろしくお願いいたします。以上です。

○保健福祉課長

それでは私の方から福祉制度の中での住宅改修制度でございまして、まず介護保険の関係でこれ認定区分に限らず限度額20万円でございます。本人1割負担がこの中に入っておりますが、手すりの取り付けとか段差の解消、それから滑り止

め防止、引き戸の取り替え、洋式便所の取り替えというようなことが入っております。これはここ5年間で163件ほど介護保険の方から出ております。また障がい者関係でございますけれども、やさしい住宅改良促進事業っていうのがございます。これにつきましては限度額70万円、本人1割の負担を含んだ中で70万円でございますが、該当者が使用する居室または浴室、便所等の改良に伴うものについてこういう制度があって現在も出ております。以上でございます。

○根橋（9番）

分かりました。それで特にこの事業を一刻も早く実施をしていただくことが非常に大事なと思うわけですが、次のこの事業に関しまして3点ちょっと町長の考えを伺いたいと思います。1つは長野県は今検討はしているとは言いつつ実際には阿部知事もやるとは言っておりません。もし県がこれ予算を組んでですね市町村補助とのセットでやっていただければ更にこの事業規模が広がる可能性があるわけですので、この県に積極的にこの事業をですね実施するように要望していくべきと考えますがそのへんはどうかと。それから2つ目なんですけれども、今もご説明いただきましたように下水道の接続だとかそれから介護保険関連、これ非常にあることは結構で私は承知はしておりましたけれども、今回のリフォームにつきましてはそうしたある意味今の点は目的が限定をされているわけですが、実際には子ども部屋が欲しいとか、あるいは中が大分住みにくくなったので改装をしたいとかあるいは耐震もそれに併せてやりたいとか、いろいろ個人の町民の皆さんの実状によっていろいろ動機はさまざまだと思うわけですね。ですのでその対象をあまり狭めないような形でリフォームをやりたいっていう希望に添うような形の事業内容を組んでいただけないかということ思うんですけれどもその点がどうかと。3点目はどこも状況によりますと異常な人気で場合によると更に補正といいますかね、これでは足りないということも予想されるようなんですけれども、そのへんは今後もし希望者が増えてけばこの予算も更に増やしていくお考えはあるか、その3点についてお伺いしたいと思います。

○町 長

次の質問にお答えいたします。3点であります。簡略にご説明申し上げます。県の方へは実施要望は既に町村会の方でいたしております。更にまた続けていくつもりであります。次の質問は耐震だとかいろんなこと、高齢者とか福祉とかでなくて

何でも動機付けは各家庭に任せて範囲を拡げろということでもありますので、これは今回も特別範囲を決めてありません。改装であればリフォームであればそのように補助していくとこういうふうなことで提案を早めにしたしたいと思います。それから人気が良くなって 500 万では足りない時にどうするかということでもあります、これはまたその時の工面になってこようかと思えますけれども、何かを削ってというわけにもいきませんが、若干のことはできるかなというふうに思っておりますので金額いくらとか申し上げるわけにはいきませんが、その様子をみさせていただいて考えさせていただきます。以上です。

○根橋（9 番）

それでは是非そのような取組みをお願いをしたいと思います。

次に今日は大変ご多用なところを町の農業委員長さんに議会の方においでいただいております。農業委員会は農業委員会等に関する法律第 6 条によりまして町の農業及び農民に関する事項について意見を公表し、町に対して建議がすることができるという機関になっております。そうした立場からの取組みについてお伺いをしたいと思います。さて辰野町の農業は町全体の産業の中では確かにウエイトは大きくはないと思えます。上伊那の中でも確かにまたしかりであります。しかし農業は多くの町民の皆さんが従事をし、家計収入を少なからずカバーし、また生きがいにもつながっている重要な産業だと思っております。また同時に農業をやるにあたっては苗や肥料、農薬などの生産資材や農機具、燃料など幅広い経済的なつながりを持っており、この農業が地域経済にとっては非常に大きなウエイトを占めているというふうに思っております。したがって新しい事業展開、農業の発展ができれば雇用の拡大にもつながっていくものと期待がされるわけであります。農業への関心の高まりとともに、農業振興への新たな取組みが待たれているという現下かと思っております。ところが民主党、菅内閣は昨年秋突然いわゆる T P P 交渉への参加を表明し国内は騒然としております。もしこの T P P 交渉に参加すれば、農水省の試算でも日本農業は壊滅的な打撃を受け、食糧受給率は 13% まで低下すると言われております。J A 上伊那の試算でも伊那谷の農業は崩壊するとも言われております。更にこの T P P 交渉は農業だけではなく、医療や福祉、金融サービスまで大きな影響を受け、国の仕組みが変わってしまうとも言われております。そこで農業委員長さんにお伺いをいたします。日本が T P P 交渉に参加することについて農業委員

会としてはどのように考えておられるのか、また現在までの農業委員会としてのお取組み、あるいは今後の方針についてお伺いをいたします。

○農業委員長

それでは今までの農業委員会の取組みについてご説明いたします。平成21年の11月4日に開催の長野県の農業委員会大会、また12月の2日の全国農業委員会代表者集会においてこの件につきましては、反対を決議をしておるところでございます。また12月の11日には上伊那と下伊那の農業委員長が下伊那の松川町に集まりまして加藤議員、それから吉田議員にこのT P Pの反対陳情をしておるところでございます。また郡の協議会、県の協議会などとおして組織的に反対運動を展開中でございます。そして辰野町の委員会においても反対署名運動を現在実施中でございます。このような反対運動の中でこれからの農業委員会のT P Pに対する取組み等についてちょっと私の考えを述べたいとこんなように思っておりますので、よろしくお願いたします。まずT P Pに日本が参加した場合、日本の食文化、地域の未来を完全に壊してしまうという危機感が私ども農業委員会にはあります。そして一度失ったことはなかなか取り戻せない。それは安全安心な食糧、それを支える日本の農家、その奥にはふるりの風景や地域の伝統文化を守ってきた農業、農家があるわけでございます。もし日本がこのT P Pに参加した場合には、只今根橋議員よりお話がありましたように国内の農業は崩壊することは間違いないとこんなふうに危機感を感じております。また損失は経済的な面だけではなく、農業が衰退により水田、また田畑、そういうふうな風景がこのT P Pに参加によって崩壊されて荒れた農村になるのではないかとこんなふうに感じておるわけでございます。また辰野町のように中山間地域の集落は限界集落になるのではないかとこんなように思っております。また観光教育福祉とのつながりを持つ首都を癒す地域の魅力を感じ受け農業を作っていかなければならないと、これは何としてもT P Pには反対をしていかなければならないとこんなように思っております。また一方、産業界は参加しなければ国内総生産、換算しますと約1,000億のマイナスの影響を受けるというふうなことが言われておるわけでございます。それと同時に雇用の問題等も企業にとっては大きな打撃があるだろうと、こういうふうな利害関係がお互いに食い違う農業と、産業界は天秤に掛ける議論がこれから更に大きくなっていくのではないかとこんなように思っております。その中で私ども農業委員としましては何としてもこの

農業に対する維持を保つために、反対の問題を取り扱っていきたくこんなふうに思っております。それから日本の自給自足向上や担い手教育、農家の所得の保障など食糧農業農村基本計画に基づき将来的な農業ビジョンを実現すべく施策を国に要求をしていきたく、こんなように思っているのが現在の農業委員会としての気持ちでございます。

○根橋（9番）

大変力強い、またご答弁をいただきまして私は本当に全く今農業委員長さん言われたとおりでありまして、深い洞察からの農業振興あるいは日本の社会を守っていくという決意にも溢れた今のご説明に深く謝意を表したいと思っております。いずれにいたしましてもこのT P P問題につきましては、今工業の経団連等を中心にいたしまして、これに参加しなければ日本の未来はないなどと言っている人たちもいますけれども、私は逆でこれはもうアメリカの要求を鵜呑みに、全く屈服するような内容であるかと思うわけですが、今日はそここのところの議論はちょっと避けますけれども農業委員会の会長さんせっかくおいでいただいた中では、今後更にですねこういった辰野で言えば商工会だとか、そういったところとのなかなかいろんな異なった意見は持つておられるところとの意見交換をするなどしてですね、やはり率直に辰野の未来、あるいは伊那谷の未来、日本の農業の未来っていうものをやっぱり理解していただくことが必要かとも思いますけれども、そういったあるいは消費者団体ですかね、そういった所を含めた懇談会の開催などについて農業委員会が中心となってやっていかれるようなお考えはないでしょうか。お伺いしたいと思います。

○農業委員長

その件につきましては私どもも今後の問題として、根橋議員の方から話がありましたようにこのT P Pに参加すると21種類の種目が関係してくるわけでございます。そういうふうな事の中で辰野町で言えば商工会だとかそういう所とも懇談会をしまして、この問題を深めていけたらよろしいかとこんなように思っております。

○根橋（9番）

ありがとうございました。是非そのような形でお願いをしたいと思っております。次に町長にお伺いしますけれども、過日中川村では村長を先頭に400名を超える村民の皆さんが参加をしまして、T P P参加反対の集会とデモ行進が行われました。町長はしばしばこのT P P参加には反対というような意見を表明されておりますけれど

ももしこのT P Pに参加した場合、今予測される事態ということなんですけれども言葉としては辰野も壊滅的な農業については打撃というふうに思うわけですが、でもそういった点でどんな点で予測されているのか、また地域経済これから活性化していく上で改めてこのT P Pに参加する、しない以前にさきほど申しあげましたようにこの農業振興をしていくことは一つの私は地域経済の中では柱かと思えます。とりわけこの農家所得をどうやって向上していくのか、そういった点で営農センターの責任者も町長が務めておられるわけですが、この営農センターの活動を中心にやはりこういった農家所得の向上というようなきめこまかな対策が必要になってきているかと思えますけれども、そのへん町長の考え方をお聞きしたいと思えます。

○町 長

非常に多岐にわたって非常に難しい問題でありまして簡単明瞭に答えなくてはって言われるとなかなか困るんですけれども、なかなか打つ手がない、しかし端折って项目的にお話申し上げますと、まずT P Pに関しましては町村会の県の理事をやらせていただいておりますので、そういう中を通じて全国町村会あるいはまた全国の県知事会、ほか6団体ありますのでその中で政府の方へ突き上げをしていきたいとこんなふうに思っています。ただ絶対ダメじゃなくて、その政府が日本の農業をしっかり守る、自由化しても日本の農業が体力がつけば良いということですのでどのようにそれが考えていくのかということも、問い合わせしながら進めていかなきゃならないとこういうことです。工業の方はT P P早くやれとこうふうなことで圧力を掛けているように思えます。しかしT P Pは人の交流まで全部自由化しますし保険も金融もあるいは看護師さんの自由化までなってくるわけでありますから、一つ農業だけの問題でなくて、相当の手を打ったあとでないとこれは受け入れることができない。したがって現在6月になってくるとかとんでもない話だと。ということで国民がこぞってT P Pに加入することが賛成になるような安全対策を打ってからのことであると、こういうようなことを投げかけていきたいとこんなふうに思っております。それで農家所得が上がるような問題ということでありますけれども、今個別補償政策というものが取られまして、今年度23年度ですね、23年度からは今度は米だけではなくてほかの品目もそれに対象にするとか、あるいはまた営農組合をドンドン進めていわゆる10a控除というのがあるわけでありますので、特に特に辰野の場合は小さく、面積的にも上伊那の中でも小さい面積をやる方が多いわけでありま

すから集落営農、引いてはできれば法人化にまで持ち込んでいって少しでも有利な段階の中でもっていきながら、所得を上げていく必要があるだろうとこんなふうにも思ってます。あとブランド化とかいろいろありますが、担当課長の方からも必要でしたらこのことに対して辰野の農業政策という面ではお答えを申し上げたいと思います。

○根橋（9番）

それでは時間もあれですので、通告してあります3点一括質問をしていきたいと思えます。項目的には具体的な考え方としては農家所得の向上ということを図っていく手段としてはいくつかあろうかと思えますけれども、要は一所懸命やってできた農産物を有利販売と言いますか適正価格で販売をできるというのがあれば、これ確実に所得向上につながるわけですが、その1つがいわゆる地産地消の推進でありまた2つでは農産物の加工であるわけですね。この地産地消については言葉としてはもう馴染みの言葉なんですけれども、実際には今各スーパーだとか等の1コーナーに地元の生産者の皆さんが生産物を出していくってというようなパターンが主流で、それ以上では逆にいうとないということで物流としては非常に細々としたのが現状であります。中には伊那の大規模な産直ショップまでこの辰野の方も相当出荷されている実態があるわけで、そういう意味ではもう少しロットと言いますかね、物流として地産地消の流れというものが拡大をしていくということが、農家所得の向上につながっていくのではないかというふうに考えているわけです。もう一つは加工ですけれども、これどうしても農産物は生鮮食料品ですので日が経つとどうしてもそれは売れないというような状況の中では、今辰野の町内ではリンゴの農家の方がジュース類をやっているわけですがけれども、最近では話題になっている氷餅だとか芋干しなどのこういった伝統的な保存食も最近人気が出始めて、非常に良いことかなと思っているんですが、あるいは最近では乾燥野菜なども非常に関心が高まって家庭でも作り始めているってというような状況で、こういった部門っていうのは昔はどこの農家でもやっておったんですけども、今はごく限られた農家でイベント中心の販売程度というようなことで日常的にこれも販売することができれば、これも段々大きなロットになっていくだろうというふうに考えるわけです。そういう意味では辰野は残念ながらこの加工部門も上伊那圏域の中でも若干出遅れた感がありまして、隣の箕輪町さんも大分この面については力を入れてきております。観光

と言いますかそういった観光でも面的な動きがないと単に辰野町だけ動いてもダメな面もありますし、そういう意味では今申し上げましたですね地産地消の流れの物流をもう少し太くしていくこと、それから加工について、特にこの地産地消について一方では下辰野とか宮木の一部では高齢化が非常に進んでいわゆる買い物弱者の方々が増えてきております。特にいろいろ聞いてみますと「重量野菜って言われている重い野菜を野菜はどうしても生鮮食料品ですのでしょっちゅう買わなきゃいけない」と、ところが「スーパー等買ってもなかなか持っていくことができない」というようなことでそのへんも何とかならないかっていうような意見もいただいております。これはまたあとで同僚議員が質問いたしますけれども、そこに要するに農家側はそういった所へ供給できていければ、地元の皆さんに消費者に食べていただけるという喜びとともにお金にもなるという流れが見えてきてるわけですがけれどもこういったことについて総合的に取り組んでいかれる考えはないかお伺いをしたいと思います。

○町 長

農工商連携の中で地産地消を進めたり加工食品というような話でございますが、詳しくは課長の方からお答え申し上げますけれども、いずれにしましてもAコープさんが今度形態が変わりまして、直販売場っていうことにみていきますと5倍近くになるよというようなことでありますので、ほかのものはどうか分かりませんがそんなところを期待をしたいなと思っております。あと加工食品、ブランド化、そのほか工業、工業って言いますかやっぱりお酒作る段階に対しましてのその良いお米とかいろんなことがありますので、課長の方からお答え申し上げます。

○産業振興課長

それでは私の方から現在の状況等、説明をさせていただきたいと思っております。地産地消につきましては現在Aコープ辰野店、憑店等で取扱いを行っておりますけれども一部のスーパーでも町内のスーパーでも直売コーナーですか、が設けられております。さきほど町長の方からお話がありましたように、Aコープ辰野店4月から生鮮食品館としてオープンさせて5倍の面積を産直コーナーで設けるというような、そんな取組みのようですので、期待をしていきたいと思っております。また一部のグループの方でありますけれど、農産物の宅配をされておりますので必要に応じて施策を執っていききたいとこんなふうにも考えております。また空き店舗の関係につき

ましても商工会中心に検討委員会ありますので、空き店舗を利用した産直コーナーというようなそんな部分も取組みができればと思っております。またブランド化というような点でありますので、特産品の認定だとかいうことで質を高めていくというようなそんな取組みもしていきたいと考えております。加工品につきましてはサツマイモ、さきほどお話ありましたけれど22年度において羽北地区で取組みを行ったものについて、良い結果が出ておりますのでサツマイモの栽培面積を増やすようなそんなことも取組みをしていきたいと思っております。また小野地区で取組みが始まっておりますけれど、酒米の栽培がなされておりました清酒作りをして販売をしていくということで酒造店での取組みがありますので、こちらの方も面積拡大を推進してまいりたいと思っております。また観光懇談会を開催しておりますので、こちらの方でも農産物の加工、地産地消の商品の問題等につきましても研究をしてまいりたいとこんなふうに思っております。

○根橋（9番）

是非そういう形で進めていただきたいと思えます。時間もありませんので次に項目として最後、地域経済活性化としては最後の項目に上げております福寿苑の増床のことと、それから大きな2番目の見積もり業務の改善について併せて質問をさせていただきます。この福寿苑の増床については去年の今頃30床を増やすというようなことでありました。今年、現時点で4床増床することになりましてあと26床は今後と計画ということなんですけれども、これ実は辰野は病院もあり診療所もいくつかもあり老健施設もありというようなことで、非常に福祉施設も医療福祉施設が充実しております。こういった施設は地域経済っていう視点からみますと非常に大きな役割を果たしております、職員の人件費だけではなく燃料や機材、食材、事務用品など地元経済にとっても非常に大きな部門であります。そういう観点からしますとこの福寿苑の増床、あるいは辰野病院の今度の更に医業としての発展というものも地域経済に大きな役割があるわけなんですけれども、今町民要望としては是非特養も非常に不足をして希望しても入れない、福寿苑も満杯というような状況の中では一刻も早くこの医療福祉施設をやっぱり増床していくことが高齢者の皆さんの不安を解消すると同時に、地域経済に非常に大きなプラスの役割を果たしていくという視点では是非これは検討して、早期に実現をしていくべきではないかと思っておりますけれどもその見解を伺いたい。最後に大きな項目の見積もり業務の改善についてとい

うことですけれども、これはですね前のエコキュート問題等の時にも議論になりましたが今お聞きしたところ、役場のこの予算積算をするにあたりましてはその掛かる費用についてですね、職員の皆さんだけでは分からないことについては町内の業者の方いわゆる参考見積もりという形をお願いをしているようであります。ところがですね、実際今度予算が決まって執行の段階になると参考見積もりに協力した業者はそこには参加できないと今度は、というようなことがあってそれはおかしいじゃないかっていうことが業者の方からも言われております。善意で町の行政に協力をしているのにそのことが仇となって仕事ができないなんていう、これ非常におかしいということでこのところを何としても解決してもらいたいという要望があるわけであります。この点についてどのように改善されてくつもりなのか、この2点についてお伺いします。

○町 長

それでは入札の関係は副町長の方からお答えさせていただきます。最初に福寿苑の増床の関係であります。これも時間があれですので簡単に端折って項目だけ申し上げますとまず待機者は20名だったのが30名になってます。したがって増床して欲しいという考え方でしょう、と思います。しかしあくまであれは老健施設で中間施設でありますので、病院から退院して家に帰るまでの状態、昔はもう3箇月で出ていただくようにして困る人は3箇月で出てほかに3箇月いてまた入ってくる。こういうことをクルクル繰り返したというようなことがあります、そういった規制があるものであります。しかし今その規制が有名無実になってきまして特養化してきております。もっといって特養の待合室といいますか、特養へ入る前過程のような感じで入っている方もいらっしゃいます。特養が空けばそちらへ行くとか、というような形の中でこれからはどうも国の方もあまりその老健というもの自体、福寿苑のような施設を重きを置かないような感じがありますし、ああいったものを造るにしても予算措置があまりない、またしたがって今のように増床するとか何とかいう時にも予算措置がない。むしろ特養の方へどうぞっていう形で特養の方を地域密着型で29床辰野も今やっておりますけれども、そういうのを民間に出したりあるいはほかの特養を造ったり、広域では今度は大萱の里の方へ100床近いものを造ったりとこんなようになってきております。したがって福寿苑のあり方自体がいろんな問題を、問題と言いますか今後どのようにしていったら良いかなということ

はここで一考する時期にきている、このように思います。ただ早速やりましたのは4床の個室を真ん中、テーパといいますか、区切りまして結局4床増やした形になります。個室を2人部屋にしましたので4床増えます。これは出資金額もそんなに大きなお金でなくて、なんだかんだ併せて600、700万くらい掛かるわけですが、これ1年で十分元が取れてしかもお釣りが来るぐらいの考え方でこれは非常に有利だなど。同時に例え4人でも待機者が入れることは良いことだなど。若干この人工は増えますけれども1人、2人雇うほどではない。人工を少し増やせば良いだけこんなようなことでやったんですが、さて30床増やすとかそういうことになってまいりますとこのまま検討はいたしてまいりますけれども、今の病院のあとが使えるかどうか、あるいは建てるにしてはどうかってあまりこれは大きなさきほど言いましたように補助金があまりありませんので、大きな設備を何も無い所、土地を上から造ってしまいますとこれが採算的な問題がどうなるか検討しなきゃいけないと思って適宜担当の方ではしているところであります。今後は検討してまいりますしまた民間的にそこをやってくれるっていう方があればどうなるだろう、今度は病院が出てしまいますから給食室も造らなきゃならない。給食室造るっていうことになるとやはり空間の所へ造らなきゃなりません、病院の方壊ってしまうとですね。あるいは病院の所だけ使うにしても相当手を入れないと、保健所ももうじき新規に造り替えるのでって我慢した部分がありますけれども、これ永続的にあそこの給食室使うっていうことになると相当お金を掛けなきゃならない。こんな状況下にあります。いずれ複合的に検討、前向きに検討はさせていただきたいとこんなように考えております。あと副町長からお答えします。

○議 長

完結をお願いします。

○副町長

根橋議員のご指摘でございましてけれども、見積もり業務、設計業務というふうに理解するところでありますけれども、設計業務についてはある程度の事業量につきましては道路工事については職員が設計しますが、更に大きい場合については広域の土木振興会の方で設計を担当するというようなことですが、それから建築工事におきましては、設計の専門家であります業者の方に委託を設計監理を委託するということがあります。それで小規模工事の修繕のようなものについては職員

ができないものについては、予算せずにやりさきほどご指摘のとおり参考見積もりを取るというようなことで、実際に施行する場合については2、3者の業者から見積もりを徴してそれで安いものに決定していくと、随意契約の形を取っているわけでありませども、さきほどから出ておりますけれども自分で見積もりをしてそれで入札に参加できないというようなことですが、若干その見積もりに載せたということならそれを他業者に比べると公平から若干やっぱり公平を欠くという部分も多分あると思っておりますけれども、今後についてはできましたらもう一度参加できる方向の中で検討をしてまいりたいというふうに考えてます。ただ平成23年度でありますけれども、こういった初期工事につきましては町内の小規模の業者に発注できるそういった機会を拡大するというような意味で、小規模工事等受注希望者登録制度というものを23年度から行ってまいりたいと思っておりますので、そのへんの中でも検討を進めてまいっておりますので今後の中で23年度で対応していくというような検討をさせているということをお願いします。

○根橋（9番）

是非、地元の業者の方にも仕事が回るような形で取組みをお願いして、質問を終わりたいと思います。

○議長

只今より暫時休憩をします。なお再開時間は11時50分といたします。

休憩開始 11時 37分

再開時間 11時 50分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位3番、議席12番、宇治徳庚議員。

【質問順位3番、議席12番、宇治 徳庚 議員】

○宇治（12番）

それでは人口問題につきまして定住人口と交流人口という両面からお尋ねしてまいりたいと思います。最初は町の定住人口の増加策の現状と課題ということでお願いいたします。最近「新興国」と呼ばれる国の一つがエジプトで1箇月ほど前ネットによる市民革命が勃発して、30年続いた独裁政権が崩壊したことはご承知のとおりですが、一口で30年といってもこの間の日本はどうかといえれば総理大臣が18人交替してます。かたや1人、かたや18人とこの数字の持つ意味からいいたい国家とは

あるいは権力とは何かというようなことを考えさせられるわけでありまして。そのエジプトですけれども30年間で人口が4,000万人から2倍の8,000万人へと爆発的に膨れあがり国の平均年齢が22歳の若さだということですから、大変な驚きであります。一方、長寿国家日本の人口はといえば昭和42年に1億人を突破して以来35年後の平成15年に1億2,760万をピークで今から35年後には少子高齢化が一段と進んで再び1億人を切るというような予測がございます。更に日本の大きな問題点は大都会に人口が集中し地方は過疎に悲鳴をあげており、二極分化の中でマイナス極のいわゆる過疎化は特に農山村部で年々歳々急激に進行していることでもあります。ところで辰野町はどうでしょうか。総人口2万人をキープしているものの中身を見ると小野や川島、小横川そして沢底などは全国同様に過疎化が進み小野山口部落に至っては空き家とサルの被害で集落を維持するのが大変な環境になりつつあります。そこでまず町長にお尋ねいたします。確か4年前だと思えますけれども4年前に組織化された役場内の人口増プロジェクトチーム、この活動はその後どのように推移しているのでしょうかお尋ねしたいと思います。

○町 長

それでは質問順位第3番の宇治徳庚議員の質問にお答え申し上げます。日本だけが人口が減に転じ、世界全体では若干減る国もあるかもしれませんが世界総数では人口が莫大に増えつつあるということでもあります。ある統計によりますと2035年あたりには人口が85億人になるともいわれる想定、これはそのとおりいくかどうか別ですが、統計的推移が出ているようであります。そういう中で人口減ということでもあります、日本も全体的に下がってますが大都会に集中してそういう中ですからその減は地方で、特に過疎化が急速に進む所でその減を自分たちで補っているって言いますか、余計減らしてきているというような現象が現在出ております。辰野町もそこまではいきませんが、確かに下がってきまして人口を歯止めをかけるか、あるいは下がっていくカーブをもう少し緩やかにするか、あるいは上に向けて上昇させるかというところでありますが、辰野町も3、4年前からこの人口対策プロジェクトチームを庁舎内に作って検討をしてもらい、そして提言をいただいたところでございます。現状はその提言のままということに現在なっております、なかなかそれも難しい提言でありますし、あるいはまた継続的にボツボツまた第2段の即効性のあるものなどを取り入れるようなふうにしていかなきゃならんだろうとい

うふうに思います。しかし一応ベースだけ頭に置いていただきたいと思います。辰野町の場合は非常に狭隘な土地であるということです。谷の始まる所でありその谷が岡谷側とそれから塩尻側と両方から始まって一つの地形をなし、そして箕輪、伊那へ行ってグーッと広がるとこういう所がありますので、非常に可住に適地は非常に少ない所があります。同時にそこが農振法でベッタリと塗られていると、また農振法の問題も出てこようかと思いますが更に埋蔵文化は大昔から人が暮らした所らしくて非常に 260 箇所くらいが指定されている。同時にこれは良いことであり悪いことでもあります。その谷間、両方の谷始まる所に大きな天竜川、あるいは小野川、横川川で分断がされている狭い所。更には鉄道が中央線、飯田線と入りまして更にまたその狭い所を左右分けるのに分断しているというような所で非常に可住地域を増やす、あるいは人口増に向けるような宅地造成に本当はベースは不向きな所です。ただ 1 点良いと思われるのは 3 方、4 方へつながっているという所で地の利は良いと、こういうふうなことがまずベースにあるということをもまず頭に置いていただきたいと思います。さあそれをめげずどうやって解消していくかというふうな形であります。まず提言をいただきました中では、土地区画整理事業施行箇所などを宅地化推進地区として進めろというのが 1 点、それから次は用途区域内における農地による宅地銀行制度の創設を設けろというようなことでもあります。宅地化需要とその供給に対しては行政が仲立ちする仕組みであります。土地区画整理内ですから農地があっても農振が掛かってない所、それを早く宅地化するようにその農地を進めて行政が指導しろと、こういうふうなことであります。同時にまた道路を 3、4 方向に対して更に整備をしろというふうなことであります。また農振地区もこの提言には大きくは載ってませんが、適宜解除していけということでもあります。それで現状は道路の方は一所懸命やっております。まだまだ進んでいく状況、これからやるものがたくさんありますけれども一応そういう方向で動いております。いろんな不便な所を解消したり徳本が真っ直ぐになったり羽場交差点をこれから手を着けたり、竜東線の方も歩道を付けて更にまた解消進めたり、今後は平出の上町あたりの方も歩道の改修などもしなきゃなりませんしあるいはまた小野に向けて 153 号線全体的にまた判断をしなければなりません。小野の入口の手前の方は雨沢の近辺は対面交通がスムーズにできるように拡幅着工などが改良が進んできております。更にまた農振地区の解除につきましてはこれは僅かで

ありますけれども、その会合をもちまして無理からぬ所、宅地にする所、3条4条いろいろありますけれどもそういった所で適宜解除し、できれば宅地にしていただくというような形などをしております。しかしまだ追いつかない、それだけではとても人口減に対しては追いついていかないというふうなことであります。なおまた都市計画の範囲内にありますけれども、下辰野1丁目あたりの駅前区画整理の範囲これは都市計画でありますけれども、これもそのままズーッと止めとくんでなくて見直しを掛けて区画整理でなくて、街路改修事業の方に振り替えていった方が良くないかと、やっぱり減歩率を取られるということに対しましては地主の皆さん相当反発しますし、1丁目の場合は特に実際に商店街などに道路の左右に活動している皆さん方は殆ど借り地、自分の土地じゃなくて借り地ですから地主さんが違いますので、その地主さんは減歩を3割とか2割とかいうと嫌がりますのでそれでなくて街路事業に切り替えてそしてまた適宜宅地になる所は造成できるようにしたらどうだろうということで、区画整理の網を外す方向で今動いているところであります。そうやっていろいろやっているんですが全部これ出揃ってこないとなかなか上手く宅地が供給できないという形になってきます。今現在そのプロジェクトチームに対しまして、提言を受けたこと非常に広大な難しいことでありますけれどもやれることは今やってそういう方向に向かっている、こういうことだけは今現在の解答にさせていただきたいと思えます。

○宇治（12番）

提言により掛かっているということでございますので、のちほどまたそのへんを含めてご質問させていただきます。平成21年度の町の人口は2万1,544人これはピーク時の昭和24年の2万4,294人に比べて約2,700人減、率にして約11%のマイナスということですがけれども、これは60年間という長い年月にしては減少率は非常に少ないなというように感じるわけでありまして、データを更に遡ってみますと大正9年の国勢調査で初めて2万人の大台、2万1,914人を記録しております。この間に2万切った時が個別の年度であるのかどうかちょっと定かではありませんけれども、マクロデータを見る限りでは実に90年間2万人の町で推移しているということでもあります。あまり私も気にしていなかったんですけど、これは凄いことじゃないかなというふうにも思ったわけでありまして。ちなみに近隣の同規模の町で下諏訪町ですけれども、現在2万1,774人ピーク時の昭和48年からは40年足らずで31%減と、辰

野町の3倍近いペースで減少しているのがデータであります。辰野町は住みよい町の証かそれとも土地柄なのかははっきりしたことは分かりませんが、言わば1世紀近く2万人の町というのは間違いなく町が行財政を安定化させる大きな人的資源でもあると私は考えます。第五次総合計画においても10年後も2万人を維持するとして数値目標を掲げておりますが、今の日本が急激に好転するとも思えない中、結婚しない世代の増大、養育費、教育費の負担の拡大で安心して子どもが産めない共稼ぎ世代、平均寿命の伸長で超高齢化の進行などどの世代を見ても先行きが心配であり、この先の10年大変な不聰明感が漂っているだけに行政のリーダーシップが問われるところであります。続いてお尋ねしたいと思います。人口2万人を維持するのに間断なき政策が重要と考えますが、さきほどの提言の内容等更に具体的な取組みの可能性について改めてお聞きしたいと思います。

○町 長

次の質問にお答えを申し上げます。今議員の方からいろんな近い所の下がっている所、また隣町みたいに増えてる所などの動きがあるということでございます。確かにおっしゃるとおりでございまして、大正9年が2万約2,000ぐらい、昭和の50年ぐらいでもやっぱりそのぐらいはキープ上がったり下がったりしてましたけれども、それから段々こう下がり始めているんですが、これ面白いことに大正9年とかその人口ピーク2万3,000ぐらいを出した頃は辰野町合併した時代より今の合併した所と同じ所、小野から平出から全部入れて辰野町となって川島も入れた場合の中で住宅の数が4,000戸ぐらいしかなかったと、それで2万2,000、3,000を維持していた時がある。今は辰野町は7,300戸になってます。それで逆に人口は減ってきているんです。って言いますことは1軒の家に7、8人は暮らしてた時期があるということです。それが段々生活向上、所得の向上とともに核家族化してきて、軒数が増えても人口が増えない、1軒の中に2人とか3人とか子どもができて3、4人ぐらいで暮らしている、こんな家が非常に増えてきた。その方が関わりからいろいろから見ると若い皆さん方は居心地が良いとこんなふうな時代が今できてしまったわけでございます。その頃箕輪町はやはり辰野と同じように辰野より少ないぐらいの建屋の数3,900とか辰野が4,000とかそんな時がありました。現在は箕輪町は8,300、8,400の軒になっております。したがって辰野の4,000から7,300まで増えてきた住宅地がそれで住

宅政策も取った、それだけでは核家族が吸収されてしまっただけだということです。したがって人口が減ります。人口増やすにはもうちょっと、もう 1,000 軒以上住宅地が増えてないと人口増につながらないというデータが出てきました。特に箕輪町さんの場合には戸建て、1戸建てに関してはそんなに辰野と差はないんですがアパート、マンションそういった類が非常にたくさん出ている。これ民間の活力です。民活の中でそこにやはり外国人も含めて外国人ばかりじゃなくて日本、日本っていいですか日本人も地域から移住したりなんかして人口を上げている、こういうふうなことがデータに出てきております。したがって辰野町でこれから住宅政策執るにはやはり平出に造りましたアドニスと同じように、ああいった公営住宅の共同住宅的なものも造らなければなりませんし、あるいはまた宅地造成をもう少し進めてそして安価にしてできるだけ安価にして、よそから来ていただく。幸い諏訪地方の方は満杯になりつつありまして、あとは諏訪湖を埋めなきゃ宅地がないっていうような状態です。岡谷も軒数が増えてますが人口は減ってます。もっと軒数が増えないと人口増につながらないと辰野と同じようなことやってます。下諏訪町さんの場合もそうでしょう。したがってそういう所から今度溢れてきた場合はやはりできるだけ辰野へ来てもらうような宅地造成をしなければならん。それには足かせが農振と埋蔵文化と、それから狭いということ、非常に狭隘な土地であるそれを何とかクリアしようといういろいろ考えていきたいと思えます。プロジェクトチームの提言は都市計画区域内の中の農振の網を被ってない農地などを早く宅地化するように造成し地主さんに話し、そして行政が間に入って供給するように進めなさいというふうなことです、これ相手のあることですからなかなか難しいんですが方向性は良いかなと思えます。何とかしなきゃならん、こんなことで毎日一杯でございます。同時にただ宅地が安く入ればあちらこちら行きやすい所ですから来てくれるっていう可能性は高いんですが、なお歳取った時にあるいはまた近くで通いたいっていう場合にはさきほどの話じゃないですが働く場所もないと今はとにかく、環境が良くて住める所があればやたら来るってもんじゃなくてどこ行って働くの、どこ行って稼ぐんですかとそういったことも付随してなければなりませんので一所懸命ちょっとこの今の経済不況では大変ですが経済はこんなふうな状況で特に影響出てきちゃってるんですけれども、企業誘致などをして働く場所の懸命な誘致も進めてきているところであります。まだ効果が出ない、まだこれじゃ足りない、も

う少し宅地も増やさないと人口増につながらないとこんなふうに今現在分析しております。以上です。

○宇治（12番）

国の人口減に対する歯止め策はなくて、まして人口増の国家的戦略は乏しい中であって地方自治体の一部には人口増の試みや実績を上げている市町村もないわけではありません。代表例がよくマスコミに登場する下條村だと思います。しかし地道な取り組みで着実な実績を上げているのが諏訪郡原村で、平成12年から21年までの10年間でさえ7.6%増、7,207人が550人増の7,757人ということでこれは過去最高の記録だそうです。遡ること30年前、5,000人を切るところまで落ち込んだ時に村の存続の危機を感じた時の村長が魅力ある村興しを掲げ、それを今日まで積み上げてきた結果30年間右肩上がり、2,000人を超える人口増を実現しています。この間多額の維持費の掛かるいわゆる箱物については極力抑えたことで福祉、人口政策に予算の30%も投下できているということです。そして目標は「人口1万人の夢と魅力ある原村にすること」これが村長の公言であります。聞けばなるほどと思える戦略的な政策を継続的に実践していることの重要性を痛感いたしました。かくのごとく人口の少ない自治体は死にものぐるいで自立政策を推進しています。辰野町も一歩中央から外れた小野地区の実態に目を転じてみますと、遊ぶ子どもが近所にいないので小野から塩尻へ移る若い家族、有害鳥獣被害に耐えかねて住み慣れた土地から離れていく独り暮らしのお年寄り、小野でも人口減と人口流出が確実に加速しています。そこで具体的な事案としてお尋ねしたいと思えますけれども、両小野小学校は昨日築40年近い旭団地を若者定住促進住宅に建て替え、人口増対策の一助にできないか、この点について町のお考えをお聞きしたいと思えます。

○町 長

次の質問にお答えいたします。前段でこんな時であっても人口が増えている原村と下条の話がございました。確かにそれなりに立派なことだなあと思えます。原村に関しましては原村っていうぐらいですから原っぱ、牧草地が多かったと。今は大分森林がそこん所出てきちゃいましたが、同時に農振地域に入ってる所がほんの全体から見ると少なくて宅地化できるということですね。別荘もドンドン来てましたので別荘ばかりでなくて別荘は来ても住民票が東京にあればそれはカウントされませんけれども、そういうことで宅地化できるから別荘もできるしまた林野、原野な

どが宅地化されてきたとこのへんで非常に良かったなあと思いますし、また辰野町もできることは取り入れたいと思います。下條村は非常に少ない人数の所でありまして下水をしなきゃいけない。しかしこれはもう全部公共だとか特環やめて合併浄化槽にしようと、その方が安いんです。そのお金で、そのお金そっくりではありませんがそれにプラスされたり何かしながら大体20棟ぐらい公営住宅造ったんですね3階建ての、それで2LDKが主だそうです。それで若い皆さんをそこへ売るわけじゃなくて賃貸で3万7,000、8,000円ぐらいで貸してしまう。そして飯田へ通ってもらうとこういうことだそうです。大体車で25分ぐらい中心地まで、ということでしたがって出ればまた次の人入れるってというようなことで、入れ替えも若干ありますが、したがって幼稚園や学校も非常に必要になってきますが。ですけど300400人増えてくる、そうするとそれでも大きいんですけども下條村にとっては1割以上とかですね、全体の分母が小さいですから非常に有効な手段を取ったなとこんなように関心しているところです。辰野町も辰野町なりに大きい市から比べれば小さいし、小さい所から見れば大きいんですが2万人に合うような規模の何かできないかということいろいろ模索していきたいと、こんなふうに思ってます。そういう中で旭団地の件であります但现在30戸あるわけですかね、あれは県営住宅なもんですからこれを町でどうのこうのできませんし、また払い下げでもあれば丸山団地だとかほかはそうになりましたので町の方で考えていきたいと思えますし、さりとてあれを壊って県の方に話をしろっていってもなかなか無理ですし、若干ちょっと様子などを聞いてみますと県はまだもう少しあの団地をあのまま続けたいという意向があるようです。また機会があればそんなようなことも考えて定住できるような若者に向くような近代的な宅地造成、あるいはまたマンション形式のようなものなども検討はしてみたいとこんなように思います。以上です。

○宇治（12番）

是非県の方への働きかけと継続的に研究いただければありがたいなというように思うわけですが、実は塩尻市が両小野中学校脇に子ども連れ家庭を重点に1億7,000万円を投下して若年層確保のための定住促進と小中一貫教育を人的側面からバックアップする意味から2棟12戸を平成23年度着工、24年度に入居できる住宅政策を発表しております。できれば辰野町も小野側に是非こういった政策展開をお願いしたいなあ、こんなふうにも思うわけでありまして。一方団塊の世代が定年を迎

えたことや若い世代の中にも都会から田舎暮らしに憧れる人々も徐々に広がりを見せており、受け入れ体制のある市町村では既に目に見えた実績を上げております。また国の進める地域おこし協力隊は定住地を求めて 257 人が全国に移動しています。こうした動きをキャッチアップする先手必勝の政策がとても重要ではないかと考えます。そこでこうした背景を踏まえてお尋ねいたします。I ターン U ターンといった移住希望者がいつでも見られる空き家、こういったデータなどができているのでしょうか。またできているとすればその情報公開についてはどのようにお考えでしょうか。この点についてお願いします。

○町 長

この点につきましては課長の方から詳しくお答えしたいと思います。概要を申し上げますと要するに空き家バンクということで、今度伊那市でも長谷村だとかあの辺を含めてやるようですが、辰野町もそういったことで一時名前は空き家バンクとは言いませんけれども、行政が全部そのへんを情報を持ってて来たい方に情報を出すというようなことで当時の川島の議員さんだとかそんなような働きかけがあってやりました。ただ意外とあとでこの推移をお話申し上げますけれども、意外と空いてても貸せたくないっていう人が多いんだそうです。お盆には帰る、正月には帰る、なおまた大都会と違いまして貸し賃もあまり高く取れませんのでこの田舎、田舎って言いますかその地域にあった家賃しか取れませんから、それでいきますと貸してしまうとあそこを直せ、こっちを直せ、屋根を直せ、一時に 200 万 300 万掛かる、しかし入ってくるのはほんの僅かだと、そこまでやる必要はない。要するに採算が取れない。ある家をそのまま大事にズーッと使ってくればその分だけは良いんですけれども使うことによって消耗するものに対する補修費が出ない、こんなようなことも前データには出てきました。しかしダメだダメだじゃいけませんので考えてみますけれども課長の方からお答え申し上げます。

○まちづくり政策課長

空き家情報等につきましては、まず公開しているものは町のホームページ、それから県の協議会であります。「田舎暮らし楽園信州の辰野町」それから「分譲宅地情報」等についても町のホームページで公開をしているところがございます。ただ空き家情報につきましてはですね今町長申し上げましたように、町内には空き家は相当あるかというように思いますが、貸して貰える空き家というのは今のところ現

状ではありません。それでまた貸しても良いよという方がある場合については相当その住宅の改修をしなければ使えないような状況、特にトイレとかです。ね台所周辺等には下水道対応ができていないような所がございますので、そのへんのところは家主は補修をしてまで貸家にするというような状況でないのが現状でございます。あと22年度の空き家の問い合わせにつきましては町の方へは7月8月にかけて3件ほどございますが、今お話したように仲介には至っていないのが現状でございます。以上です。

○宇治（12番）

近隣の市町村の情報を見ても確かに空き家バンクという格好でデータだけじゃなくて行政が実際にその家の内容を確認しながら、定住者を捜すつてを辿って、直す直さないというこういうところの相談まで踏み込んでいるという事例も聞いておりますので、除々にですねそんな方向性を検討いただければありがたいなというように思うわけです。定住人口を増やす手段として行政任せでない照会基準作りとかあるいは地域と連携した情報公開、これは大町市の八坂村、昔の八坂村では地元が6項目ほどのその条件を提示してですね私も非常に興味を持ったのは、ただ誰でも来ても良いよとそういうことじゃないんですね。地元で馴染む、地元と協力関係で定住してくれる人という非常にある面ではハードルが高いような感じですけど、しかし地元ですると来ても孤立してですね災害にあっても、どうなっているのか分からないというようなそういうことじゃなくて地域の連帯感を持って移住して来るような人を歓迎するという、こういうユニークな場所もあるなということも感じたわけでありまして。さきほどらい町長も言われているように辰野町は3方向に広がりを持つ交通の接点でもあり、いわばベッドタウンとしても適している土地柄でもあります。こうした条件を見てIターンUターンの移住希望者が来たいという時に更なる付加価値が付いていけばモチベーションも上がり、移住者の増加にもつながると考えます。1例を申し上げれば近隣市町村が23年度予算に景気対策の一環としてさきほども話が出ました、住宅リフォーム補助金制度を導入するとしております。町も追従することを発表されました。せっかくの新しいスキームですから他市町村との差別化を含め次のお尋ねをしたいと思いますが、移住希望者が空き家を確保したとして、その家のリフォームに補助することも盛り込んだ新たな制度化についてはいかがでしょうか、この点についてお尋ねします。

○町 長

限度額設けてという形であれば可能性はあろうかと思いますが、検討させていただきます。確かに補助金の平出で造りましたアドニスみたいに補助金だとか積立金がある場合、今までの家賃を累計貯めててあれやったわけですけれども、新たに一般会計から拠出するようなアパート、マンションよりはこういった空き家の方へ少しリフォーム代でも出して誰か居住者があれば、しかしその直したものはその持ち主のものになってしまいますけれども、政策的には人口が増えれば特に問題が生じないかなとこんなふうに思いますし、安上がりかなとこんなふうにも考えます。検討はさせていただきます。課長の方で何かあればちょっと答えてください。

○建設水道課長

リフォームの補助金につきましては基本的には町内に住所がありましてなおかつ現に居住している個人住宅が条件となってくるわけでありましてけれども、さきほどらいのご質問にあるように空き家の入居ってなってくるとまだ住所が多分ない形とかですね。あるいはかなり傷んでいる状況あるんですけども、何とか希望者が出た場合につきましては要綱をですねそれなりに作るんでなくて、ある程度特例措置を設けましてですねその中で一定の条件が揃えば町長裁量なりでもってやっていくというそういう検討をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○宇治（12番）

是非検討いただければありがたいというのは小野にもですね、先日八王子から4月に中学生入学する家族が移住して来て、古民家を自分でリフォームをかけています。そういうの多少補助してもらえればありがたいなど、こんなふうな思いもあるわけでございます。次に多角的な政策の一分野として視点を変えた人口増政策についてですが、それは農地の最大限の有効活用を目的に貸し借りなどを大幅に緩和した改正農地法により一般企業の農業産業が急激に増加していることは、近くではオリンパス岡谷工場もその一つと聞きます。また農地取得の下限面積の設定化も全国の6割の市町村に及び、取得面積を小さくすることで新規就農者が土地を求めて農村へ移動するという大きな効果が全国的規模で広がってきていると報じられています。これは町の農業委員会の考えにもよると思いますが、耕作放棄地の解消の一助ともなり定住人口の増加にも直結する施策ではないかと考えます。そこでお尋ねいたします。改正農地法が施行されて1年、町として下限面積3反歩を引き下

げるといような考えはお持ちではないでしょうか。

○町 長

これは本当は私もそう思ってます。前にもそのような一般質問したことも私自身もあるんですけども、この流れがどういうことかっていいますと国は一律50なんですよね。50a、5反歩。しかし大きな所も小さい所も狭い所も中山間の所であってもではいけないということでその要請があればっていうことで、いろいろやってまいりました。それで現在旧辰野町では3反歩にし、旧朝日村は4反歩だったんです。旧の小野、川島の村は国の規程どおり50a、5反歩でないと農地の取得はできない、それをあまりにも不合理だということで平成15年の3月に別段面積の見直しということで辰野町全域を3反歩にしたところでありまして。それで平成21年12月におきましては改正によって面積変更なしと、全町同じように平成15年と同じように30aという申告をしてあります。これどういうことかっていいますと結局小さくすればするほどどうかっていいますと、やはりあまり実際にこれは大きくしてやってしまったっていうことじゃない、ほかのよその市町村でそういうことがあったんでしょけれども、非農家的に利用する場合は考えられる。私どもは実際には非農家で住宅地になりゃ一番良いんですけども、そういうことが考えられるから農水省の方ではそのように基準を定めております。このことにつきまして課長の方から詳しくお話申し上げますが、いずれにしても本当に農業やるのであればそのぐらい持ってて当たり前であるし、また権利の関係では貸し借りもできるんだからというふうなことに一応なってきたております。もう少しお話を申し上げたいと思います。課長の方からお願いします。

○産業振興課長

それでは私の方から説明させていただきたいと思いますが、議員指摘のように下限面積を下げれば農地も動くことも考えられますけれど、建設業者等がですね安易に取得等されまして放置されるような状況も多々あるわけでありまして、逆に農地が荒れてしまうというようなそんな状況も見られますので、下げられないっていう理由の一つにもなっております。また農地を取得から貸し借りするようなそんな状況でですね現在土地の動きっていうか、利用がされてきておりますのでそちらの方の制度を利用していただければ、簡単に土地を借りられるっていう仕組みがございます。農業経営基盤強化促進法っていうものがありましてですね、こちらの方

は貸借の年数を10年を目処に自由に設定できる、あるいは利用料につきましてもですね自由設定ができるっていうのはそんな農地法に縛られなくて設定ができるというようなそんな利点もありますので、こちらの方が現在町の方もですね利用がされております。21年度につきましては152件の17万1,491㎡、22年には145件の17万8,115㎡というような大きな面積が動いておりますので、町としてはこちらの方を推奨していきたいとこんなふうに考えております。以上です。

○宇治（12番）

話はよく分かりました。農業政策というのが、どちらかといえば農業を守るという方向できたのも除々に時代の流れでそういう状況も変化しておりますので、そのへんもお含みいただければと思います。いずれにしても辰野町の良さを売り物にした政策が重要で厳しい時代が故に行政度が問われる人口問題だと思います。人口増を伴う発展するまちづくりを大切に考えていきたいなあというように思うわけでありませう。

時間がまいりましたので一応2項目につきましては、また次回の質問にさせていただきます。以上で私の質問は終わらせていただきます。

○議長

只今より昼食を取るため暫時休憩といたします。なお再開時間は1時30分といたしますので時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 12時 31分

再開時間 13時 30分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位4番、議席11番、宮下敏夫議員。

【質問順位4番、議席11番、宮下 敏夫 議員】

○宮下（11番）

それでは、あらかじめ通告してあります23年度予算編成について、観光振興策について、町税等の滞納に対する特別措置についての3項目を質問項目に沿って質問していきます。まずはじめに23年度予算編成についてであります。町長は昨年11月16日、23年度予算編成会議において町職員に対し次のように説明されております。町税収入が落ち込む中、病院の移転新築など大型事業が予定され財政運営は極めて厳しい。実施計画に搭載された事業でも減額、先送りなど厳しい査定をせざるを得

ない、として事業の選択と集中で編成する方針を示されました。また財政担当からは、21年度決算では実質収支で約2億6,000万円の繰越金を出したが、計画にある大型事業を実施していくには一層の財政健全化が求められる。既存予算についてゼロベースで徹底的に見直し、事業の再構築を行わなければならない、との説明がされております。このような厳しい状況の下、総額77億1,500万円の23年度一般会計予算案が提示され7つの重点政策として1.教育環境の向上、2.福祉の充実、3.子育て支援、4.道路網の整備・推進、5.観光、6.環境、7.健全財政を積極的に対応していくと明言されました。そこで質問します。この予算配分に当たり、町内各区等の事業計画に対する要望をも踏まえ、また各課部署独自の事業計画から出された概算要求額に対し、副町長また更に町長査定を受けての最終予算案が出されましたが、ここまでの経過について説明をしていただきたいと思います。

○町長

それでは午前中に引き続きまして、質問順位第4番の宮下敏夫議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。いよいよ病院の建設が始まっていくわけでありまして多大な予算も投入していかなければならないことでもあります。建設ばかりではございません。病院の現在医師不足、したがって地方の日本中の病院がそうですが大赤字、それに対しての補填を一般会計などからしていかなければならない。他会計繰出分というやつです。そういったものをしていかなきゃならない。したがって当初予算などほかの事業なども組み込んでいくのになどどのように推移したと、こういうことでございます。お答えを申し上げます。まず今年度、概算要求的には79億1,000万円ぐらい各課から上がってまいりました。決定額は77億1,500万でありますので約2億円をカットしてあります。しかしこれは例年の如くでございます。実は22年度も概算要求は79億8,000万円。まだ病院を建てるとかそういう時じゃありませんでした。決定額は77億でありますので2億8,000万円を一昨年も切っております。一昨年というのは今年度、今回っている22年度に対しても21年で切らせていただいています。なお21年度の概算要求額は75億1,000万円でありまして、決定額は74億円でありますので約1億1,000万円ぐらい切らせていただいております。大体概算要求からみますとこのぐらいのカットはもっと多い時はもっとカットしておるわけでありまして、普通の一応流れかなというふうにもみえます。それからもう一つは不足額に対しまして当初予算では財政調整基金を取り崩し、あるいは繰入れて

それで当初予算を組み込んでおります。今年度は平成23年度は1億9,000万円財政調整基金から繰入をいたしまして当初予算77億1,500万円を組み立ててあります。しかしこれも例年の如くでございまして、平成22年は9,300万円ほど財政調整基金から繰出しただけで済んでいるわけでありましたが、平成21年度はなんと3億9,500万円財政調整基金を取り崩しております。平成20年度は2億9,200万円を財政調整基金から繰入れてあります。平成19年も同様に約2億7,500万円ほど財政調整基金を取り崩し一般会計予算を組み立ててあります。それで黒字決算という時にはこれらが全部年度末に返して、財政調整基金へ埋め込めてそれで残ったと、残った黒字でそれを埋めるとこういう形が普通のパターンでありますので、これもあえて言いますと1億9,000万円も財政調整基金を取り崩してありますけれども、あえていうと例年平均より少ないぐらいの取り崩しであるということが言えるかと思えます。しかし道路関係もカットしなきゃならないということでやってまいりまして、1,000万円ほど道路整備町単工事の分を割愛させていただいております。しかしこれも道路整備が今年度の概算要求が非常に多かったわけでありまして、1,000万カットした状態で例年並みと、例年並み。いつものとおりであるというふうな感じがみえてまいります。学校のプールの濾過器なども2基予定いたしておりましたがこれを1基に減らさせていただきました。それから学校備品に対しましてはこれも例年より大変要求が多く出てきたわけでありまして、こういう時でありますのでということで通常レベルに減らさせていただきました。なおこればかりでなくて今度出る方ではありますが、ご存知のとおり議員の皆様方の既に既得権で議員年金を貰っている皆さん方がいらっしゃいます、皆さん方の先輩だと思えますが。それが議員年金機構が崩れたことにより各市町村で出していけという形になりまして平成23年度からこれを町で持たなきゃいけなくなりました。これが年金3,200万円を新たに拠出を余儀なくされております。なおまた防災無線が5,700万円新規事業であります。それから子宮頸がん及び肺炎球菌ワクチン、そしてヒブワクチンとこれに対します拠出がこれも今年度ないことが既に23年度で新たに起こるわけでありまして5,200万円ほど拠出してあります。これも1回だけで済むと思えますけれども湯舟の受水槽、これPCタンクと言っておりますがこれが4億2,000万円ほど拠出になると思えます。これは1回だけやれば良いんですけれどもこれはほかに藤の森水源などもこの次には、ですから来年か再来年あたりはやっぱり同じようにPCタンク

の交換、これは耐震という意味でありますので耐震に備えなきゃいけないというようにことでこれらが新たに抛出されたものであります。1回で済むものとズーッと続けなきゃいけないものと中に入ってきております。こういったことで予定外に出るものもありますし、いたしておりますけれども、最大の経費で最大の効果をあげるさきほど言ったように人件費も相当割愛している。じゃあ逆にお金があればもっとできたものをというものも今度は全然別個に通年以外にあるかと思えます。それらはこの庁舎が一番耐震に弱い所でありまして、公共事業ですね、まず学校だとか病院だとかこれからやっていきますがそういった所今優先してますが、この庁舎に対してのことも進めなきゃなりません、それはもうじつと我慢だ。なおまた耐震構造にするばかりでなくていろいろ昭和40何年の建物ですから相当直さなきゃいけない所、応急的なことはやっておりますけれども一杯各箇所出てきておりますが、それらもずっとしなで耐えてそして住民の皆さん方にも職員の気持ちも分かってもらう中で、病院抛出の方へ向けていく部分も相当あるとこういうふうにもお考えいただきたいと思えます。総じて、あえて言うとも総じてこうやっていちいち比べてみますと前年度あるいは前々年度とあまり変わっていない、むしろ新しい事業に入り混んできているとこんなような状況でありますけれども、これも一番大きい影響はこういったことばかりじゃなくて政府から来る交付金の問題があります。どのくらい交付税が来るのか。これはちょっとずつ自民党さんの時はグングーンと5、6年掛かってドンドン切られましたが今の政権で良いばかりじゃありませんけれども、これに対しましては段々、段々戻りつつあって自民党が切る寸前ぐらいまでに戻ってきております。しかし下がっている時も臨時財政対策債だとか、下がってきたことに対します補填というものがありましたが、戻るにしたがってそういう補填してたものが切られていくからある面では、こっちが増えたと思ったらこっち減っちゃったなあという部分もあるわけですが、一番町の大きな財源、町の税収と同じぐらい交付金が来ますから辰野町の場合、約24、25億。町の税収の方も24、25億ですから同程度ぐらい、これがどのくらいあるかっていうのも大体その地方財政っていうのはそれによって振り動かされているわけでありまして。だから地方切り捨てっていうのはそれがドンドン下がった時、これが段々上がってくるとまあまあ段階でいけるのかなというふうに思うわけでありまして。これもただ黙ってりゃくれるんじゃないくていろいろな事業をやるからこの人口では無理な部分は補填し

ていくとこういうことでありますから、人口が少ない所、過疎になっているような所、これはもう少し率からいくとたくさんの交付金が来るようになります。世の中には交付税をいただかなんでやってくる市町村も日本には1つか2つあるようです。不交付団体と書いてます。昔は熱海市がそうでした。観光財源でドンドンと税収が上がって国から補填するまでもない、そういう所は来なかった。今は逆になりまして熱海市も熱海ばっかへ新婚旅行へ行くわけじゃなくなっちゃいましたんで、交付金を貰っております。軽井沢町あたりがこの今はどうなっていますか、一時は不交付団体でした。国から交付金貰わなんでもやっつけていける、橋も架かるいろいろできる、実質財政需要額に対して事業がこれだけ、人件費がこれだけ、だから交付金は出す必要がないとこういう時もありました。今どうなっているか分かりませんが交付金貰っていない所はくどいようですがあっても1、2市ぐらいでしょうと思います。そんなところでこんな推移をいたしておりますけれども、総じて少しずつカットは、カットと言いますか我慢してもらってそれを1年といわず半年でも、あるいは1年でも2年でも少し繰り延ばしになりながら住民負託には十分に伝えていくとこういう形を今考えて進めております。したがって歯を食いしばって死守する半面住民負託には応えながら健全財政を維持する、それがそういう意味の現れでございます。以上であります。

○宮下（11番）

経過とそれから昨年した事業等の説明をいただきましたけれども、特にこの予算の中で辰野病院への繰り出し金についてももう一度詳しくちょっと説明を聞きたいと思っておりますけれども、辰野病院について多くの町民は現状の辰野病院に対して患者数の減少、医師不足による常勤医師確保が依然困難な状況であることは承知しております。地域医療を守るための辰野病院移転新築に対し、新病院への大きな期待と半面現状の病院経営の厳しい状況に不安を抱いていることも事実であります。しかし長年に亘り多くの町民が期待してきた病院の新築は計画に基づき進めなければなりません。しかし現状は着々と進められております。23年度一般会計予算案において病院の事業会計への繰り出し金は4億5,000万円、昨年に比べ当初予算としては約1億円の増となっております。さきほど町長から各予算の見直し等の説明がありましたけれども特にこの1億円、23年度は繰り出し金が多くなっているわけですがさきほどの説明、この1億円のほかの事業に対する影響はどうするかということで

すけれどもさきほどの説明のとおりですが、ほかにこの1億円に対して更に何かを捻出する方法を考えてるのか、そこらへんは町民も特に病院が苦しいからということで理解はしているんですけども、この部分を待つて欲しいとかそういうことは今ここで説明できますか？というのは各区から毎年毎年、事業計画が出されて来るんですけども殆どが毎年そうだと思うんですけども、繰り延べ、繰り延べできているということに対して、またここで新しい区長が切り代わるんですけども、そういう内容について具体的に区長会でもっとこう丁寧に説明しないと出しても出しても事業が進まないというのが現状のような気がしますので、そこらへんはまたそういう内容についても区長会等でも丁寧に説明してもらうことが大事だと思いますし、先日のプレス発表の時もこの1億円をどうするかということの質問がありましたけれども、町長は全体から切るだけの解答でありましたけれども、何かこれに対してもうちょっと丁寧な説明をいただければありがたいと思いますけれども。

○町 長

魔法のお金が出てきたわけじゃないんですけど、例えば毎年入ってくるお金が一定で9,900万ほど22年より23年の方が余分に辰野病院へ抛出したしております。同じ金額だったらどこかで足りなくなるわけですが、これがなかなか一定じゃないし、またその事業によってもいろいろ違ってきますので一概にいつも例えば給料と同じように1年間にこれだけ貰うよ、これだけ余分に出たよっていったらこれだけ足りなくなる筈なんですけど、そこが増えてる時はそうじゃない、逆に下がった時はダブルパンチでくるとこんなような形もありまして、なかなか一概にスパッと

9,900万円ものがどこからどういうふうに羊羹切ったようにどっかが足りなくなってるってことではなかなかないんですね。同時に今ご質問でありますのでお話し申し上げますけども既に辰野病院の赤字というものは、今年から赤字になったとか来年から赤字になるんでなくてももう既に医師不足がスタートした時から始まってます。その額がちょっと逆に増えておりますけれども、ですからもう赤字補填の実績はもう2、3年、4年ぐらい続いてあるということです。それに上乗せ分が問題になるということであり、その上乗せがどこまでいくか限界を考えなきゃいけないということになってこようかとまずは思います。それともう一つは病院を建てなきゃいけないということで、町もそれなりに潰け込みをしてきたというお話をあちらこちらでしてる筈でございます。それは職員の皆さんには大変申し訳ないんです

が、例えばさきほども話がありましたけども、10人辞めたら2人しか入れない、8人辞めても3人しか入れないとこんなようなことを繰り返しながら相当の人数が同じ規模の市町村と比べてみると町の事務吏員は少なくなってます。しかし仕事は減らない。したがって一人の仕事量は増えてる。みんな均一に同じようにつてこれなかなかいかないんですけれども、兼務が非常に増えてきていると皆さん方もお気づきだと思います。庁舎内のまず1階の事務執っている所へ入っていきますと、会計室が右にあって中へ入ってみますとそんなに多く見えないと思うんですね。しかしもっと少ないです、これは。ということは水道課が別館にあったわけですね。で下水が終わりましたんで水道課も何も全部一緒にあの中へ入り込みました。それから保健福祉課がぬくもりの里にありました。その人たちも全部こっちへ入ってます。入った状態であれだけですから、もしそれ抜いたとすりゃまるっきり数えるぐらいしかいないんじゃないかと思います。昔はあのぐらいいましたので同じ所に、下水が始まる前とかぬくもりの里がない時あれがいましたのでそれと比較してみるとそれからみてもちょっと少ない、大体30、40名減になっている事務吏員が減っているとみていただいて良いと思います。ただそっくりかって言いますと、どうしょうもない所は臨時の皆さんにお願いをしたりして補填をしている部分もありますので、したがって人件費で約1億6,000、7,000万円ぐらいのものは割愛になっております。それが長年続けてきているということです。段々段々。ということで職員の皆さんにも給料下げるとかそういうことも大事でしょうけども少ない人数で頑張ってもらおう。なお給料ベースはラスパイラル指数というものが出ておまして、これも皆さんに悪いなっつていつも思っているんですけれども、上伊那やこの近辺の中で一番低いです。給料ベースを国のラスパイラル指数っていうのが出ておまして、同じ規模の町、あるいは市町村の中でこれは大規模の市と比べても何でも良いですけども、ラスパイラル指数っていうのがありまして今92ぐらい、一時は90.2っていう時もありましたけど非常に少ない所です。高い所は98とか100超えてる所もありますが、上伊那の中では93、94%から96、97ぐらいの数字を追ってるのでしょうか。そういうふうにラスパイラル指数も非常に人勸の指導があるんですが、その中で一番下を這ってるという状況で職員の皆さんも歯を食いしばって、安い給料の中で我慢していただいているっていうのが2点目の話です。1点目は少なくしている。2点目は安くしてる。そのほかにいろいろとこの病院の構築に対しましては住民の皆

さんもいろいろご心配でございますのでお話を申し上げておりますけれども、いつもお話してますように公共下水道、小澤町長から始まっていままで去年、一昨年まで約 270 億円が投入されております。その内補助金も 4 割ぐらいありますけれども、あと実費は出してますので、これに対します起債が当時 200 億以上あったわけですが起債残、今はもう 100 億を切って 3 分の 1 以下になってきておりますし、もう公共下水やる所ありませんから前はやっては返す、返しては借りる、借りてはまた返すところということを繰り返して残がドンドン増えてったんですが今、ドンドンドンドン下がってきております。同時に町の事業もあまり町の負担になるような事業、要するに借入、あるいは起債事業などはあまり積極的に進めておりませんので、できるだけ国が 100 % 出してくれるあるいは国道だとかああいうふうに県と国が持ってくれる、そういうものをドンドンドンドンできるだけ進めて、自分の方のお金はそんなに大事な時に使うようにして、もちろん福祉かなんかドンドンもう出てますけれども新たにそういったものを着工することないようにして、頑張ってきておりますので町の全体的な公債費も減ってきてる筈です。予算書、決算書見ていただくと分かります。というようなことで着々と準備を続けてきたというのが現実であります。更にはまたパークホテルとかかやぶきの館もお分かりでしょうけれども、赤字になれば湯水のごとくお金を出していたと。もう指定管理にして一定額だけしか出さない。それで止められちゃっちゃ困るんですけれども、おかげさまで順調に今のところ回してくれておりますので町の負担はそれだけ、それでも大きいですよ。パークホテルだって一時は 1 億 3,000 万円ぐらい持ち出していましたから。今はそれが無いんです。1,200 万円の指定管理料を払い、逆に使用料として 1,200 万貰ってますので行って来いになってます。というような形で町の繰出がそういうところからも削られていただいております。両小野国保病院の赤字もまだ出ているんですけれども一時のようなことはなく、若干はそこでもそちらの方も努力していただいておりますので病院を診療所に名前を変えましたけれども、診療所をなくさんようにみんなで守りながらあそこも鋭意努力してもらおう中で、町の抛出が塩尻と町と半々ですけれどもそれもそんなには上へドンドンドンドンいくっていいことのないように、若干こう下向きになってきているということもあります。それから企業誘致に対しましてその頃は固定資産税ほか 5 年間優遇措置を取ってという部分もありましたですね。それがもう 5 年過ぎてきている所は元へ戻ってきているわけです。と

というようなことで大分そういったことも収入の方にはプラスになってきます。そのほか言い出しやキリないほどそういった準備をいたしておりますので、頑張らせていただく中でこの予算を組みましたとこういうことであります。

○宮下（11番）

いろいろ説明してもらいまして、特に庁舎の耐震化等を延ばすというようなことが主な評価できることと思います。それでこの病院については多くの町民はこれから迎える高齢化社会において、地域医療を守るための辰野病院の経営改善が早期に図られ健全化された医療体制の中での病院の存続を願っております。数日前の新聞で他病院との医療連携により他院からの転院患者が増加しているとの記事がありました、少し明かりが見えたようにも思います。しかしこれには医師確保が大きな課題であります。議会が提言した意見書を精査し早期の病院改善への取組みをすべきことを指摘し、この質問は終わります。

次に2つ目として観光振興策についてであります。今国県は観光立国、観光立県と国際交流を主とした海外からの誘客に積極的に取組み始めております。町においても観光推進室が設置され、積極的に観光振興に取組みをされていることには評価するところであります。しかし現行の町内主要観光地はほたる祭り、しだれ栗森林公園、横川溪谷、荒神山公園の4箇所であり利用者数は22年1年間で36万4,200人21年度は44万7,400人と18.6%の落ち込みであります。平成12年の53万7,900人をピークとして減少傾向が続いております。この内、ほたる祭りと荒神山公園2箇所での利用者数が70%を占めている状態であります。天候による観光客の減少等考えられますが、新たな取組みは喫緊の課題であります。そこで質問します。新たな観光資源の発掘と誘客への取組みについてであります。1つとして観光室と町観光協会との連携による振興策をどのように進めているか。また伊那市及び上伊那北部町村が進めている広域観光事業、更に塩尻市・岡谷市との連携事業等の進捗状況と今後町として広域連携にどう対応して行くのかこの2点について町長の考えをお伺いします。

○町長

それでは2番目の質問、観光についてでございますがこの観光資源の発掘というようなことで観光室、ご指摘のように設けてやっておりますと同時にまた町にも自主的に観光協会ができていただきました。この事務局は推進室で行っているわけで

ありまして、全て連携をしてやっておりますし観光ポスターなどを作ってくれたり観光カレンダーなども作っていただいております、町からの助成金も出てることはご周知のとおりだと思います。そういうふうに相身互いで民間の発想、また行政の方の考え方、ともに相乗効果できるように頑張っていきたいというふうにやっております。詳しくは課長の方からお答え申し上げます。次に広域連携によりますその観光の推進ということでありまして、町は岡谷、塩尻同時に上伊那ということで3方向につながった連携をしているわけでありまして、その中で特に塩嶺王城パークラインは岡谷、塩尻とやっております。昨日も話が出ておりましたけれども、いろんなまた車ばかりでなくてトレッキング道路にしても何にしても歩くとか遊歩道とかいろんなことも考えて今進めております。課長の方からもお答え申し上げますがあと、上伊那の方でありますけれども今まではふるさと市町村圏、広域でもってやったり観光部局もありまして進めてきましたが伊那の市長もその話を持ち出しましてとにかく観光だと、1町や1市でやってもいけないので連携してやっていこうと。また新たに観光室作るっていうもんだからそれは今まであるの活かそうというふうな方向を町あたりは広域にぶつけているところでありまして、果たしてまあどっちでも同じことなんですけれどもどのようになるか、連携してその中にも参加していくとこういうことで進めておりますし、また県のDC（デスティネーションキャンペーン）キャンペーンもアフターDCキャンペーンといたしまして、1回終わったあともう一度今度は旧、旧と言いますか中仙道、辰野を通っている前の前中仙道あたりも含めてDCキャンペーンの範囲に更にまた進めていきたいと思っております。課長の方からお答えいたします。

○産業振興課長

お答えをいたします。推進室と観光協会との連携の振興策でありますけれども、ため池100選で荒神山のため池が選ばれておりますので、そちらの方の整備というようなことでアジサイの植栽などを22年度やっておりますので、このへんも樹木等替えまして23年度も引き続き実施してまいりたいとこんなふうに思っております。また新たな取組みとしてフォトセミナーを開催しておりますので、こちらの方も23年度今度は夏というようなそんな観点ではたる祭りに合わせて取組みをしていきたいというようなそんな部分で振興策を練っております。また広域の関係につきましては上伊那観光連盟です、新宿駅の西口で上伊那物産展ということで今年の9月に

開催をしております、23年度も引き続き予定をしております。それから塩嶺王城観光開発協議会の関係につきましてはパークライン関係でマラソン大会等、引き続き計画をしておりますし環境整備を含めて2市1町がですね連携して取組みをやっていくように計画をしております。新たな取組みといたしまして上伊那北部、南箕輪、箕輪、辰野ということで相互の連携ということで宿泊施設の紹介だとか各々のイベントガイド等のパンフを作成をしながらお互いに誘客に努めていくというような取組みも計画しております。以上です。

○宮下（11番）

辰野町の観光地はそうはいっても数少ないですので1つの点だけでなく、上伊那また上伊那北部の市町村と協力する中で広い意味の面として観光振興を進めていくべきと思います。また町への観光集客の70%を占めるほたる祭り、荒神山公園の単発的なイベントだけでなく観光の長期的ビジョン、立案が必要であり昨年行われた信州デスティネーションキャンペーンのように民間を巻き込んだ広域連携によりそれぞれの観光資源やネットワークを上手く活用しながら誘客に取り組む基盤作りが重要であると考えます。そんな取組みをこれから期待していきたいと思っております。2つとして、町は現在ニュージーランド・ワイトモや千葉県鋸南町との交流を行っているが、これは歴史があり否定するものではありません。イベントなどを主とした交流は継続すべきと考えますが、観光は時には1つのビジネスとして町の経済発展にも大きく貢献するものでなければ長く続くものとは思っておりません。そこで質問します。今国・県が進めている韓国などアジア諸国との交流を上伊那広域を含めた連携により、誘客につなげるなど対応はできないか。また国内では町内小学校で毎年行っている臨海学習先の知多半島等の町と里山の資源を活かしたこの辰野町への体験学習などの交流を進めることにより、この子どもたちの交流を手掛かりに町民とそれから親たちが友好関係にできるような友好都市との提携を提案したいが町の考えをお伺いします。

○町 長

次の質問にお答え申し上げます。一々ごもっともだと思っております。やはり観光観光やっぱり歴史とそれから経験とまたいろいろ堀下ったあと、自然に発生してくるあるいはまたそうやって守られていく観光というものは、やはりいくらか経済にも結び自然についてくるだろうと思っておりますが、最初っから経済経済出してますと

なかなか嫌味でこれが乗って来ないというふうにもなっただけです。適宜そんなような観光になるように考えていきたいと思いますが、具体化的な問題で臨海学校などのさきだとか、逆に千葉県からも辰野のかやぶきの館へもう3、4回、もう3、4年連続で来てますが2つの小学校がクラスを分けて来るわけですが、ああいった山村体験なども今いたしております。そういうさきと姉妹都市というようなこともできればということで私も良いなと思うんですが、そもそも鋸南町との友好都市、それからワイトモとの友好姉妹都市、これらの歴史を考えてみますと簡単に申し上げますと民間の交流がさきだと。だから長続きするということがいえると思います。羽場区の青年会の皆さん方、町の青年会の皆さん方が鋸南町と交流をしてそれで行政へ持ち上げてきて「それじゃあ、やりましょう」と。ワイトモの方も最初は豊南のクライストチャーチ、この間の地震でありますけれどもあの教育大学と豊南が姉妹校になっておりまして、でそこへ行っていた先生が辰野のホテル、土蚩とファイアフライで飛ぶホテル、じゃあグローワームのワイトモと辰野、とこんなふうになってやっぱり民間活動がさきに行われてて、そこへ行政が飛び込んだ。したがって上手く続くとこんなようなことを言われております。したがってこういうことも今大事だと思いますのでもう少し民間交流が進む中でどうなのかというようなことに発展してくればと期待をしているところであります。あと、もし課長の方で何かあればですが、私の方は以上です。

○産業振興課長

交流の関係につきましては今、中国あるいは東南アジアの学生さんたちの修学旅行がですね日本、長野県の方に入って来ておりますので学校交流が一つの目安になりますけれど、昨年西小学校で1回やっておりますけれどインバウンド事業ですかそんなような形の中で教育委員会関係とですね交流ができればと、考えもありますので23年度につきましてはもう少し検討させていただければとこんなふうに思います。以上です。

○宮下（11番）

辰野町だけで実施するということが無理であれば海外の韓国、中国あたりは上伊那広域の中で取り組んでいければ実施可能かと思っておりますので、是非前向きにお願いしたいと思います。次に体験型観光振興の推進について提案します。辰野町荒神山公園に春を呼ぶイベント「たつの荒神山温泉まつり」が先日まで開催されました。

会場を美術館・たつのパークホテルとし、ひな人形 500 体また町内外の愛好者約 80 人による手作りのつるし雛飾りが展示され、パークホテルの誘客にも力を注いでいるとのことでもあります。伊豆稲取温泉では江戸時代から伝わるつるし雛の館への入場者、及び館でのオリジナル雛飾り制作体験、伊豆河津桜とのセットで P R に力を入れ宣伝効果により年間 100 万人の来場者があるとのこと。経済効果も大きいと思われま。この 100 万人の入場者に対してこの館への入場料が 300 円、それからオリジナル雛作りの体験、制作体験が 2,000 円ということですので、この本当に効果は経済的には大きなものがあると思います。その 1 % でもこの辰野の荒神山さくら祭り等に来ればありがたいなあと思っているんですけども、そんな意味でこの体験型観光の推進を質問したいと思いますが、町としてもこの荒神山さくら祭り及びほたる祭りとセットで今 N P O 法人辰野自立支援の会あかりのつるし雛制作教室等との連携、それから沢底地区で行われている各種の体験活動など体験型観光振興の導入について提案したいが、町としてどう考えておられるかお伺いします。

○町 長

今もう具体的には沢底の体験型観光、あるいはまたつるし雛というお話であかりの皆さん方が取り組んでいただいているということでもあります。私も遠くからチラチラ見たことあるんですが、本当に近くに行くと触ってはいけないんですが触るような格好で見ると非常にあれなんですね。可愛いものでありロマンがあり制作者の心が伝わってくる、そして何かこう懐古趣味にもなるし、また夢があるというようなことで立派なものだと思います。また作ることも大変なんだなあと思っています。稲取温泉がその一番発祥の地らしいですから、そことも連携もされているっていうことでございますので是非一つそれをお雛様のつるし雛だけでなく、なんとかホテルが今もお話がありましたとおり、通年になれば一番良いんですけども辰野の一つのブランドをその中へ入れるとか恋ホテルとかですね、縁結びのつるし雛とか、何かいろいろそんなふうなことになってくれば夢があって良いかなとこんなふうに思われます。沢底の体験型の観光もとても素晴らしいことだということで、段々これは大きくしてゆけるだろうとこんなふうに思っております。町の方もまたお話あればいろいろ考えさせていただきたいとこんなふうに思っています。

○宮下（11 番）

今もうつるし雛だけでなく今ここの人たちが考えているのは、ホテルと福寿草

をオリジナルにしたものをまた町の一つの柱として制作に力を入れていても良いよというような答えもいただいておりますので、是非体験教室このつるし雛を作るには制作仕上がるには2年ぐらい一人が仕上げるには掛かるそうですので、またこれが月に2回とかそういう教室を開いてるようです。ということになれば通年のこの体験型観光の柱になると思いますので是非前向きに考えていただきたいと思えます。

次に3つ目として、町税などの滞納に対する特別措置についてですが、時間がきましたのでまた機会をみて質問していきたいと思えます。

以上で、質問を終わります。

○議長

進行いたします。質問順位5番、議席13番、山岸忠幸議員。

【質問順位5番、議席13番、山岸 忠幸 議員】

○山岸（13番）

それでは通告にしたがい質問してまいります。まず1点目として町道の維持管理について現在、県で行っているアダプトシステムを町でも導入してはいかがかという提案であります。アダプトとは養子縁組をするという意味で地域の住民団体等が道路の一定区間の里親となり、道路管理者と協定を交わし継続的に道路等の美化活動を行うものであります。1985年にアメリカでハイウェイのボランティア清掃活動として始まったもので、日本でも1998年に初めて導入されて現在急速に普及してきています。長野県でも2000年に試行開始され2003年から信州ふるさとの道ふれあい事業としてこのアダプトシステムを本格的に実施してきています。昨年10月までに237の団体が協定を結び活動の道路延長は361kmに達しています。現在辰野町でも道路に関して1団体、河川関係で4団体の計5つの団体が協定を結んで活動をしています。この協定での役割分担としては里親となった者は道路の歩道や待避所、のり面等の清掃や草刈り、枝払い等の美化活動、あるいは植樹帯や花壇などの維持管理や歩道の除雪等の作業を行い、町はごみ処理の協力や県との連絡調整を行っています。また県は清掃や草刈り業務の支給や貸与、花の苗や肥料、休憩の時の飲み物などの支給、あるいは損害賠償保険や傷害保険への加入など里親の活動を支援します。このへんのところは建設水道課長が協定のあたりも一つ上辰野ボランティア環境美化の会っていうんですか、これにその会員になっているそうですので具体的に

説明していただけるものと思います。現在町では町道の維持管理に関しては建設課の補修班の方々が精力的に作業を行っています。また草刈りなどシルバーに委託しているものもあると思います。しかし多くが地元の地域の人たちに担ってもらっているのではないかと思います。私の地元の新町区でも国道から南原工業団地までの間の大きなのり面の草刈りを年2回行っています。また西が丘から向袋までののり面の道路の草刈りや枝払いも行っています。こうした作業は町からの要請ではなく地元地域の道路維持、美観維持、またごみの不法投棄防止などの目的で自発的に行われているものであります。受益者負担という考えもありますが、地域内にあるからその地域の人たちが大部分利用するというものでもありません。こうした自発的に町道の維持管理の活動をしている団体に対して、アダプトシステムのような制度を取り入れ用具の提供や飲み物の支給などをするようにしてはどうかと考えますが町長の見解をお伺いします。

○町 長

それでは質問順位第5番の山岸忠幸議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。県で行っているアダプトシステムでありましてまさに辰野町も去年、一昨年ぐらいからそれを導入し、契約といいますかその養子縁組をアダプトをしました、判子を押して。それで現在は辰野町では道路につきましては1箇所ですが上辰野地区ですね、これが。伊那辰野停車場線っていうやつです。それから河川は4箇所、小横川、上辰野、下辰野、小横川川の場合ですね。それから北の沢川がありますし、桑沢川とか北大出でアダプトを組んでやっております。これは本当に人工代が出るとかそういうんでなくて、今ご指摘のようにちょっとしたお茶とかビーバーの刃を交換する代金だとか燃料代の一部にするぐらいのものをせっかくやっていただけるのでということで、またやるにあたってはやっぱりでたらめやられちゃいけませんので、一応道路維持管理方法に基づいて道路なら道路、河川なら河川もやっていただくわけでありますので、そういった意味で若干の費用が出るというものであります。大変今までは本当にボランティア、何もなくてやりましたのでそういったことがあるとやりやすいし張り合いも若干あるとこういうこと聞いております。今のご質問は町の今度、町有財産、町道や町の管理する川などについてどうかということであります。確かにこういうことは良いことでありますので、何とか取り入れればできればなあと思っております。そうかってさきほど言いましたように維持は維

持をする方法がありますからそれに基づいてやってもらわないと、勝手にここは何か邪魔な石だから取っちゃったとか、側溝がこれ邪魔だから横へこう回しちゃったとか、それだと多分そんなことはないと思いますが。現在各区の方から協働のまちづくりで町から資材を提供し、そして住民の皆さん方のボランティア活動区のボランティア活動じゃない、区の行政活動として出払いを出して皆さん方が出ているいろんな側溝の掃除だとかいろんなことをやっていただいております。こういったものをもう少しアダプトに近づけるような方法なども一つの方法かなとも思いますので、また考慮させていただいて進めていきたいと思っております。課長が経験があるようでありますので、ご所望でありますのでお答えを申し上げます。

○建設水道課長

アダプトにつきましては町議さんおっしゃるとおりでありまして非常に町としても非常に良い事業として取り扱っているわけでありましてけれども、今ですねやっぱり県道、国道あるいは一級河川というそういう足かせがありまして、その中での活動がさきほど言ったとおり5団体が辰野町現在やっております。町道関係、あるいは重要河川あるいは普通河川につきましては、さきほどらい話でありますように地元のボランティアあるいは区の協力によって行っているわけでありましてけれども、アダプトの関係はですね少し制約がございます、団体10人以上の団体とかあるいは道路については年6回以上の活動、河川については3回以上、そんなような活動の制約があるわけでありまして。辰野町、内部検討しましたけれどもこのアダプトの制度に似た制度がさきほど言ったとおり協働のまちづくりの資材支援事業がございますので、これを少し拡大解釈といいますか運用しましてこの草刈り、道路のり面の草刈りあるいは道普請としていただく時の道具類、あるいは草刈りの時の刈り払い機の刃、あるいは燃料代につきましてはこの資材支援事業で対応できるように少し内容を資材支援事業の内容を変えていくような形をしていきたいと思っております。当然各種の団体がございますけれどもそのへんのところを少し運用させていただきまして、区長さん等の代表の関係の請求書いただければ、それで支払いをできるような形のシステムにしていきたいというふうには考えております。当然道路維持費の関係で消耗品あるいは原材料費として支出しますので、少し制約は受ける形になりますけれども率先してやっていただける所についてはできるだけ協力をしていきたいという形であります。私もさきほど言ったとおり上辰野の関係の伊那富辰野停線の関係

のアダプトでもって道路清掃しているわけでありましてけれども、なかなか年の 6 回っていう活動はなかなか厳しいものがございまして、それを含めてさきほど言ったとおり年 2、3 回の活動に対してもこの支援事業でもって対応していきたいというように考えておりますのでよろしく申し上げます。以上です。

○山岸（13番）

新町の話になるんですけれども、新町区ってというのは町会議員になると区の理事っていか役員になるんですよね。私も初めて 8 年前、町会議員になって今まで家は百姓もやってませんので初めてビバーを購入しまして、この作業があるということ、で今までやってきているんです。燃料代とか飲み物、お茶菓子そういうものは全部区の費用でやってますし、道具類は全部個人持ち、個人の物を持ち寄って作業しているわけです。出た人への出頭手当っていうのも区の費用でやっているわけですよね。そういうところに行政が前向きに考えてくれるということなんで、うれしいんで町の方でもこういう作業に気を留めてくれているかっていう感じになります。実際作業すると次にそこを通った時にやはり草が生えてないかとかごみは落ちてないかとか、やはり気になる愛着が湧くとかねそういうものなんで是非そういう活動に援助をしていただきたいということをお願いします。

では 2 点目に入ります。区への未加入世帯に関してであります。このことは私が 1 期に、8 年前にやはり同じ質問をしました。その時は新しく辰野町に転入して来た方々にはそれぞれの区にも入っていただき、区の行事や作業に参加していただき常に顔の分かり合える関係でありたいとの思いから質問いたしました。その質問内容は町からの配布物や回覧、寄付や募金などについて、また転入時での窓口で区加入を促すための対応などについてお聞きしました。その後 8 年経過しますが、あまり状況が変わっていないように思われます。そこでまず、現在の区未加入の世帯の状況はどうなっているのか、また窓口での区加入を促す対応はどのようなことをやられているのかお聞きします。

○町 長

次の質問にお答え申し上げます。新しく転入された方で辰野町に居住されてそして区へ未加入であるという方、これがあちらこちらの市町村で今問題になってきております。実はこれは強制はなかなかできないことでもあります、法的には。ということでありましてありますが、そうかってやっぱり実際に隣組同士で暮らしていくに

は入っていないと不都合であることは事実であります。こういうことでできるだけ行政の方は勧めるようにいたしております。転入で入って来た時に各区の方へ入ってくださいとか、各区のチラシみたいなものを若干お配りしたりはしている筈です。ただあまりそんなに多く辰野町の場合はないのかなと、転入が少ないって言われりゃそれまでなんですけど、ちょっと各区で把握をしている数字を申し上げますと、全体の中でも24戸ぐらい。まだアパートの中の未加入者がいますとちょっと分かりませんが、そのぐらいでそれだってあっちゃいけないんですけどもそういうふうな状況であります。これに関しまして区長の方から、区長じゃない課長の方からお答えを申し上げます。

○総務課長

これ8年前も多分お答えをさせていただいたかと思えますけれども、行政基本でもってうちの把握している世帯数というものはですね、実際には現在でも7,700世帯ほどございます。区長さんを通していろんな行政事務の連絡を取らせていただいて事業を進めているわけでありまして、これは今町長の申し上げましたように7,058世帯でございまして、その区長さんが不便さを感じてこの人たちにはどうしても入ってもらわなきゃいけないっていう戸数は24戸、調査したところによりますと24戸であります。この把握については行政は把握する手段を持ってませんので、区長さんとのアンケートで把握をしているという状況でありまして区長さんから要望があればその数を増やして、対応させていただいてます。この差額の、差額と言いますか差のですね650世帯近くの方はどういう方なのだということになるかと思えますが、これがですねこれが未加入世帯という数字で割り返すとすれば辰野は10%近く、9.何%になります。近隣の市町村聞きますとこの数字は20%を超えているのが現実であります。そういうところから比較すると辰野はおかげさまで少ないのかなと思えますが、このカウントの中にはですね同居をしても戸籍上は二世帯、世帯分離といいますけれどもそういうふうになっている世帯の方もいらっしゃいますし、協力金は区でもっていただいておりますのでごみの搬出とかには問題ないんですけども、区としての行事とかですねカウントには入っていないアパートですね短期間の居住を希望されているようなアパートの皆さんは、近年ではですね各区でも段階を付けましてですね、金額とかそういう活動の使役とかにも少しランクを付けまして対応されているということで、この人たちもカウントから外れている。

それからかたくりの里のような特別養護老人ホーム、こちらの関係もですね80人くらい定員がありますけれどもこちらも1人が入れば1世帯ですけれども、施設に入られてる関係で行政との連絡はそこはないんでカウントされてないと。それから外国人の方で派遣社員等がですね多くなりますと、そういう皆さんも外国人ということで区の方には入ってないってというような、皆さんがカウントされますと今町議さんおっしゃられるような未加入者があるというそういう現実でございます。以上です。

○山岸（13番）

窓口での対応について。

○住民税務課長

お答えします。町外から転入された方には転入の時に総合窓口の所で各種の手続とともに世帯配置図等によりましてどこの区、どこの常会、組に所属するのかということをご案内しながら「辰野町に住民登録された皆さんへ」といったようなチラシをお渡ししております。辰野町17区、その中に常会組織がありまして生活していく中でご近所との相互扶助や区や常会へ加入して地域に暮らすことの役割やそのための相応の経費負担が伴うこと、っていったようなことを記入いたしましたチラシを配布しております。窓口では特段その場では常会に入りたくないとか、区に入りたくないってというようなことは特別はないです。今のところはそういった事例はございません。以上です。

○山岸（13番）

さきほども町長も強制できないということってというのは、この区ってというのは法律で何の定めもない任意団体ってということによることが大きいと思うんですね。

「地方自治法」では第1条の3第2項で「普通地方公共団体は、都道府県及び市町村とする。」となっていて、また10条の1項及び2項で「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。」で2項では「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」としており、町が最小限、町・村ですね、が最小限の組織としているわけです。こうした決まりがあるために窓口で例えば「あなたの住所は新町区になります」と、それについては「新町区に入ってください」と勧めても、例えば窓口でそれはないっていったん

ですけれども「そういう決まりがあるのか」って言われれば、何も返答しようがなくなってしまうということになると思うんです。そこでちょっと考えていただきたいっていうか提案したいんですけども、辰野町区設置条例というような条例を作ると例えば第1条で「辰野町に小野区、川島区、何何区の17区を設置する。」と第2条で「辰野町に住所を有するものは前条のいずれかの区に属するものとする。」というふうな町民となるからには区民にもならなければいけないと、いう決まりを作れば良いのではないかと思うんですが、ここらへんの考えはいかがでしょうか。

○町長

今のような区の条例、区に対する条例を町全体で作ってみるということですね。これはやった所がなかなかこれ自由ですからできない、できにくいんですが小諸市があるようです。あるようですがどのようになっているか、ただこれが法的なことを追求していきますとですね屋上屋を重ねるという形になると思うんですね。国法があってそれに逆らうんじゃないかと、その上にまた区民になりなさい。市町村民になりなさい。その上にまた区民になりなさいというふうなことをやって、皆さんが良いっていえばそれは条例ですから「そうだ、そうだ」とどうしても反対の人はしょうがないけれどもできるだけそれに沿ってというような、ガイドライン的なことはできるのかもしれませんが、これはいざ裁判に掛ければこれは屋上屋でその条例無効になりますね。ということになりますので、裁判かける人もないでしょうけれどもその区費の問題か何かでね理屈をいう人があればそうなるでしょう。さてそこでそういうことも踏まえながらみんなの申し合わせで、申し合わせ事項として出すことは可能性はさきほど言ったようになきにしもあらず。ただし屋上屋ですから難しい部分もある。しかし町の場合、今現在そんなに大きな問題になっていないような気がいたしますが、区長の皆さん方悩んでいるかもしれませんがだから地域コミュニティ形成が非常に支障を出てくるようになれば、当然なんだかのそういった措置も考えなきゃならないということでもありますから、段々こういった形が増えるかもしれませんので今から研究はさせていただきたいと、こんなふうに現在は考えております。

○山岸（13番）

これはさきほどの宇治議員の人口増の問題とも関連してくるんですけども、人口が増えていったとしてもこういう区に属してこないということになると、町行政

を進めていく上で今まで区をとおして区長が代表して要望、地元要望という形で出てきたようなものも個人からの要望っていう形で数多く出てくるような格好になってくると思うんですね。ですから少なくとも区単位の中に、新しい転入者の方々入っていただいて区を通していろいろいただくというような形をしてかないと人口は増えても行政そのもの、行政っていうか地域としてのまとまりというかねそういうものが崩壊いってしまうのではないかということのを危惧するわけなんです。新町区も昨年、災害時の「支え合いマップ」を作ったんですけれども、アパートは抜かざるを得なかったんですね。というのは誘っても出て来てくれないし、それよりこれ支え合いマップ作ったとして、例えばねアパートで火災があったとか災害があった時に中にどのような人たちがいるか、何人住んでいるかっていうことも全く分からないわけなんですよね。そういうことがあってはいけないということをおもうんです。豊南の学生であるとか、あるいはさきほどのかたくりの入所している方とかそういう方は別としてもアパートに住まれる方、こういう人には是非区へ入っていただくと。さきほど数字が出てたんですけれども8年前はその数字が390、400くらいだったんですね。それが今650くらいになっているというのは、やはりアパートだとかそういう共同住宅に住まわれる人たちの数が増えてきているのではないかということのを危惧するわけなんです。ですからこれ人口増、さきほどの答弁でも共同住宅、町営住宅なんかねの建築だとかそういうことも出ているんですけれども、その人たちが増えたとしても区へ入らなかつたら行政は上手くいかないんじゃないかという気がするんです。そこらへんの考えで強制力のある条例づくりをやったらいかがかっていう提案なんですけれども、どうでしょうかね。

○町 長

ちょっと数字、私も確かにそれ賛成なんです。賛成ですから上手くいって全員が辰野に住む方はその該当する区へ入っていただくのが一番良いことだと私思います。その人のためにも良いことだと思います。それでいかにやっていくかということですがただまあちょっと数字の把握の違いかもしれませんが、区長さん方の方から未加入の方ということていくと24世帯くらい辰野町全体で。今644っていうように議員がおっしゃられましたことは、例えばこれはさきほど話がありましたように戸籍上の世帯分離されている、したがって通知なんかは1つで良いというような形で世帯分離になるだろうと。ですから行政基本世帯数が7,702あるわけですが、各区の

文書配布数は 7,058 しかありませんのでその差はおそらく 644 ということですが、それも世帯分離しているが同じ家であるので配布枚数は 1 枚で良いとか。それから協力金をいただいていたとしても準区民、準区民という言葉はないんですけどもアパートにいます方、しかも短期居住目的というような形で準区民のような方などの世帯もその 600 の方に入るのかなど。それからまたかたくりの里、あそこへ入りますと住所全部移して入りますので、あそこも大勢入っていても 1 軒にカウントされてる。それから外国人の居住者の方も実際には区の方にも入ってこない、というようなことなどで 644 ということなのかと思いますが、実際に区の区長さん方が困っているのはくどい話ですが、24 世帯ぐらいあるのかなとこんなふうに思っています。いずれよく検討して私どもも区に入らせていただくことは望ましいわけでありますので、ただ自由の世界の中でどういうふうにそれを分かっていたかでございますから、条例も含めて検討はさせていただきます。研究だな、研究。

○山岸（13 番）

分かりました。少なくとも民間のアパートは無理としても町営住宅へ入居している方はいるわけですが、その町営住宅の入居条件として区へも加入するというような何とか規制ってどうか、それを作ることはできないでしょうか。

○建設水道課長

町営住宅につきましては入居の条件の時にですね、さきほど言ったとおり強制力はございませんけれども、入居の説明会の時にあなたは何か区ですから区に入るようになっていうそういう説明は全部しておきまして、少なくとも町営住宅に入っている方、入居される方については区の方へは入っているというそういう認識でおります。以上です。

○山岸（13 番）

新町区なんか辰野町の平均年齢若い方だと思うんですね。っていうのはやはりアパートなんかが多いわけなんです。そこへ入る人たちはやはり若い人が多いということで、平均年齢も若くなっているんだと思うんですけども。実際やるとごみゼロとか環境美化だとかそういうやらなければいけない、義務的なことにも出て来ないですし、運動会だとか文化祭だとかそういった区の行事にもなかなか顔を見せていただけないというような、それは各区、どこのアパートだとか抱えてる所もそういう状況が多いと思うんですね。ですから研究をなされるというこ

となんで、一人でもね多くの方がそれぞれの区に入れるようなそういう努力を重ねて行って欲しいというふうに思います。以上で質問を終わります。

○議長

只今より暫時休憩をします。なお再開時間は14時55分といたします。

休憩開始 14時 41分

再開時間 14時 55分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位6番、議席7番、船木善司議員。

【質問順位6番、議席7番、船木 善司 議員】

○船木（7番）

質問に入る前に1点、訂正をさせていただきます。それはですね1の(3)②捕獲報酬金とありますけれども、これを報奨金に直していただければと思います。パソコンの打ち間違いでございます。お詫びいたします。それでは質問項目がたくさんでありますので簡潔な答弁を期待しながら質問に入ります。有害鳥獣対策は私のライフワークの1つとして今後とも取組んでいきたいと思っております。以前にも質問してきましたが、ここで更に対応が進むようにですね質問していきたいと思っております。まず有害鳥獣被害の実態についてであります。辰野町の被害状況は19年度753万7,000円、20年度644万円、21年度677万4,000円と700万台から600万台へと推移しております。県による上伊那の農業被害調査額も1億円程度の横ばい状態がありますが、21年度辰野町の農作物被害実態は近隣市町村に比較して極端に減少しております。この数字が実態であれば良いと思うところですが、毎年の実態調査は各区長さんが非常に大きな労力を費やし報告しているところであり、また役場担当者は細部にわたりまとめておられることは、大いに評価するところであります。しかしながら私はこの調査に1つの疑問を持っております。それは家庭菜園的に少し作っている所が被害にあっても、報告を挙げているかどうかであります。実際の被害面積について、もう少し配慮があっても良かろうとを感じるものですがいかがでしょうか。また前にも指摘しました、耕作放棄分も検討すべき点かと思っております。耕作放棄分の金額換算もデータとして今後の対策には必要かと思っております。ここで伺いますが有害鳥獣による農作物の被害実態をどう見るか、少ないとみるか多いとみるか、また耕作放棄分金額換算をどう考えているか伺います。

○町 長

休憩前に引き続きまして質問順位 6 番の船木善司議員の質問にお答え申し上げたいと思います。有害鳥獣の問題でこれほど大騒ぎに更になってきております。こういう中で被害額が統計的な今議員の言われたとおりだと思っております。平成21年度で 677 万円というのはあまり実態を現してないのではないかなというふうに私どもも取っております。しかし区長さんを通じての報告の積算でありますので、それを累計でとりあえずは載せておかなきゃなりませんし、また被害面積も平成19年から 5.6ha が 2.9 に下がっちゃってるということでもありますので、全てが耕作放棄地かっていうとそうばっかでない、やってながらという部分もあります。特に小面積などの作物は諦めの心境もあり報告もされていないんじゃないかっていう、危惧もしているところであります。今後は報告受付の窓口を農協でも受けれるようにしてダブルにならないようにカウントしたいというふうに思っておりますし、更にまた把握の方法の工夫が必要だろうと。やはり実態を正しい数字に近づけるものが大事だとこんなふうに思ってます。耕作放棄地につきましては、が、ために放棄しているっていうことになれば当然カウントにいれなきゃならないだろうと私も思っております。ただ事実上有害鳥獣じゃなくてやらないってのはこれちょっと違いますけれども、有害鳥獣があるから嫌だって言って諦めて耕作意欲なくして放棄してあるものは、それは聞いてみないと分からないところでありますが、当然何か作った場合の平均値を出して面積換算にしてカウントするのが正しいとこんなふうに思っております。間違いなく私どもは直感的にみても有害鳥獣害は増えてる筈だとこんなふうに思ってます。以上です。

○船木（7番）

箕輪町では耕作面積は違うでしょうけれども、ちなみにです。ね辰野町の3倍近い 1,800 万の被害額が報告されております。次はです。ね有害鳥獣対策協議会についてであります。辰野町有害鳥獣駆除対策協議会は、町長を会長に産官学、地域、行政の方々に構成されており、町内の有害鳥獣に関する最高の意思決定機関であると認識しておりますがその意思決定についてはいかがでしょうか。新年度に入った4月当年度予算と事業計画について、年1回の会議で承認されているのが実態かと思っております。それでは新しい事業の反映が可能かどうか疑問を感じるところであります。そこで予算策定、計画時点での協議会の開催はどんなものでしょうか。協議会メン

バーの中には計画段階から参画し、現実的な事業計画策定を望む声もあります。町の最高機関から現場まで現場の実態、現場の声、各機関の声が迅速に反映され、そして意思疎通が図られ実効ある有害鳥獣対策がなされるべきと考えますがいかがでしょうか。

○町 長

おっしゃることごもっともであります。一応協議会のあり方といたしまして年1遍の予算決算また事業も一応ここで協議するわけではありますが、これほど被害があらこちらで声が挙がって、個体調節も日本中で増えてるといこういう状況下にありましては必要に応じてこの会の数も考えなきゃならんと思いますし、また駆除対策についての協議することももう少し真剣に項目を設けて大事であろうと思いますし、今の回数も増やしていくことも大事だと思います。なおまた地区協議会も含めて作業部会的なものも組織してそれを専門に話し合っていていただく状況、情報交換もしていただく。対策交換もしていただくこのことも大事かとこんなふうに思っているところであります。以上です。

○船木（7番）

県にはですね有害鳥獣対策チームとして一つの部署でまとめている所があります。辰野町は狩猟、被害、別々に担当しているんですけれどもそのへんの整合性はどんなものでしょうか。

○産業振興課長

担当する係はですね違っておりますけれども同じ産業振興課の中でですね連携をしてやっておりますので、そんなに食い違いはないっていうふうに考えております。以上です。

○船木（7番）

さきほどから申し上げておりますようにですね、数字の違い等ないような方向で進めていただければというふうに思います。次は23年度鳥獣被害防止総合対策の積極的な取組みについてであります。国における有害鳥獣被害対策の22年度予算は22億7,800万円が、23年度は一挙に5倍の112億8,300万円の予算だというふうに聞いております。この100億円は23年度1年限りの執行予算であり、各市町村の申請次第での配分であるといわれておりますから、積極的な予算申請に努めるべきだと思います。そこで1つ、イノシシ、サルなどの対策モデル地区を設置してはいかが

でしょうか。このように大きな取組みを申請実施することが意識を高め、みんなで取り組む自治体になるんだろうと考えますがいかがでしょうか。

○町 長

お答えを申し上げます。国の方が22億が一気に112億に上げて1年限りということではありますが、これはご存知のとおり去年ですか、明けたから一昨年ですか仕分けの時に有害鳥獣対策のものを必要ないって4分の1にしちゃって、全国的に大騒ぎになって仕分け人が怒られたという騒ぎがありまして、そのお返しじゃないかと実は思うんですが、大事なことです。そんな極端に上げたり下げたりじゃなく、ある一定のラインを継続的にやってく必要がありますので、そのように国の方にもまた投げかけていきたいと思えます。これ課長の方から説明いたさせますがサル軍団の接近通報っていうやつがありまして、これだとか管理システムの導入なんかで研修会も行っていただきましたが一つのこれが川島地区がモデル地区となっているところであります。今度はイノシシ、サルほか、ほかにもモデル地区を作ったかどうかということではありますが私はそういうことは非常に大事なことだと思いますが、もう少し具体的に課長の方からもお答えを申し上げたいとこんなふうに思っています。いずれ予算獲得は県、国の方へもしっかりとしていきたいとこういうふうに思っています。

○産業振興課長

サルの関係につきましてはですね、川島地区中心にいろんな研究、信大の先生も含めてですねやっただいておりますので、本当にモデル地区とって過言ではないかとこんなふうに思っております。22年度導入いたしましたさきほど町長の方から話がありましたようにサルの接近装置の関係につきましては、23年度も要望をさせていただきますのでもう1機、川島にしようか小野にしようかというようなそんな部分で検討を今しているところでありますので、もう1機というような話になればですね川島地区是非設置させていただきながら、綿密な情報がキャッチできるようなそんな方向でですね取組みをしてまいりたいとこんなふうにも思っているところであります。引き続き県にも補助額を要望しながら箇所を増やせればと、こんなことで要望してまいりたいと思っております。以上です。

○船木（7番）

先月下旬の研修会でもですね、県への112億のお金これは各市町村の申請次第だ

という言い方をしておりました。是非積極的にですね申請に取り組んでいただくことを希望します。次は捕獲報奨金についてであります。23年度予算の有害鳥獣捕獲報奨金は182万円とあり、イノシシについては210頭、サルの頭数を金額に換算すると140頭と計算されます。予定数の捕獲後はこれから捕獲しようにも報奨金がないため目の前の獲物も逃がさざるを得ないということでしたが、これら解消に向け県へ強く要請し配分申請を受けるべきと考えますがいかがでしょうか？

○町長

捕獲奨励金は一括に猟友会の方へ払わせていただいておりますが、今議員ご指摘のとおり平成20年度は110万ぐらいでしたが21年度150万、それから22年度が今言われた23年度の新しい予算も182万とこういう形で少しずつ上げさせていただいております。捕獲実績などに基づきまして県より数値が決定されてきておりますので県の方へお願いをするという形で考えていかなきゃならないと思います。課長の方からあればお答えいたします。

○産業振興課長

補助額の決定につきましては前年の実績等が考慮されて県の方から内示をいただいているところでありますけれど、超えた部分につきましても県の方に強く要望しながら町の持ち分等もございまして財政面との協議をしていく中でですね、増額ができればとこんなふうに思っているところであります。以上です。

○船木（7番）

今までの報奨金額とですね許可頭数の違い、この違いというものはどのような整合性を見出せば良いのか、これが疑問であります、いかがでしょうか。

○産業振興課長

許可の頭数につきましてはおよその目安を付けまして許可をいただいているところであります、許可の頭数イコール捕獲頭数ということではございませんので、許可は大きな目標っていうか、かけ離れた数字じゃないわけでありまして多めに許可申請をしていただいているというところであります。以上です。

○船木（7番）

課長の答弁は分かりました。この市町村によってですね報奨金にあまりにも大きな差があるということをご指摘しながら次に移ります。免許取得及び維持に係る支援についてであります。私は以前、免許取得に対し何らかの支援をすべきであると強

く訴えたところですが、ようやくその理解と評価が得られ新年度僅かですが予算化されたことと考えます。再度申し上げますが、わな免許取得でも3万円、銃の第1種では9万5,000円、銃の2種では7万3,000円ほどの免許取得料が掛かり、また2年目から講習費用等が掛かってきますが、前にも申し上げましたので町長ご承知かと思えます。有害鳥獣対策には、わなはもちろん銃が大きな比重を占めていることから、町長何らかの支援が必要と考えますがいかがでしょうか。

○町長

おかげさまで一般質問させていただきましたので時期来たりということで、23年度から新しく取得者に対しまして銃は今3万円と言われたとおりです。わなが1万円合計12万円、僅かと言われますがこういう時の予算で計上させていただきました。なおまたこれだけでなく、猟友会の運営経費も10万円ほど盛らせていただいたわけでありまして。これは頭出しの部分もありますので一つこれをまた実行させていただいて、それでどうのこうのまた実績をみながらまたご指摘をいただければとこんなふうにも考えておりますがいかがでしょうか。

○船木（7番）

23年度予算は今までに比較してですね増加しているということの評価します。でもしかしですね、まだまだ残渣処理という大きな問題が残っております。これらについてもこれから考えていくべきだろうと、考慮していくべきだろうということを目指しながらですね次に移ります。次はくくりわなの積極的な導入についてであります。イノシシ、シカ対策としては大量のくくりわなの仕掛けが大きな効果が上がっている現状です。先日、町でわなを購入し各猟友会支部へ貸与したことは承知しておりますが、所要数はまだまだといったところです。一挙に百数十個と掛けるのが一番効率だといわれておりますし、事実実証もされております。イノシシはもちろんのこと、ニホンジカが大量に生息していることから駆除対策には大量のくくりわなが必要かと思えます。町として大量購入をし駆除対策の一環を担うべきだと考えますがいかがでしょうか。

○町長

細部に入りますので私の方から概要で課長の方からもお答え申し上げますけれども、いずれにしても22年度で57個を猟友会7支部へ配置したくくりわなであります。1個8,000円ぐらい掛かるわけでありまして県補助などを利用しながら、ま

た活用しながらということになってまいります。今後個人でも作れる方もあるというような形もあったり資材提供なども考慮しながら予算の措置を考えたいと思いますが、課長の方からお答え申し上げます。

○産業振興課長

町長の答弁のとおりであります。いずれにしましても県の2分の1という補助をいただいてやってきておりますので、県の方にも増額を申請しておりますので対応してまいりたいとこんなふうに思っています。よろしく申し上げます。

○船木（7番）

私があえてここです。くくりわなの大量購入というふうに申し上げたのはですね、さきほども申し上げました23年度は県の予算が112億8,300万あると。各市町村の申請次第だと、こういうことでもあります。是非積極的に取り組んでいただきたいということでもあります。

それでは次に移ります。国際森林年と辰野町の緑化についての質問であります。人間をはじめ地球上全ての生物にとって、森林の大切さを再認識し、森林保全と持続可能な利用推進を目的とする「国際森林年」が今年スタートしたことは町長もご承知のことと思います。地球全体の森林面積は4,000万k㎡、日本の森林面積は25万k㎡で国土の約70%を占めているといわれております。このような中、世界の森林は年間日本の森林の約3割、即ち8万k㎡がなくなるという驚くべきペースで、急激に減少しているデータが出ており2011年を「国際森林年」と国連決議がされたところでもあります。では日本における取組みはどうか、国内向けには植樹祭を中心に森林づくりの啓発活動、即ち全ての恵みである森林の大切さの再認識が目的とされております。辰野町では全小中学校において、森林について今まで以上に教育に取り入れ町民向けには広報に特集を組むなど、具体的な取組みが必要と考えますがいかがでしょうか。町長の所見を伺います。

○町長

おっしゃるとおりかと思えます。いずれにしましても大きな面積が結局、一番大きいのは人の開発によって世界も工業その他の中で伐採が進められる、こういうようなことで、まだ材木を資源にする所も若干あるようですがとにかく伐採によるこういう緑が減っていくということ大問題であるということのように思います。水の涵養、あるいはまた水の保水、いろんなことで災害を防ぐ大事な森林である、同じ

ように思っております。やはり住民や学校その他という形の中で認識を高めるようにまたチラシほか先生方にもお願いをして、こういった推進運動、国際年に合わせて森林年に合わせて進めていきたいとこんなふうにも現在考えております。

○船木（7番）

学校での取組みはいかがでしょうか。

○産業振興課長

それでは町の取組みも含めてですけれど、産業振興といたしましては緑化木の関係です。ね募金をいただきながら、苗木配布をしておりますので引き続き実施してまいりたいと思っております。それから5月に上伊那郡市の育樹祭、それからみどりの少年団の交流集会がですね今年、辰野町が当番ということでありますので育樹祭の関係につきましては川島の農村公園、かやぶきの館周辺で行っていきたくと思っております。それからみどりの少年団の交流集会につきましては荒神山公園で開催を計画をしておりますので、このへんも含めてですね町の『広報』で森林年の関係につきまして広報させていただきたいと、こんなふうにも思っております。以上です。

○教育長

学校においてということでございます。多くの学校でみどりの少年団、今話がありましたけども、みどりの少年団活動に加盟している学校がいくつかあります。それらの学校では今までずっと植樹等に関わってきております。それからまた学校によりましては育ちの森活動でありますとか、あるいは里山遊び場所というようなものとおして森林に親しむようにする教育が行われております。以上です。

○船木（7番）

こういう機会を捉えてですね積極的に取り組むのがこういうイベントであろうというふうに思います。

次は緑をむしばむ松くい虫対策についてであります。松くい虫被害は多くの地域に及び、近隣では南から伊那市、南箕輪村、更には箕輪町福与地籍まで被害が北上してきております。一般的には標高800m以下が発生し易いとされおりますが、温暖化の影響もあってか病原体のマツノザイセンチュウを運ぶマツ、マダラカミキリカミキリムシですね、の行動範囲が数kmに及んでいるというふうに言われております。日本一の松茸を生産する辰野町への侵入は絶対に避けなければなりません。新

年度予算に9名分の監視員報酬を見ている点は評価できますけれども22万1,000円では少な過ぎると見ますが町長いかがでしょうか。

○町長

1人22万1,000円なら良いんですが、9人で22万1,000円だというこの監視員なもんですから確かに言われるとおりにかと思いますが、またこのへんはもう一度再検討はさせていただきたいと思いますが、これ22年度ですか？

○船木（7番）

23年度です。

○町長

23年度、新しいのがそういうことですね。これを大体6月から10月にかけて担当地区を巡視していただいておりますので、9名の監視員であります。またお声も聞きながら監視するっていても1日中掛かるわけじゃありませんし、そのへんのこと、それからまたよその近隣市町村で当然監視員がいますので、先進地区って言えばもうみんな南の皆さんです。聞いてみたいと、こんなふうにも考えております。確かにマダラカミキリが飛んで来てマツノザイセンチュウを身体に運び、松を食べますとそのままザイセンチュウが木の中に入ってしまうということで、北上北上を続けてまいりまして昔は中川か飯島の話かと思ってましたら、あつという間に駒ヶ根通り過ぎて伊那も通り過ぎて、いよいよ南箕輪だと思ってましたらもう福与へ来てるっていうことですから、本当にしっかりこれを何とか水止め作戦、箕輪と上がって来ないようにというような水際作戦を展開しなきゃならんというふうに思っております。それにつきましていろいろ結局とりあえずは見て、昨年も少しは検体を送ったり調査はしているところではありますが、マツノザイセンチュウは検体の中にはいなかったという報告ですけれども、大事なマツタケの赤松でありますので守っていくように努力したいと思っております。課長の方からお答え申し上げます。

○産業振興課長

予算的な面でありますけれども、郡の松食い虫被害対策協議会に29万5,000円ほど負担金として町の方から支払いをしておりますので、実際に松枯れ病がですね出てくればですねその協議会の方から3分の1の補助をいただきながら処理をしていくというシステムになっております。それからその前に監視員の方が巡視の中で発見されて、松食い虫でなくてほかの病気等で枯れているような場合、伐採等した場合

に枯損木の処理というようなそんな形の中で18万の予算を見ておりますので、予算の範囲内で補助なり負担をさせていただいて処理をしていくということで考えております。以上です。

○船木（7番）

日本一のマツタケを守るんだという気持ちをですね、みんな強い意識を持って進めていただければというふうに思います。それでは森林づくり県民税について伺います。20年度スタートの森林づくり県民税の活用事業も残すところ2年間となった今、今後の取組み予定について伺います。活用事業その1の中の1項である「里山での間伐の推進」についての中の「地域で進める里山集約化事業」は、20年度交付金が37万8,000円、森林面積では25ha。21年度は45万円、これで30haの面積が整備されました。また「みんなで支える里山整備事業」の21年度実績は70haで900万の森林税活用であります。この実績がいずれも満足できるかどうかであります。みんなで支える里山整備事業及び地域で進める里山集約化事業にしても、個人負担が伴うものの県費補助率の大きいこの事業をもっとPRし、残された2年間積極的に取り組むべきと考えます。当事業の優位性について町はもう少しPRすべきと考えますがいかがでしょうか。

○産業振興課長

事業のPRにつきましては、各生産組合あるいは区長さんを通じて説明会を実施して取り組んでいただくようお願いをしてくれているところであります。23年度から間伐の関係につきましても大幅に事業内容が変わってまいりますので、先日も説明会をしたところでありますけれど、今後具体的な内容等が示されたところでさきほどいいました生産組合あるいは区長さん方あるいは業者の方々も含めてですね、詳しい説明会等を進めていく予定でおります。以上です。

○船木（7番）

いずれにしても積極的なですねPRをすべきだというふうに考えます。次は災害を防ぐ山づくりについて質問いたします。2006年のゲリラ豪雨など豪雨災害に見舞われ、尊い命が奪われたことは本当に痛ましいことでありました。心からご冥福をお祈りするものです。アメリカ・カリフォルニア州の森にある杉の中には、100mの高さを超す木々がありその根は地上高よりも更に深く伸びていると言われております。身近な広葉樹のコナラの根の張る強さは、針葉樹の2倍以上あるといった

データ、また植栽根と天然木の根の違いが大きく、災害防止の面からは天然木の大切さも説かれております。そこで天然木の根に近い直根が旺盛に伸びるとされ、注目されている保育ブロック苗の検討も災害防止の点からは検討すべきだろうと考えます。昨年深層崩壊が報道され一部には大きな不安もあったかと思いますが、これら深層崩壊にも、また山毎崩れる土石流災害にも強い山づくりこそが今検討されるべきではないかと思えます。安全な山づくりが必要かと思えます。町長の所信を伺います。

○町 長

農業防災に続きまして山林、山の防災、とても大事なことでありますし最近18年に襲われたようなゲリラ豪雨があちらこちらにまだ起こっている最中でありまして。こういったことを防ぎながら山の森林をしっかりと守り、防災、谷側までも全てそうでありまして、谷止工とか流路工、床固工などを併用しながら頑張っていきたいと思えます。平成21年度には4箇所、22年今年度には9箇所ほど床固あるいは谷止工などを実施いたしております。詳しくはまた課長の方からお答えいたします。

○産業振興課長

植林の関係でありますけれど、なかなかまとまった面積で伐採されてる所がないもんですから広範囲にその保育ブロックで植林をするという所がございませんのでさきほどの工事が完了したような治山事業等の工事の完了した所につきまして、保育ポットですかの関係の植林等ができればとこんなふうに考えておりますので、先生方とまた相談をさせていただきながら検討をさせていただければと思えます。よろしく願います。

○船木（7番）

いずれにしてもですね、安心安全なまちづくりにみんなで努めていきたいというふうに思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議 長

進行いたします。質問順位7番、議席10番、成瀬恵津子議員。

【質問順位7番、議席10番、成瀬 恵津子 議員】

○成瀬（10番）

それでは通告にしたがいまして2項目について質問させていただきます。まずは

じめに1項目めではありますが、羽北地区道路網整備計画の進捗状況についてお聞きいたします。羽北地区道路網整備計画につきましては平成20年度に発足しました羽北道路改良委員会が、伊那建設事務所辰野町またコンサルタント会社等の指導を受けてワークショップや委員会を重ねる中、進めてまいりました。春日街道延長工事に関しましては以前にも質問させていただいたことがあります。羽場交差点の改良工事につきましては地権者の皆様のご理解と同意を得て用地買収や建物補償等の査定作業に入っている状況であります。羽北地区道路網整備事業の進捗状況や今後の工事の進め方につきましては、羽北地区の住民に限らず1日も早く朝夕の渋滞解消を望んでいる方々と多くの皆さんが知りたいことでもあります。そこで何点か質問させていただきます。まず依然、朝夕の渋滞で悩まされている羽場交差点であります。羽場交差点改良工事の完成の見通しをお聞きいたします。

○町 長

それでは質問順位7番の成瀬恵津子議員の質問にお答えを申し上げます。念願の羽北地区の道路網整備、スタート羽場交差点からということでもあります。今年度から事業着手ということになりまして、当分の間は用地買収や建物補償が主な事業という形になってまいります。早くこれも完成して次に移れるように大型予算を付けていただくように伊那建設事務所や長野県の建設部にも要望活動を行っているところでありますし、今後も続けていかなきゃならないということでもあります。しかし1にも2にも国の方の公共事業抑制という形になってまいりまして、公共事業もういらんってというような考え方も中にあるようで、しかし必要な所は必要なんです。からやっぱり大きく付けてもらわなきゃというようなことで、国の方へも全体的な中で要望もしました県の方へも配分をしていただくように話をしていかなきゃならないと、こんなふうにも思っております。地元の県会議員も出てますのでまた選挙もあることですから、更にそういったことも頑張ってくださいように約束もして欲しいと、こんなふうにも思っております。ですから伊那建設事務所ほかなどに聞いてみましてもその予算の付き具合、ここへ付けてくれるんでなくて全体がこうアップしなければここへも付けないということで、そのことにつきましてはやはり暗中模索というような形の中で、これやらないんじゃない進めてはいきますけれども早く一気についてということになれば大型予算ですのでそれが国から来るかどうか分からないと、こういう返事も中にありますので明確にいつまでにとすることはなかなか

言い切れないところです。いずれにしても地権者の皆さん方の話し合いが早く完璧に済んで用地買収、さきほど言いましたように建物補償済まないとならぬ。これが現実の問題であります。

○成瀬（10番）

このなかなか進まないっていうのはこの予算付け、この予算の買収補償っていうのも関係あるんでしょうか。

○建設水道課長

今年の関係でいいますと、当然さきほど言ったとおり伊那建設事務所あるいは長野県土木の方へ要望するというにつきましても話の中では大型予算、俗にいう国庫補助事業でやりたいんですけれども、今のところ事業的には県事業でやっている関係で少し予算の付きが悪いというのは現状であります。ちなみに今年でいいますと22年度予算では約5,000万の予算でもって予算執行しているのみでありまして、建物調査が3件ありまして、その内建物補償が1件、用地買収が1件ぐらいの状況で進んでおりますので少し、当時予定したといいますか我々が羽北道路改良委員会とともに予定をしておりました事業進捗に比べれば少し予算付けが悪いという状況は現在のところであります。以上です。

○成瀬（10番）

いずれにしてもこの羽北地区この交差点の周りの周辺の地権者の皆様は本当に大変な中、ご理解をいただいて同意を得ているわけでありまして1日も早くまた国県への要望をしっかりとやっていただきながら、完成を要望したいと思います。2番目の質問事項であります、春日街道の延長の先線の測量が3月上旬から始まっているようではありますが、改良委員会の中での図面の中では羽場交差点の改良工事が1番となっていることはご存知だと思いますが、羽場の交差点の改良工事とこの春日街道先線の工事、また伊北インター入口に接続する道路改良工事を同時に進めていくというような計画になっていくことはあるのかお聞きいたします。

○町 長

お答えを申し上げます。今言われました部分の地形測量は地権者等の関係者の承諾が今後、あるいはまた国への要望資料として測量を行っているものでありまして工事着工両方するということはありません。当時予定どおり羽場交差点が完成してから次の段階に入るとこういうことでもありますので、ただ要望の活動の資料として

今のような地形測量が必要であるということでもあります。特に J A 上伊那の虹のホールまでの間ですね春日街道から。それからまた伊北インター間、2 路線についての地形測量とこういうことでもあります。

○成瀬（10 番）

ここの測量が始まったということではありますが、ということはいずれ地権者との話し合いがまた進めていかなければいけない状態になってくと思うんですけども、この地権者とのこの春日街道延長の部分の地権者との話し合いというのはいつ頃から始める予定になっておりますでしょうか。

○町 長

計画決定がされて事業決定がされる。そして予算が付いて、それから初めて地権者と話し合いです。今はその一番最初の計画を立てるための地形測量です。でお分かりだと思います。

○建設水道課長

春日街道の先線、俗に言っておりますけれども現在箕輪町の大型農道、箕輪町道 1 号線まで春日街道伊那箕輪線が来ているわけでありまして、その先線をどうすかという形の中であの付近の現在北大出にあります約 2 m 幅の道が、今後拡幅して J A 虹のホールの所を通過しまして北の沢渡って新町のゴルフ場の下へ降りてくるとい、こういう壮大な計画があるわけですがその道をどういう形でもってですね今現道の道を拡幅して予定では 12 m 50 から 13 m の道でありますけれども、その道を両側拡幅するのか、あるいは道の下側、天竜川へ着けるのか、あるいは山側へ着けるかというそういう形の中でもって早めに地形測量して地元でもって道路決定をしていただかないと、住宅が建ったりあるいは現在もあるいは携帯電話のアンテナとかあるいは工場の進出がございまして、そのへんするとまた工事が遅れてしまう関係もありましてさきに地形測量させていただいて、その道路位置だけを決めていくという平面に落としていくという作業をこれからしていく予定であります。ですから工事につきましてはこれでききに例えばこの同時にやるとかですねやっておきますと、羽場の交差点ができない状態にこの道路できますと羽場の交差点がもっと混んでしまうという形の中で、あくまでも羽北の道路改良委員会で決めた道路網計画に基づきまして羽場の交差点が改良を終了する目処が立った時、2、3 年前になりますけれども 2、3 年前頃に俗にいう春日街道先線の工事に入っていく。

ですからその羽北の交差点が終了になる時期をはっきり言えないのが辛い部分ありますけれども、その交差点ができる2、3年前ぐらいに初めて地権者との話し合いを持っていく状態になってくると思います。以上です。

○成瀬（10番）

確認であります、この羽場の交差点の所の予算付けと春日街道延長の、また伊北インター入口までのこの予算付けは別っていう、ちょっと確認の意味でちょっとお聞きいたします。別の予算付けになるのでしょうか。

○建設水道課長

現在やっているのは羽場交差点の改良事業っていう形でありますので可能性としては当然別の事業になりますけれども、ただ同じ伊那建設事務所の予算でもって執行しますので、そういう場合については当然羽場の交差点の事業の方が余計遅れてしまうという形でありますので、当然町の姿勢としては羽場の交差点事業の改良が終了次第、終了の目処が立って、立ち次第春日街道先線に入っていくというスタンスでありますので、予算はさきに羽場の交差点に全額付けてもらうという方向で進めていきたいと思っております。以上です。

○成瀬（10番）

はい、分かりました。それでは3番目の質問であります、この羽場の交差点の改良工事に関しましては多くの方がさきほども言いましたが1日も早い完成を望んでいますが、この用地買収とか建物の補償等でまだまだこの羽場の交差点の工事は時間が掛かると思います。その中で箕輪方面からこの伊北インターへつながる春日街道延長工事を早くやって欲しいとの要望があるようですが、春日街道延長、また伊北インター入口へ接続する工事が例えば羽場の交差点改良工事よりも完成が予定より遅れ、羽場の交差点の工事が完成の予定より遅れた場合は春日街道延長の工事をさき手に着けるといようなことも今後あり得ますでしょうか。

○町 長

成瀬議員さんも委員会で出てらっしゃいますのでそのことお分かりだと思いますが、まず羽場交差点をやると。次に春日街道とかそっちの方へ進むわけでありますのでその順序からいきますと今のような論理は成り立たない。まず羽場交差点ができあがる目途が着いて、次に手を着けてくとかこういうことになってまいります。だから同時にやるとかさき向こうができちゃうということはありませんということ

す。

○成瀬（10番）

私も改良委員会に入っていていろいろ分かっていますが、じゃ確認です。羽場の交差点ができてからって、必ずそういうふうになっていくことですかね。まず本当に羽場の交差点ができてから向こうに手を着けてくっていうことに必ずなってくっていうことですかね。羽場の工事の交差点の工事が例え予定より遅れたとしても、羽場の交差点の一番ていうのは変わらないということによろしいでしょうか。

○建設水道課長

2月20日前後にですね、羽場北大出地区に効果的な整備の方法という羽北の道路改良委員会が作った、ワークショップでもって作った道路網図が全戸配布になったと思います。その中にですね整備の手法、あるいは整備の年度につきまして図面化してありまして、少し見にくい部分あるかもしれませんがその中に書いてあるとおり、1番については羽場の交差点を改良をしていくんだと。2番について春日街道の先線をしていくんだっていう形の順番を決めて、ワークショップで決めてしかも道路改良委員会でもってそういう意思決定をしてありますので、改良が終わって、終わったあととは言いませんけれども羽場の交差点の改良の目処が着いたら、完成の目処が着いたらという時期、ですから大体完成年度は大体3年4年ぐらい前には分かりますので、羽場の交差点の改良が完成する3、4年ぐらい前には春日街道先線の例えば地元説明会とかですね、あるいは地権者との交渉に入っていくっていうそのくらいの3年4年のダブリはあるかもしれませんが、ほぼ羽場交差点の改良の完成の目処が立たない限りは、この春日街道先線あるいは伊北インター線に入っていくということは今のところは考えておりません。

○成瀬（10番）

今の答弁をお聞きしまして、羽場の交差点の改良工事が1日も早く望んでいる方たちにとっては本当にうれしい答弁だと思います。次の4番目の質問であります。東西線の国道から西の方へ町道12号線の改良工事に関しましては、この通りに関しましては新築したばかりの家も町道に面しておりますが、町としてはどのような計画でこの町道12号線の改良工事を進めていく考えでいるのか、今後進めていく考えがあるのかお聞きいたします。

○町 長

今の東西線の先延長、西の方へということだと思いますが現在町には計画はありません。今後羽北、只今のお話申し上げました道路改良委員会の決めた計画に沿って計画化していきたいと、こういうことで現在は計画を持っていませんができるだけ早い機会に立てていきたい。理由はあそこを国道を跨ぎますので国道の改良は県でやるわけですから、その改良計画もできないのにこちらが先線決めちゃうというわけにいかないということです。したがってその時期が来たら、県とともに相談しながら国道横断して先線が予定でいくと春日街道の延長から直角に結び付いてくるようになると思いますので、そのへんも含めて計画化したいとこういうことであります。現在でどこへ通ってどうなっていくとはあり得ません。

○成瀬（10番）

今の町長の答弁ですと今のところは計画がないということですが、地元の皆様はこの12号線の町道はどのようになっていくのか、この周辺の改良整備事業に伴って、ここの町道は今後どのようになっていくのかということを実際に心配されております。今の町長の答弁で言いますと、ここの計画はないということではよろしいんです？まだ全然計画の中にはないということでは理解してよろしいんですか。

○建設水道課長

俗にいう東西線であります町道12号線につきましては町道でありまして、県と実際のこの道路網計画につきましては伊那建設事務所の計画調査の係と将来的な打合せをする中で、春日街道先線の道を今の完成の断面から当面は県の与地辰野線JAの虹のホールの上の所までを県道で工事をする。それでその先線については北の沢渡っての工事は2次工事でもって一応予定は県でやっていただくようになりますけれども、それと同時にその春日街道先線の道から伊北インター降りる道、現在の三菱農機ですか？あの道に降りる道については県でもって工事をやる。それで東西線につきましては、町でもって工事をやっていくという形の中での伊那建からの要望は受けておりますけれども、要するに12号線、東西線の工事をですねこれからどういう形でもって先線へもっていくのか、あるいは当然もう国道の交差もございしますので当面の目標は現在の国道の今の「むう」の所から春日街道先線にぶつかるまでこの間をどういう形でもって工事するかっていうことは、町が工事をやらなければいけない立場になりますけれどもこれから詰めてということでは計画がないというこ

とではなくて、この道路網計画に沿って形を工事を進めていくという形であります。よろしくをお願いします。

○成瀬（10番）

羽場の交差点の道路につきましてオリンパスの道路へ降りてくこの国道も凄く朝渋滞する所であります。この町道の所、本当に住まれて新築されている家庭のことを思うと本当に複雑な思いであります。地元の道路改良委員会の中ではここの町道も本当に1日も早く改良してもらいたいという要望もあります。今のところは計画の予定はないということですが、いずれ春日街道が延長してきますとここも改良してかなければいけないと思っておりますのでまたいずれ検討の方を要望したいと思います。改良工事につきましては町、伊那建の建設事務所の方々に大変に力を入れてご苦労をいただいているところですが、この羽北地区の住民のみならず153号線を通っている多くの方々がこの羽場の交差点の改良や春日街道延長工事、伊北インター周辺の道路整備が1日も早く完成することを願っています。また今後地元の住民の皆様の声であります。伊北インター周辺の道路が整備されていきますとこの伊北インター中心に工業、商業等が更に発展していくことも考えられます。辰野町の商店街の活性化に向けての取組みはとても重要な課題であります。「これからの辰野町の将来像を考えた時、インターを中心に新たな活性化を考えていくべきではないか」との多くの声が寄せられておりますが、町長はこの伊北インターを中心とした辰野町の活性化をどうお考えかお聞きいたします。

○町 長

一応、建設委員会で決めたこういったものが出ていますね、ご存知ですけどね。各戸へは配布されました。これはあくまで予定ということです。予定に沿って計画を立てていきたいと、道路もね。それで東西線は町道ですから、しかし国道を跨ぐために国道は県でやりますから県の方の計画の決定がされてないのにこっちが勝手に作っちゃうっていうわけにいかないという意味です。ですからその頃町の方も計画決定をし、そして実施計画に落としてそれで予算付けをしてそれから用地買収に入っていくとこういう意味ですから、全く何もないわけじゃなくてこういった予定は皆さんで話し合ったとおり、予定に添って進めるように努力したいということ。伊北インターチェンジを中心とした周りの発展的なことに対しての考え方というものはこれは工場団地もありますし、また広い土地も辰野町では非常

に広がった所ですから有効に使える土地もたくさんあるわけでありますので、活用しながらいろんな意味で農工商が発展できればと、こんなふうに思います。ただしここも農振か何か入っているんだね、これこの区は。農振が入っていると簡単にはいかない。ですから農振を外しながらチョコチョコと虫食いのようにいくか、あるいは何か大きな行政的な構想を入れてドカンと外すか、そのへんはまた今後皆さんと一緒に考えていかなきゃなりません、とにかく農振がある所は外すのにとても時間が掛かるし、時間掛ければ外れるかどうかって外れないこともあるし、ということ。今は国でもやっていますね。農地だと、水耕栽培みたいなもので土地をコンクリートを張っちゃった、これは農地として見なさないっていうんですね。農地っていうのは土があるべきだと、だからしょうがないからお百姓さん土の部分を表に出して使わないのにその上にコンクリート張って、それで水耕やってるとか、何か非常にこの矛盾の規程があってなかなかそれも簡単には今も仕分け人の中でどんなふうに外れるか、あれを外しちゃった方が良いでしょうけどもいろんな規制が、規制の仕分けが今やられてるところですから、ちょっくらちょいにいかないことが非常にあるということだけご確認をいただきたいと思います。以上です。

○成瀬（10番）

最後にくどいようであります、1日も早く羽北地区の道路網の整備が完成することを要望いたします。

次に2項目めの質問であります、羽北地区の中学生への通学支援について質問させていただきます。今日ほど実に教育の重要性が叫ばれる時代はありません。教育こそ新しき世紀の生命であると言われております。教育に力点を置いてもすぐに効果が現れるものではありませんが、子ども自身の幸福と社会の繁栄を築いていく一番の近道は教育であると考えます。子どもたちに少しでも学びやすい環境を作っていくことが、今行政に一番求められていることと思います。その一つとして以前から要望の声があります、羽北地区中学生への通学支援であります。長年に亘り保護者の皆さんから要望されていることであり、数年前にも中学生議会で生徒から要望されております。羽北地区は辰野中学へ通う生徒は自転車か電車通学となっております。自転車通学の生徒のご家庭では入学時に家計をやりくりして自転車を購入しております。また電車通学の生徒は定期券を3年間全額実費で購入していて多くの保護者の方から「負担がとて大きい、是非町で補助金を出してもらえないもの

か」との要望が長年に亘りあります。そこでいくつか質問をさせていただきます。羽北地区の中学へ通う生徒の保護者から長年に亘り通学時の費用補助の要望がPTA等を通して出されている筈ですし、私も常任委員会で要望したことがあります。しかしこれはなかなか実現されておられません、なぜこれほどまでに要望の声が多いにもかかわらず実現されないのか、その理由をお聞きいたします。

○町 長

要望が多ければ何でもやるっていうことではなくて、という言い方はちょっと失礼な言い方で申し訳ないんですが大体小中学校に対して、特別な何か条件がない限りはあまり学校では学校に対しては通学補助なんてことは聞いたことがありません。ただ合併の時の条件とかですね、じゃ学校どうする、じゃ独立中学にするからその負担金を持つとかそういうような条件がある所はそうでしょうけども、普通に小学校は羽北地区にあるわけですし、中学生ぐらいになれば羽北の皆さんだけ補助するってほかの距離はというふうな形で計算した時に、整合性が取れなくなっちゃいますしそういったことは現在要望が多くても、また中学生議会でも出ても、またPTAの皆さん方からそんな要望があっても同じようにお答えをしているところであります。課長の方からお答えをいたします。

○教育次長

遠距離通学という概念でありますけれども、小学校でいきますと約4 km以上、それから中学生につきましては6 km以上、越えた場合については何らかの援助は必要であればということでありまして、只今町長申し上げましたように一部の地域につきましてはそれを超えてる所でありますので所要の措置をしているところであります。以上であります。

○成瀬（10番）

今、中学生の場合は6 km以上という答弁がありました。これは6 km以上なければ補助はないという何か決まりがあるんでしょうか。

○教育次長

補助をすとかしないとかいう基準ではございません。遠距離通学という概念でございます。

○成瀬（10番）

さきほども町長の中で「要望がたくさん出てるから実現できるとは限らない」っ

てそう言われれば何も言えないんですけど、本当に切々たる保護者の方たちの要望でありますので、本当に是非これはまた皆さんの声を聞きながら町長考えてもらえたらと思います。単なる要望ではないようであります。またこのPTAを通してでも良いので是非皆さんの声を聞いていただけたらと思います。また2番目の質問であります、自転車を購入するには高額なお金が掛かるようであります。3年間自転車を乗らなければいけないわけでありますので、また電車の定期代は1箇月が1,840円また3箇月で5,230円、6箇月で9,920円掛かります。この分、羽北地区の保護者の皆様の負担は非常に大きいわけであります、さきほど答弁の中ではなかなか要望が出されても補助は厳しいというようなことを言われましたが、是非これ考えてもらえたらと思いますが、羽北地区の保護者の中学校へ通う保護者の皆様、またこれから中学へ出す保護者の皆さんの声の中では「本当に署名運動をしても良いので町長に私たちの思いを聞いてもらいたい」という声が本当に言われておりました。このような再度、もう一度お聞きしますがこの「署名運動してまで本当に町長に私たちの思いを聞いてもらいたい」という地元の皆様の声を再度町長どう考えるかお聞きいたします。

○町長

いくら要望があっても署名運動してもってそういう意味でなくて、整合性が取れないという意味であります。あの地区だけはこの地区だけとはそんなようなわけにいかないんで、小学生とか中学生とかまた距離も違いますけれども遠距離通学に対してどうするかどうか、そういうことでありまして、まして自転車で来るから自転車の補助金出せなんてことは聞いたこともありませんし、昔は歩きましたんでね、全部。ただ交通も非常に交通事情も非常に危険になりましたので安全な道を通っていただくとか、相合橋通ってもらうとかそんなことも考えながら、対応していかなくちゃならないということでもあります。歩いた方が丈夫になるとも言われてますし、また大体どこでもやはりあれじゃないですかね。川島の方で今出しているのは川島中を廃校にして独立中学に持っていくという時に、上の方の2つの当時部落がどうしても川島中を存続という運動がありました。それに対して条件じゃあ通学に対して一定の補助を出すので辰野中学校へ、独立中学へというふうな形になったわけであります。教育次長の方からよく、たまたま羽北地区ですしね。彼も歩いて来たわけです。答えていただきたいと思います。

○教育次長

ご不審の点がある川島地区の件についてここで整理をしてご理解をいただきたいと思えます。川島地区のスクールバスにつきましては昭和31年に川島村が町に編入合併をした際に、小中学校については川島に独立させて存続すると、これが合併の条件でございました。しかし合併後2年を経て辰野中学が東と西を統合しまして統合中学と辰野中学というふうにしたわけでありましたが、この際やはり行政上、行政効率、あるいは教育上の配慮から川島も一緒にさせたいということの考え方がありました。しかしさきほど町長申し上げましたように合併の条件で学校を存続するという事の中で、地区内で非常に反対が多かったわけでありまして、で討議がまとまりませんでしたので、当時の教育委員会にこの問題を一任をしたところでありまして、教育委員会としては教育効果を上げるためには統合中学に合併するのがよろしいんじゃないかということで地元を説得し、統合案を示してこれに調印をしたところであります。その統合案の中の1項に次のような所があります。「川島地区中学生はスクールバスによって通学し、バス運行中は町費をもってこれを支弁する。」この1項が町がスクールバスを運行しその費用を負担する根拠でございまして、これについては状況は変わっておりません。またスクールバスの部活等をしますと定時のスクールバスに乗れない生徒がおります。これについては通常のバスに乗っていただくわけでありまして、その際には回数券を交付をしてこれをバス代に、スクールバスに代えるという措置を取っております。したがって見かけ上は補助を貰ってバスに乗っているようなふうに見えますけれども、これは町として当然やらなきゃいけないことを川島地区の生徒にやっているということでございまして、したがって補助ということではなくて、義務としてバスを運行しているということでございまして、また議員ご指摘のように、たまたま羽北地区については現在の公共機関がありまして電車で乗ったりできるわけでありまして、そこへ補助を出すということになりますと同じような距離があるよその地区が、歩いているけれど向こうは補助があるからこちらにも何らかの補助をせよというようなことが当然にして考えられるわけでありまして、一律さきほど申し上げましたように6kmの範囲内の生徒については自助努力で通学をしていただくと、これが基本というふうにご存じます。以上でございまして。

○成瀬（10番）

今川島地区のお話も出ましたけど、本当に川島地区の皆さんも本当に遠距離で通学には大変だと思います。本当に川島地区へのスクールバスは当然のことだと思いますし、この合併の時のお約束だということでそれは私も聞いております。これは本当に川島地区の中学生の皆様には当然援助していくべきではあります。しかし川島地区も本当に大変な中ではありますが本当に川島地区、羽北地区にかかわらず遠い所は町の中では各地区、各地区と言おうか地区によってはあります。もう本当にその中で羽北地区は川島に次いで遠い遠距離の所ではないかと思えます。是非また今後考えてっていただけたらと思えます。次に3番目の質問であります。羽北地区の中学へ通う保護者の皆様からの声であります。今中学へ通う生徒は殆どが部活をやっているわけではありますが、本当に羽北地区の中学へ通う生徒さんも一所懸命部活に取り組んでおります。その中である中学へ通うお子さんに、部活をやっているお子さんにたまたまお聞きしましたところ、朝は7時4分っていう電車があるんですけどそれで行くと部活に遅れてしまうために、冬などはまだ本当に真っ暗い内に家を出て6時41分の電車で行って、学校に着くとまだ校舎が開いていないそうです。「真冬の本当に寒い日でも校舎が開くまで外で待っていなければならない、本当に辛いです」という話をしてくれました。また北大出の方は箕輪境とか北大出の本当に町長も多分行かれてお分かりかと思えますが、北大出の上の方にも大分住宅ができてまして本当に歩いて羽場駅、また学校なんて本当に遠い場所です。そういう保護者の方が羽場駅、その家から北大出の上の方のお宅は羽場駅まで本当に距離がありますので、駅までとかまた学校まで毎日のように送り迎えしているそうです。両親が働いている家庭は本当に祖父母の方がいらっしゃれば良いんですけど、祖父母の方がいらっしゃる家は祖父母の方をお願いして送り迎えしてもらっているそうです。本当に祖父母がいなくて両親だけしかいないっていうお宅は本当に大変だと言っておりました。帰りも部活の帰る時間帯に丁度電車が間に合うように部活が終われば良いんですけど、部活が電車に間に合わなくて終わる日も多いそうです。また電車で羽場駅に着いても家まで本当に遠くて冬は真っ暗になり本当に危なく、例えば女の子なんかは特に危険なために保護者の皆さんも本当に心配だそうです。そういう殆どの保護者の方が学校または羽場駅まで迎えに行ってる状態の中で、何とかこの羽場、羽北方面へのスクールバスの配置ということを大きなバス

じゃなくても良いんですけど、スクールバスの配置といった考えが欲しいという要望が出されております。この件に関しましては町長のお考えを、またこれからどのように考えてっていただけるのかをお聞きいたします。

○教育次長

特に冬期の通学のご苦勞は分かりますし、私もそうやって子どもを送り迎えした覚えがございますので重々承知はしております。ただ羽北だけが遠いのではなくて上野だとか、それから小横川の奥だとか、上島だとかそれなりに部活については親御さんだとか子どもさんの努力によって活動が支えられてというふうに認識しております。羽北地区にスクールバスを出すというもし発想が出れば、よその地区も当然バスを回せというふうなことになりますけれども、さきほどらい申し上げますように6 kmを超える場合に遠距離であるということはこういった場合はスクールバスというような考え方が出てきますけれども、町内一円少なくとも6 km以内であるという、川島地区を除きますと6 km以内に入るという認識の中ではスクールバスを計画する考えは現在はありません。

○成瀬（10番）

羽北地区に限らず本当に辰野町は遠距離の地域がたくさんあります。そこから通う、中学へ通うお子様は本当に大変な中、通学されていることと思いますが今後教育に力を入れていく辰野町でありますので、そういった子どもさんたちの遠距離から通う子どもさんたちの支援のことを検討していただけたらと思います。

以上で質問を終わります。

○議 長

お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会といたします。長時間、大変ご苦勞さまでした。

9. 延会の時期

3月8日 午後 16時 16分 延会

平成23年第3回辰野町議会定例会議録(8日目)

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開催日時 平成23年3月9日 午前10時
3. 議員総数 14名
4. 出席議員数 14名

1番	矢ヶ崎 紀 男	2番	前 田 親 人
3番	三 堀 善 業	4番	中 谷 道 文
5番	中 村 守 夫	6番	永 原 良 子
7番	船 木 善 司	8番	岩 田 清
9番	根 橋 俊 夫	10番	成 瀬 恵津子
11番	宮 下 敏 夫	12番	宇 治 徳 庚
13番	山 岸 忠 幸	14番	篠 平 良 平

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	矢ヶ崎 克 彦	副町長	林 龍 太 郎
教育長	古 村 仁 士	代表監査委員	小 野 眞 一
総務課長	小 沢 辰 一	まちづくり政策課長	松 尾 一 利
住民税務課長	松 井 夕起子	保健福祉課長	野 沢 秀 秋
産業振興課長	中 村 良 治	建設水道課長	増 沢 秀 行
水処理センター所長	一ノ瀬 保 弘	会計管理者	金 子 文 武
教育次長	林 一 昭	病院事務長	荻 原 憲 夫
福寿苑事務長	宮 原 正 尚	消防署長	赤 羽 守
両小野国保診療所 事務長	向 山 光	社会福祉協議会 事務局長	林 康 彦

6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	桑 沢 高 秋
議会事務局庶務係長	赤 羽 裕 治

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第3番	三 堀 善 業
議席 第4番	中 谷 道 文

8. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

おはようございます。傍聴の皆さん大変ご苦労さまでございます。定足数に達しておりますので第3回定例会第8日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。8日に引き続き、一般質問を許可してまいります。質問順位8番、議席1番、矢ヶ崎紀男議員。

【質問順位8番、議席1番、矢ヶ崎 紀男 議員】

○矢ヶ崎（1番）

それでは通告にしたがって質問をしてまいります。まずはじめに住宅リフォーム助成制度についてお伺いをいたします。構造的な建設不況の影響で仕事が減少し後継者難や、高齢化している中小零細住宅事業者を支援する試みとして今回町では厳しい財政状況の中、住宅リフォーム助成制度を新たに創設し住民の住環境の整備等に資すること、ともに快適な生活空間の一助になるとともに町内中小零細住宅事業者に対する経済対策として、大変有効に作用するものであります。そこで1つ目として施工業者でありますけれども、町内業者に限定すべきと考えますが町長の所信を伺います。

○町 長

おはようございます。3月議会昨日に続いての2日目の一般質問でご苦労さまでございます。傍聴の皆さん方もご苦労さまでございます。それでは質問順位第8番矢ヶ崎紀男議員の質問にお答えを申し上げていきたいと思っております。昨日来お話が出ておりますように、住宅リフォーム助成制度ということでできるだけ23年度に入りました早い機会に、また臨時議会をお願いを申し上げて議決をいただいて執行していきたいとこのように思っているところでありまして、その今のこの制度自体はできるだけ町内業者に限るようというご指摘でございます。本来この目的自体が住宅の設備向上を図るものという部分もあるわけでありまして、各家庭の、対象者の、もう一つはやはり景気対策ということで今議員のご指摘のとおりでございますので、当然町内に潤うよう少しでも潤うようになっていくことを考えていきたいとこんなふうに思っております、当面今の腹案でありますと町内に本店を有する法人または

町内に住所を有する個人の事業主というように町内に限りたいと、このように現在も考えているところであります。以上です。

○矢ヶ崎（1番）

それと助成制度を利用して行える工事の範囲がどのようなものか考えてたらそれをお伺いしたいのと、それから助成期間でありますけれども当面どのように考えているか、1年あるいは状況によって今後検討していくのかそこらへんをお願いをしたいと思います。

○町長

まず終わりの方の質問の期間ということでありますけれども一応これ景気浮揚が目的の一つでもありますので、一応時限立法のような形でもっていきたいとこんなように思います。さりとていつまでと、1年できるとか2年できるとかいうことはなかなか定まらないことでもありますので、景気回復の度合いを見ながらという形になりますから時限立法でありながら特別期日を定めない、こんなような方式でまずはいきたいとこんなように思います。どのようなリフォームなどが対象になるかということではありますが、個人住宅、家主施設に限るという形ではありますが敷地内のものであれば、工場とか商店とかそういう営業などに関わる所は別でありますけれども、敷地内の中で今言いましたように家主に付属するものも含めて対象にしていきたいとこんなふうにも思います。構想的には一応30万円ということで、以上に限りまして30万以上の工事に限って10万円ぐらいを補助していきたいとこんな構想を今現在は考えてるところであります。昨日もお話が出ておりましたけれども、今までも福祉関係の中では改修関連の、改修などもあります。それに対する特例などいろいろと設けておりまして固定資産税の減免措置、その改修したことによって、30万ぐらいでそんなに響かないでしょうが、この制度を使いながら100万200と改修するような場合には固定資産税にも影響してきますが、福祉関係の場合は固定資産税が減免されております。したがってそれを制度を更にまた応用してこの制度を使った場合も固定資産税の関連も減免の対象にしたいとこのようなこと、考えている現在はいるところであります。

○矢ヶ崎（1番）

それでは次に2番目として辰野病院建設工事についてお伺いをしてまいります。平成23年度予算における病院建設への思いについてお伺いをいたします。町民の長

年の懸案であった新病院建設への道筋が整い、いよいよスタートする運びとなりました。我々議会もあり方検討委員会を立ち上げ議論を重ねる中で、最終的に町長へ提言を行ったわけであります。私のもとへも多くの町民の皆様方から新病院建設への期待と激励をいただいております。建設するからには、町民にとって利用しやすく安心できる病院であって欲しいと願うものであります。23年度予算では、病院事業合計で19億 5,000 万円増の40億 3,000 万円の巨額な予算となっております。そこで24年度秋に診療開始に向けた新病院建設への意気込みを伺いたいと同時に23年度開院におけるスケジュールを合わせてお伺いをしたいと思います。

○町 長

日本におきましては大きな地震阪神淡路大震災、少し忘れかけてるやにも思いますがけれども日本でもあのぐらいの規模以上のものもくる可能性は大と言われております。更にまたかてて加えまして中国四川省の大きな地震もありました。また近々ではチリの地震もあり、またニュージーランドのクライストチャーチはついこの間2週間ほど前ということであります。辰野町では真っ先にこういった病院でありますので入院して病気になる時は健康弱者という形になりまして、動きもままならない方も時にはいらっしゃるわけでありまして、また入院すれば1日中ということありますから途中で帰るということではございません。辰野町は真っ先に耐震にしたかったところがございます。諸事情がありまた政治の政治と言いますか国の方針一番いつも申し上げておりますような臨床医研修医制度、この改悪です。このことは当時自民党の代議士やられた皆さん方も最近はずつ失政であったということも認めつつあるようであります。それから診療報酬の削減、このことによりまして足踏みが続いたわけでありましていよいよ一番町にとっては財政的には大変な時、それでもやらざるを得ない。住民の皆さんも議会の皆さんも心配をいただいております。そのとおりでございます。しかしやらざるを得ない。心配だけれども病院は廃止するわけにはいかない、どうしてもやって欲しい、やるなら耐震だ、とこういふことでいよいよそれに向けて着工するわけでありまして、早く今議員が言われたように使い易くそして安心のできる医療の提供の場にもっていきたいと、このように思います。引き続き医師確保に対しましても段々時間とともにということになってくると思いますがけれども、今はとても無理な状態でありまして入ってくれる先生も出てこようかと思っております。しかし現在のお医者さんも守ることも大事です。

新たなお医者さんを探す中で足下をしっかりと見ずして外ばかり見てると、その足下が崩れるということも大きな問題になってまいりますので、是非我々もそう考えますが皆さま方も多面的に両面を見て進めていただけるようお願いを申し上げます。単面的に一つだけを追って一つだけの問題点がありとって押してるとほか崩れるということも十二分にあると、今回の場合は余計そうであります。資格を持った人たちを探す段階というものは、常にそういうことが付きまとうわけであり、また工事その他とか財政の問題とかそういうのは何とかクリアが可能な範囲も十二分に苦しいですけれどもあるわけであり、先日来お話申し上げておりでありますので、是非一つ協力方お願い申し上げます。そういった意味におきまして建設に対する町長の思いということはいよいよ開始と、こんなつもりで頑張っていきたいとこのように思います。

○矢ヶ崎（1番）

思いは分かりました。次に業者選定に関する町長の考え方について引き続きお願いをしたいと思います。町にとって二度とないような大規模工事であります。安全な施工のために万全を期していただくことを望むものであります。業者選定にあたっては地元業者を有効に活用いただきたい。完成した後のメンテナンス、あるいは不具合が生じた場合でのフットワークの良さ、あるいはスピーディーな対応等が期待できるわけであり、また雇用の面もあるいは地元経済にとっても活性化のためにも有効であります。是非とも20億といった大規模工事について町民のためになる方向で検討していただきたいと思いますが、これに対してよろしく願いいたします。

○町 長

入札関係にはどこでもそうでございますけれども、町長自体は首長自体は直接関与いたしておりません。しかし希望は申し上げていきたいとこんなふうに思っています。これだけの大工事でありますので、できるだけ辰野のさまざまな関連業者が入れるようお願いはしたいと、副町長先頭に選定委員会もあるわけでございますのでそちらの方からもう少し詳しくお答えを申し上げますとやはり規模が規模でありますので、それに対します一つの基準というものが、やはり基準をクリアした場合でないとこれはまた法律違反にもなってしまうわけでもありますので、ま

た経験の問題もあります。もちろん建設後のアフターケアのフットワークの問題、おっしゃるとおりでありますけれども、さりとてその資格はないのにフットワークが良いからと言って、全体建設をやるといってもいかな部分もあるでしょうけれども、できるだけ何だかんだで例えば、J V（共同企業体）の大きな所が落とすと仮定しますと、その下請けとかいろんな形でも町内業者が関与できるようなふうに取り計らえるようお願いをして、またそういう町の方針だということだけは伝えていきたいと思えます。関係副町長からお答えをもうしあげます。

○副町長

現在、選定委員会のところで検討を進めているところでありますけれども、当然矢ヶ崎議員の指摘であったとおりのそういった町内、これだけの20億を超える事業でありますので当然そういったことも考えて病院の今後の維持管理の問題、当然そうありますし多くの関連業者そういった方が関わることによって地域振興につながるということでもありますので、そういう観点から共同企業体、あるいは下請けの要件等についてもその分についてをできるだけ町内業者関わるようなそういった条件ということの視点で、現在検討を進めているところであります。以上であります。

○矢ヶ崎（1番）

是非そういう方向で検討をお願いしたいと思います。次に福寿苑の今後の展望についてお伺いをいたします。2つの項目であります。1つ目として老健施設の入所期間が今、長期化していると思われるんですけれども具体的にはその現状は、どのようなものかまずお伺いをしたいと思います。

○町長

詳しくは担当の方からお答え申し上げますけれども、一応流れを申し上げおきたいと思えます。昨日もちょっと触れましたけれどもこれは特養と違いまして福寿苑はあくまで中間施設、老健ということでスタートしたものであります。今はこの施設名の法律的な名前は若干変わってはおりますけれども基本は同じであります。したがって退院をされる方などが直ぐに家庭生活ができない場合、そこで加療を受けながらあるいはリハビリを受けながら、家庭生活が可能のように立ち直っていただいてそして家庭に戻すというあくまで中間施設であります。したがって一応の目安はもう最初は3箇月ということに決まっておりましたけれども、当初はそれをキチッと守って日本中いたわけでありましてあまりうるさく言うんで一旦出て、ほか

の施設に入ってまた3箇月経ったら戻って来てと、こういう繰り返しを3箇月で家庭復帰できない方はしてたこともありました。それもあまり不自然だろうというような話も出てきたりするわけですが、今はあまり事実上本来の目的であります家庭復帰のための準備して中間ですから家庭へお返しするんですが、家庭生活ができるようになるという方がどこの老健とってみても少なくなってきました。言わば特養の待合所みたいな感じにも使われてると、こういうことでありますので勢い今のご質問のとおりのことでお答え申し上げますと期間が長くなる。さりとて家庭生活もできない、特養も空いてない、待機者もいっぱいである。上伊那郡中とってもまだ特養は800人ぐらいの待機者がある。こんなような状況ですからその人の生活のこと考えますと本当に思いきって出ていってくれなんていっても、福寿苑自体にも20人ぐらいの待機者があり、つい最近のデータでは30名ぐらいの待機者になりますので本当は入れ替わってもらいたいんですが、しかしその方出て行った時に困ってしまう、という形で足踏み状態になってるとこんなような状況であります。関連の施設長の方からもお答え申し上げます。

○福寿苑事務長

町長答弁のとおりでございますが、福寿苑の現状であります非常に入所者の高齢化と介護度が高くなってきております。入所期間につきましては男性で1年2箇月、女性で1年3箇月、総平均で1年2箇月という期間が出てきております。また年齢につきましても男性が85.1歳、女性が89.5歳、総平均で88.6歳ということで、ともに高齢度と長期入所期間が長くなってきているというのが現状でございます。

○矢ヶ崎（1番）

次に2番目の項目として老人施設への民間事業者の参入が容易になり、増えてきていると思いますが、福寿苑へのこのような中での影響はどのようなものなのか、あるのかその点と、それから今後福寿苑の歩む方向はどのように考えているのかその点についてお伺いをしたいと思います。

○町長

民間業者が出てくるとか参入でその影響ということですね、影響と言いましてももちろんこれ民間でやる方が多いんです。公立でやってるのは長野県で辰野ともう1つ佐久の方にあるかどうかで殆ど民間の方がやっているんですけども、どうして辰野は公立でやっちゃったのか分かりませんが、ただどうあれ民間であれ公立で

あれ老健というものはある。しかし今のような機能が日本中に蔓延いたしてきておまして、言わば特養へのつなぎ施設のような感じになってきておまして、どうも厚生労働の方も最初の計算どおりいかないと、考えてるとおりいかないとということであまり中間施設、老健というものの旧名ですけど旧名老健というものをあまり増やすような方策にないようになってきております。中止とか廃止ではないんですが、したがって新たに造るとか増設するとかいうことに対しましても補助金があまり特養に比べて有利でない。結果的にはどうも特養になっているからこれからはもうそういった老健というものの自体のものも特養にしていくのか、今あるものはどうかということはお分かりませんが、この後の施設はどうもそんな感じに見えるんじゃないかなとこんなような感想を今、まだはっきり言いませんし国もやるといっていろいろと法律を作っておりますので、今更止めだということをおっしゃるともまた叩かれるという、国民に叩かれるということになりますので場合にはそういったことははっきり言いませんけれども、流れとしてこんなように見えてるところであります。それで民間は民間でやり、公的に造ってしまった所は公的でやるってことであります。しかし今後の大きな流れということでもありますけれども、いずれにしてもここで病院が離れるわけでもありますから、給食施設などは病院の方へお願いしてやってたわけでもありますから、離れた所で近いからといって運ぶっていう手もありますけれども毎食毎食も大変なことでもありますし、やはり給食棟を造らなきゃならないかなきゃならないと思います。またあとの全協でも申し上げたいと思いますがいろんな方法を考えられますが。あるいはまた一般のこれは構想の中ではありますけれども、ああいった老健を特養化してやっていきたいという所がもしあれば、民間の方に指定管理者という形の中で福寿苑という名前はそのまま使っていただけてやっていくことも理論的には考えられるということでありまして、今後見極めをしていかなきゃならないとこかなと、まだ腹案ができてませんので議会の皆さん方や住民の皆さんにもただ混乱をさせてもいけませんから、いろんなことは申し上げる段階ではありませんけれども、できるだけ早く一つの腹案あるいは2案3案ぐらい作ってまた諮って良い方向を出していきたいと思っております。いずれにしても福寿苑というものの自体を止めてしまうということはない筈です。特養化するとか場所変えるとかあるいはまた今の所で給食棟造っていくとか、あるいは民間の指定管理者がやらせてくれるってというような状態でやっていくのか、もう一つは定員数の

問題がありまして、ああいったものは大体国の基準っていうのは80床ぐらいが損益分岐点なんですね。そういうふうにできているんです。そりゃ200床、1,000床とあれば良いんですがそれはちょっとマンモス過ぎますので一般的には、例えば事務吏員にしても施設長にしても辰野は今50床ですが50床でも一人の事務長、その経費を賄わなければならない。一番分かりやすく言っているんです。事務吏員もそうです。80床でも施設長は1人で良い、事務職員も同じ人数で80ぐらいたと50とそんなに違いませんかということで、やはり80床を介護保険ほかから入ってくる収入、本人負担もあります。それで賄えるように大体できているにもかかわらず50床です。経費負担が割高になるというふうなことになります。看護師も置いたり数、人数なども若干の変更ぐらいで80人ぐらいは持てるんですが、その状態の中で50床で収入は考えてるということです。ここで4床だけは増やして54床にさせていただきますが、これも見事に増築って言って外へ造るわけじゃなくて中の改装だけで済みますので投資経費は600、700万掛かりますけれども1年で元は取れておつりがくるぐらいの計算が成り立ちますので、早速させていただくわけでありましてまた需要にも応える利益的な問題ばかりじゃなくて待機者が多くなってるというような意味で例え4床でもということで、現在は掛かっているところであります。今後に対しましてはその現在辰野町は特養ということでなくて老健で、上伊那の長野県の枠ですがその中の上伊那の枠は80床持っています。使っているのは50床と。今度は54になりますからあと26床、許認可件の中で辰野町がキャパを持っているという形にもなります。ということですからそういったものも有効に使えないのかなと。また新たに認可で枠を取るということはとても大変なことなんです。これは郡下でもあつちもこつちもありますし大体県の方で、ということは施設をドンドン増やすとどうなるかっていいますと国のやっているシステムは介護保険料が上がっちゃうっていうことなんですね。施設に入る、使う、でも介護保険料がどこの市町村か分からない、どっからでも入れるようになりますのでそれぞれの市町村の介護保険料が上がる、もっと造ればもっと上がるこういうような形になります。そうすると結果的には住民の皆さん方の所へ介護保険料が高くなるというような形に返ってくる、フィードバックされちゃうということもあります。さりとて待機してて家庭で見れないのというような方がいらっしゃるのにどうすりゃ良いのかと、非常にそこでみんなが悩んでる日本の今の国情であります。いずれにしましてもそのへんもよく

含めて考えてさりとて例えば民間の方にお問い合わせするにしても、受ける所がなきゃこれダメなものですからそのへんもあるのかどうなのかいろいろ検討しながら、町でやる場合にはどうしたら良いのか、多面的に考えながらまたいくつかの案を提案をまた相談に乗っていただくように議会の方にも投げかけていきたい。ことと次第によっては住民説明会などもまた検討する必要があるればしていきたいと、こんなところで現在あります。施設長の方から何かあれば付け加えをさせていただきます。

(福寿苑事務長 なし)

○矢ヶ崎 (1 番)

それでは最後の質問であります、心の健康づくり推進についてお伺いをいたします。日本全国での自殺者が昨年も 3 万人を超え 13 年連続であるとのことであります。毎日 90 人近くが自殺で亡くなっている現実を思うと、いたたまれないわけがあります。経済も政治も先行きが不透明感に満ち「生きにくさ」が解消されないことが背景にあると報道されております。警察庁のまとめによると昨年 1 年間に全国で自殺した人は 3 万 1,690 人。長野県は 562 人で前年より 11 人減っているとのことであります。辰野町の現状はどのようなものでしょうか大変心配しております。深刻さを浮き彫りにしているのは、自殺の原因や動機であります。自殺者の多くが直前にうつ病を発症しているというデータがあるようであります。自殺を防ぐには家族や友人、あるいは職場の同僚、医師など周囲の気づきが重要なことは言うまでもありません。学校や職場、地域で今まで以上にきめ細かな取り組みを行っていく必要があります。辰野町では今後、新しい取り組みとしてうつ病に悩んだ経験のある人を招いた講演会の開催や、あるいは悩みを抱えている人を周囲がさりげなく支える「心のサポーター育成制度」といったようなものを作る必要があろうかと思いをこれを要望するわけではありますが町長の所信をお伺いしたいと思えます。

○町 長

今議員のおっしゃったとおりに自殺数が日本全国で 3 万人を超えてると、1 億 1,000 万人で割返してみますと約 3,700、3,800 人に一人が亡くなってる。自分から命を絶っていると由々しい問題になりつつあります。これは近代国家の特徴でもあるとも一つの見方ではあるわけではありますが、今議員もご指摘のとおりでありまして大抵亡くなる直前ぐらいはもう死にたくてしょうがない、即ちうつ病に入ってる抑うつ病に入ってきている、そういう現象であります。その病気を治せば良いだ

ろうっていうことになってくるわけでありますが、自然に普通の生活を送ってて神経的な問題で脳神経の問題の中でうつ病に入ってく方も中には原因としては、原因と言いますか原因別にみましてもそういう方はあるようであります。しかしそれは極少ない。殆どの場合はこの近代生活の中で悩みを持つてる。今議員がおっしゃったとおりだと思います。その悩みが長期化している、あるいは複数の悩みが重なってきている。この中で神経的ながまいてきまして病気を発症してしまう。そういうような形の中でうつ病対策、もっともっと前をいくと悩み対策とこんな形になるでしょうが、兆候なども現れてくるわけでありますからそういったケアができる状態があればしなければならないと、こんなふうにも現在は考えております。辰野町での残念でございますがそういった亡くなった方の数だとかなどは消防署長もいますし、担当課もいますのでちょっとお答えを申し上げていきたいと思いますが率が高いのか低いのかってちょっと、まあこれデータですから1人2人ですぐ違っちゃいますが全国平均よりちょっと高いかなという時もみられます。もちろん全国平均よりずっと低い時もあった。だからこの平均はこの辰野ぐらいの規模の1年10年ぐらいでこうやってみても意味がない、やはり全国的な流れの中で見ないと意味がないことですが参考にお答えも申し上げたいと思います。

○消防署長

辰野町の現状はどうなっているのかという質問にお答えしたいと思います。保健福祉課の調べとは異なりますが辰野消防署管内の自損行為者、過去5年間をみますと20年の8件、それから22年の8件と最も多く年齢を問わず年々増加傾向にあることは事実でございます。以上でございます。

○保健福祉課長

保健福祉課の方で把握している自殺数っていうものは死亡届の方から計算しております。22年度やはり消防署と同じように8名というふうになっております。年によって数の変化はありますけれども全体的に微増傾向、若干ずつ増えてくという傾向にあります。ちなみに18年から22年の間では男性の占める割合が85%というように非常に高い率になっております。町の方でもこれに対する対策として22年度についてはうつ病の講演会の開催したり、また保健補導員を対象にした学習会を開催しておりますし、23年度にはきめ細やかな交付金事業を利用する中で自殺に関する講演会、それからリーフレットを全戸に配布をしていきたいというふうに思います。

町の方もこうした講演会を実施する中で専門的な知識を身につけていただいて大勢の方にゲートキーパー、町議さんの言われた心のサポーターっていうのは大町辺りで使われている名前が非常に良い名前なんです、一般的にはゲートキーパーって今名前を使っております。大勢の方にこうしたゲートキーパーとして活動をしていていただくような形で方向を進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○矢ヶ崎（1番）

以上で質問を終わります。

○議長

進行いたします。質問順位9番、議席6番、永原良子議員。

【質問順位9番、議席6番、永原良子議員】

○永原（6番）

それでは通告にしたがいまして質問していきたいと思えます。まずはじめに交通弱者への取組みについての質問です。私は議員になってから何度か辰野町の交通弱者への取組みについて質問してまいりましたが、なかなかここ4年経つ中で進展してこないっていうことで再度質問したいと思えます。はじめに辰野病院の患者移送サービスについて質問します。町では庁舎内で会議を何回か設けてその後、町内の関係者と検討をしていきたいという話を以前にしていたんですが、なかなかその後の発展性が見えてこないということの一つと、あと去年の11月に辰野病院でもこういうアンケートを病院までの交通手段についてアンケートっていうことで取ったと思うんですが、その後のちょっと結果も見えてこないんですが辰野病院の患者の移送サービスなかなかできないっていうことと、あと新しく病院も建てるんですが病院運営委員会の中でも何度か私も質問しているんですけども「できない」って言われるんですが、どうしてできないか私もなかなか納得できないのでキチンとこう納得できるように説明していただきたいんですが、町長にそのどうしてできないかお伺いします。

○町長

それでは質問順位9番の永原良子議員の質問にお答えを申し上げていきたいと思えます。移送サービスの中で当面、当面と言いますか最初は病院の送り迎えができないかということであり、検討してるが何でできないかということでありま

すが検討できる段階まで至ってないということでございます。お気持ちはよく分かるんですけども、じゃあ辰野病院来る方全員をやるんでしょうか、どこで仕切るんでしょうか、それで誰がやるんですか、経費はどうするのかとこういうようなことが上手く片づかないということでもあります。詳しくは病院の事務長の方からお答えを申し上げたいと思いますし、また今までの培ってきた腹案、腹案って言いますかいろいろ協議の段階の話なども申し上げなければご理解いただけないかと思しますので話していただきたいと思います。ただし事実上、入退院などで外来の場合も特別相談があればですけども現在はMSW（医療ソーシャルワーカー）という専門の人がいます。相談に乗る、メディカルソーシャルワーカーということですから医療の相談をする、病院を転院する場合もそうです。急性期から亜急性期へ、亜急性期からまた家庭へあるいは急性期からもう一回急性期へ、ということもあり得ますのでそういったことの連携をする人です。そういう方々がどこの病院でも通うのに、あるいはまた家へ戻るのにあるいはまた家へ戻って 2、3日居てまた病院に戻ってくるとかそういう家庭生活慣らしとかいうようなこともありますので、その移送なども含めて相談に乗っております。それぞれ適合、一括でもって行政でポンとしたものを持っていうものでないんですが、適合されるような方法などを編み出しております。事実上、移送困ってそこにズーッとそこに居座ってしまってどこへも動きがつかないとかいう人はいません。何かどうかの手立てができています。家族の応援もあるでしょう。入院の時は家族が来て退院の時は、退院と言いますか

2、3日の短い場合なんでしょうが一旦家に帰るのはタクシーで帰るとかいろんな方法を使っています。移送をされないのだからそこに居座って動けないとかいうことはない、しかし費用の問題とかそういうことがあるのでいろいろおっしゃっているのかと思いますがそれを公立的に「こうりつ」って言いますのは効果が良いんじゃないかと公の公立的に何かできないかということですが、なかなか名案がない。極小さな所で思い切って全員を送り迎えってということもあるかもしれません。小さいってというのは患者数が少ない所で特別の方法で、ある一定の規模以上になってきますとそれを全部にやってる困るからみんなそちらの方でっていうのもなかなかない。あとはボランティアの皆さんとか、今までお話がありましたような移送サービスなどを使っていただくとかそういう方法しか今んとこなくて、検討はいたしておりますが事務長の方からも引き続きお答えいたします。

○辰野病院事務長

年度末に行われたアンケートのこと今、永原議員もおっしゃいましたけども11月末から12月の10日頃までしたわけでありまして、60代から80代の方が殆ど63%くらいを占めておりましたけれどもその内、自分の車で通った方が61%ですか、それから家族の車で同乗してきた方が20%、8割くらいの方が自分あるいは家族の車ということで残りタクシーが7%、徒歩が7%というような結果が出ております。ただ帰りにつきましては若干タクシーで帰るということも1%、2%くらい上がっておりますけれどもそういう状況であります。それから透析患者につきましても概ね90%弱、86%の方が家族または自分の車で来て帰るということであります。それから帰りにつきましても来院時はタクシー3.9%とすると帰宅においては10%弱くらいの方がタクシーで帰る、帰りは別々になる状況でありますのでそういう状況であります。そのほか透析につきましては介護センター、ボランティア等を利用していることは前回の議会で答弁したとおりであります。それとなぜやらないかということではありますが、院内の検討委員会でも検討したところでありますがことは前回の議会でもご報告したところでありますけれども、一番の基本は費用それから事故等ということもあるんですが誰を送るかという、例えば透析の患者につきましても誰を送迎するかというようなちょっと難しい問題が出てきて、現在のところは送迎できてないというのが現状であります。

○永原（6番）

今の答弁だと誰を送迎するか、費用も掛かるってということなんですがこうやっただけで一っと思渡してもですね、町外、辰野病院はできないんだけど町外を見た場合諏訪日赤、隣の箕輪の生協病院、伊那中、塩尻の協立病院とかほかの所ではやれるわけですね。だからどこにお金を掛けるかっていうことだと思えますよ。町民の中でも「どうしてほかの所ではやってるのに辰野町はできないのか」という声が本当に多いんです。それで町長が言われるように「来る人みんなやるのか」とって町長良く考えてください。車で来る人もいますので患者さんの全てをやれとは私は言ってないんです。「交通弱者に対してそういう手当を町としてやるべきだ」とっていうことを私は言いたいわけです。町長のこの前のですよね選挙に出る時の公約でも本当に行き届いた福祉っていうことでキチンとそういう足の確保も福祉タクシー券を拡充してやるっていうふうになってますので、もしそのバスがっていうか巡回バ

スとかそういうものが無理だったら本当に困っている人の足の確保について、実際町長は今本当にタクシーで来たり、家族の人が送ってきてもらっているって言うんですけれども休んだり会社の休みを半日取ったりして無理してやってるっていう場合もあります。ですんでそういう点をどういうふうに本当に交通弱者で困っている人のことを考えているか。それからただ単に送迎をしろっていうのは病院の経営にも多少そういうことをすると病院の患者も増えるっていうことで、ちょっと私も取材したところ隣の病院の所は組合員に限って互助会みたいにやってまして、病院の送り迎えをやり始めたところ患者数も増えて病院の経営も良くなったっていう実績があるんです。病院経営に関してもそういうことをやることはこれから今辰野病院の経営が大変な中で是非やるべきだと思うんですけれども、そういう観点から見ても町長はどういうふうにお考えでしょうか。

○町 長

具体的には事務長の方からまたお答えを申し上げたいと思います。総体的な流れの方で今の再質問の方でお答えをしたいと思いますが、ほかでやっている所もあるということでございますけれども、なかなか公共公立病院ていうことになりますとその公平公正とかいろんなこともあります。じゃあ私も私もっていう形になってくる可能性も出てきますし、本当に困っている人に対しての足をどうするのかと、家族が送ったり迎えたりあるいはまた会社を休んだり、これはただでございますね当たり前前のことですよ。自分の家族が病気だとか何かそういうふうな状態になった状態で家族が何も、なんですかね努力、会社休むとか送り迎えしなんで全部公共、公共の段階でやれということもない。それは家族だってそれだけの誰か病気になったらそれだけのやはり負担は若干は掛かってくる。会社辞めてしまうようになってしまふとかですね会社辞めてその方の介護をしなきゃいけないとかそうなってくると大げさですけども、若干の送り迎えぐらいのことはそれがいけないから行政でやれっていうことは論理が成り立たないって私はハッキリ思います。何か良い方法があればやろうと思ってるんですが、これについてももう少し病院の事務長の方でアンケートほかで検討しているわけですので答えていきたいと思います。

○辰野病院事務長

さきほどのアンケートの報告等は町内の地域公共交通の庁内検討委員会の中でも報告し、交通体系の基本的な部分をどうするかということで今検討をしているとこ

ろであります。病院の送迎につきましてもその中で解決できるものであれば、そこが一番良いかと思imasuのでそれをメインには考えております。今議員おっしゃいましたけども、ちょっと伊那中の状況私ハッキリ把握してないんですがそういう状況があるということであれば、詳しい状況なり聞きながら庁内の検討委員会の中ではやはり誰が送るのか、それからさきほどもくどいようになりすけども誰を送るのか、じゃあ事故があった時どうするとかいうことでそこで二の足が踏んでる状況であったんですけども先進の所、生協病院さんは組合員に限ってということだと思uんですがそういう状況なども聞いて取り入れるものであれば何とか、前向きに検討はしてみたいと思つてます。ただ今の状況ではやはり厳しい状況であり移転新築を契機に地域公共交通の中で考えるのが一番良いのかなという、そういう考えでおります。

○永原（6番）

今の答弁をまとめますと、お金も大変だし誰を送迎するかもまだキチンと決まていないので辰野病院での患者の移送についてはなかなかできないってことで良いわけでしょうか。一応私も議員ですのでいろいろ町民から聞かれた場合に「どうしてできないんですか」っていった場合に「こういうことでできない」ってハッキリ町民に対して言っていく責任もありますので、キチンとそういったことで町はどういうふうを考えているのか「議員だからドンドンそういうことをやってくれていうふうに言ってってくれ」って町民の意見を町政に言うっていうことが私の務めでありますので「そういうふうにしてもなかなかできない」ってキチンと答えときます。病院の送迎ですね、今町長が家族がやるのは当たり前だつて言ったんですけども家族もやっています。みんなみてても、それで何回もその度に今のこういう情勢の中家族の人もその度休んでいけばもう本当に会社だつてこんなに休んでいけば来なくていいって言われる現状の今の社会情勢ですので、今の町長の答弁は家族の人もやっています。全部公共でやれなんて誰も言ってるわけじゃないんです。本当に困っている人の所に手を差し伸べるのが行政じゃないかなつて、私は思います。今後庁舎内の方でも検討してるっていうことですので、是非前向きになるべく早く良い方向性を持ってやってっていただきたいと思imasu。次に買い物弱者の対策についてお聞きします。大型店の進出により地域の小売店が影響を受け次々と地域の小売店が閉鎖を余儀なくされたあと、広い地域から集客し利益を上げてきた大型店が

地元の不安をよそにいつのまにか撤退し、住民は身近な地域で買い物ができなくなる、このような事態が広がっています。車を運転できない高齢者や子ども、障がい者など生活弱者は買い物難民となり健康と暮らしの維持に深刻な状況が広がっています。辰野町でも身近で買い物ができない地域が広がっている現状を町長はどのように認識されておられるでしょうか、お聞きします。

○町 長

それでは次の質問にお答えを申し上げます。同じような類のお話であります。要するに移送ということであろうと、こんなふうに思います。現在買い物弱者というように形から取られてまいりますと、移動に困難ということでありましてデータ的に見てまいりますと全国では約 600 万人、長野県でも約 19 万人から 23 万人ぐらいが弱者としていると、この問題をどうするかと国家的な問題でもありますし県的でもあるし町もご多分に漏れずであります。どのように取られているかっていうことですから、何とか良い方法ないかということではありますが、前からこの問題も言っているとおりであります。やはり高齢者や人口の減少の影響で身近な所から店舗が撤退している、そればかりでなくて郊外店の中で今までの近い所のお店などが運営できなくなってきた。だから廃止しているとかいろんなことが全部合わさってきております。人口減少とそれからあれですね、やっぱり商業構造の変化ということでしょうかね。つい最近では諏訪駅前の丸光、あれの撤退、撤退というよりももう閉店ですね、ということで諏訪市としても問題になり買い物弱者が更に増えてきた高齢者が困ったと。あんな所でも交通の便も良いし、といっても市内は電車停まりませんのでほかのバスとかそんなものなんでしょうが、それでも困っちゃうというふうなことであります。辰野町の場合に関しましてはやはり現在は川島線、飯沼線が運行されておりますし、福祉タクシー券、満足いかないかもしれませんが辰野タクシーまたさくら福祉タクシーなどもやってくれておりますし、また福祉有償サービスの該当者は社協、辰野の介護センターなどで少しでもということをやっております。また民間の中では J A のお買い物サービスなどもやっていただいております。あの手この手などが自然発生、あるいはまた行政の方でということをやっておりますが、なかなか地形的にみて全体を隈無く完備できるということではありません。それでも何かないか何かないかということでも常に暗中模索の中では探るようにはやってくれております。もちろん経費も考えての中です。ただやってしまえって何

十台も使って回せてそんなことは誰でも考えられる、それ子どもぼい考えでなくて行政的に捉えてできるだけ可能な範囲の経費の中で回せる巡回のバスとかその乗り物はないのかと、前にも言ったとおり国道だけでどうかという話を出しました。やはり町政懇談会の中で言いますとその国道へ出るまでが問題だっていう、最初の問題点のどこまで戻ってしまいます。例えば川島の奥から国道へ出るの問題、国道だけ回すのは簡単だと、非常にそこんこの寄り合いがつかないところでもあります。さりとしてじゃ川島なら川島にとって、じゃ途中まで入りましょう途中まで下りて来てくれと、それでも困るでしょう。だからやっぱり家の近くまで行けるものでないとダメなんです。そうすると鴻ノ田もある、上野もある、沢底もある谷間が一杯ありますので上手くそれが管理して回ることができるかどうか、それが一番の問題であります。何十台も使えばできます、それはできません。財政上。ということで更にまた検討いたしておりますが、またさきほど言ったように民間の協力などもお願いをしているところであります。これも是非報告はまとめていただいて結構ですが、あまり曲解しないでいただきたい。やるように模索しながら今の問題は、問題点がこうにあるから今はできないところがあるんだということは病院の問題も同じであります。担当課長の方からもこれをお答えを申し上げたいと思います。

○保健福祉課長

福祉施策としてですね買い物弱者への取組みというようなことでございますけれども、今町長が申し上げましたとおり福祉タクシー券っていうのを22年度、今年度から36枚にしておりまして、これについては民生委員さんが地区の生活実態を考慮した中で申請が出てきている。要するに交通弱者っていうふうに私ども考えておるんですけども、そういうものを配布しておりますんでこれを利用すればかなりですね、今町議さんの言われているような方たちをカバーを私はできるんではないかなあというふうに思います。これを段々拡張をしてきて利用率も非常に高くなっておりますのでどうかそのへんのところもちよっと困ってる方いらっしゃったらちよっと話をさせていただくなりしてですね、みていただければなあというふうに思います。よろしく申し上げます。

○永原（6番）

町長のじゃあ認識的には大変な事態になっていて今後民間の協力も得ながら考えていくっていうことだと思うんですけども、今おっしゃったように福祉タクシー

券が24枚から36枚になったわけですがけれども、この福祉タクシー券も辰野町は対象者に当たる人の枠が結構決められているっていうか、そういう人、決められた枠の中で取れるので自分で歩いて、歩けるんだけれどももう歳になってなかなか買い物に行けない、っていう人が本当に大勢います。私も何、割と頼まれるかっていうのもう前にも言いましたけれども病院に連れてってくれ、買い物に乗せてってくれっていうことが割と多いです。いくつか例を出しますと私も主婦ですので店に買い物に行くと知ってるおばちゃんなんかいて「今日、帰り車に乗っていけば良いじゃん」ってこういうふうに声を掛けると「うれしいよ、それなら私いつも帰り歩きだもんで重たいから買えないけどちょっとこの栄養ドリンク買ったりして、あともうちょっと買ってくわ」って言って買い物もまた重たい物も買って行くわけですよ。もう一つの例は朝市なんかやってもお米なんかも売っててもですね「買いたいけど5kgの重さじゃ重たくて買えないわ」って言うのと「配達しますよ」って言うのと「じゃあ買ってくわ」って言って5kgのお米を買って行くっていういくつかあるんです。福祉タクシーを使える人はまだ良いんですが、福祉タクシーをまだ使えない交通弱者の人が町内にはたくさんおられます。この前もちょっと介護の要支援の方が福祉タクシーのことで申請に行ったんですが、やっぱ店舗を貸しててその収入があるっていうことで申請が通らなかったんですが、なかなか土地を持っていたり財産を持ってても売ったりするっていうことがなかなかできないので、そういうものがあったりするとなかなかできないっていう面もあります。本当に町長の公約の所に「福祉タクシー券を拡充、施行実験の結果から谷間の7つもある辰野ではこの方法が一番」て書いてあるんですけれども、私も福祉タクシー券の拡充っていうのがうんと良いと思います。辰野にも合ってると思います。ですので枚数を増やすっていうんじゃなくて、使える人の枠をもっと使い易くする。以前のように何歳以上になったらもう使えるっていうふうにすれば何かいろいろやって問題が起きて、また厳しくなったんですけれども、物を買に行くっていうことは自分の目で見て物を買うっていうことは健康にも良いし、介護予防にもなると思うんですよ。ただ買い物をするっていうだけじゃなくて、その人の生活の範囲も広がって生き生き生活できると思うんです。特におばさんたちは料理をするっていうことがとても好きな方もいらっちゃって、毎日出る広告見て「これが欲しいあれが欲しい」って言って私の所にも電話があって「ちょっと病み上がりだから行けないんだけどここの広告

のこれとこれとこれを買って来てくれないか」って言って私の所にも連絡が来ることがあるんです。だから本当にきめ細やかな福祉のサービスっていうのはもっとこの福祉タクシー券を枚数を増やす拡充じゃなくて使い易くする拡充にしていってもらいたいと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○町 長

最初にちょっとお願いしたいと思えますけれども、これだけの時間掛けてやはり一般質問し答弁もして質問もされているわけです。それをまとめて2、3行でこういうことですねっていうふうに簡単に決めつけることはこちらにとってもちょっと心外な部分もありますし、そのように決定してしまう曲解的な結論をお持ちになることはいかがなものかと、こんなふうに考えますのでちょっとよろしくお考えをいただきたいとこんなふうに希望いたします。できるだけきめ細かに福祉をするという方向でいます。一気に奥深くまでいけない場合もあります。途中で模索してるところもあります。できるだけできる限りはしていきたい。福祉タクシーなども今の予算などもみながらもう少し幅を広げる、ではいけないか、使い易くすることも一つの案かもしれません。これも少し検討はしてみたいとこんなふうにも思っているところであります。結構、スーパーでも配達する所が出てきたようですね最近。それは目で見て買うのが一番良いんですけれども、行けない場合にはそういうことも応用できるようです。それから私どももいろんな調査とかいろんなことで歩いて住民の皆さんと話すと「買い物どうしてる」なんちゅうと「子どもが伊那にいて週に2回ほど来て、まとめて買って置いてってくれる」といろんなこの家族の協力もあるようです。もちろん同居してないお年寄りだけの家庭であります。だからできることはやはり自分たちでやっぱり防衛する必要がある、それでも絶対できない困ったなという所に行政は手を差し伸べていく、こういうふうなことでないとなかなか公金でありますのでまた公平感も出てまいります。それから平出の方の方ですけども親戚などがいてついでになんて言い方は失礼ですけども、その買い物弱者になりっぽいような所2、3軒まとめて買い物したりついでにお茶飲んだり会話したりしていくと、そうするとまた話題も広がりそしてまた買い物も頼まれたり、買ってきてやって怒られちゃったなんて、違うもの買っちゃったとかそんな話題も笑いの中で出るようなこともあります。だからお互いにやっぱり助け合いのことも少し町の方も公共で全部受けちゃうばかりでなくて進めながら、そしてまた公共でできる

ことは公平性を欠かないように考えてくところということでもあります。したがってそういうことも言ってますので2、3行で簡単にまとめなんでしょうかと思いたいです。以上です。

○永原（6番）

次に食品、日用品などの物の移送ってということについてですが、今関連して話がありますが、さきほど町長も民間の協力も得てって言うふうに話があったんですが辰野町でも配達をしている業者とか数増えてきてると私も思います。それでそういうことで辰野町全体として消費者、利用者のニーズの多様化の時代の変化に対応して町として何かそういう施策みたいなものを考えていないかっていうことなんです。第五次の総合計画の中でも「にぎわいを創出する商業の振興」っていう項目の中に多様化する利用者の時代の変化に伴って商業・サービス業の活性化と経営安定のための支援により、にぎわいの創出と商業を振興しますっていうことが載っていたんですが、そういうことが町の活性化にもなる、商業をやっている人たちのためにもなるっていうような町全体として町が何か協力して、そういう基盤整理みたいなものを作る考えはないでしょうか。

○町 長

考えはないかっていうと今ありません。ただ検討はしてます。さきほどから言っているとおりであり、関連でありますけれども要するに名案がないということでもあります。お答えを申し上げていきたいと思いたいです。物品の方の移送と言いますか輸送って言うんでしょうか、食料品とか日用品についてのお尋ねであろうかと思いたいます。これに対しましてはまず買い物代行というような形で介護保健サービスを受けられている方などは現在は公的なやり方としては社協をはじめ民間の業者が、あるいはホームヘルパーが居宅訪問して買い物代行するようになっておりますし、できるだけそういったことも知らない方にはお教えしていかなくちゃいけない。ある制度をできるだけ活かす、それでどうしょうもない所をどうするかと次の段階で考えていくところなことであります。また介護認定が受けられない方に対しましても代行サービスとかいろんなこともあるわけでありまして、お考えをいただきたい。同時にまた商店の生き残りの道として来る客待ってるばかりでなくて今のように商店構造が変わってきておりますので、郊外店みたいなふうに、なおまた商店で頑張っていたら方は例えば奥さんがお店番をしてたらお父さんが売り歩いてもらう。御

用聞きでも良いじゃないですかね。そんなようなことも考えたりいろんなことをする中で「ついでにじゃああれも買って来てよ」というような形で移送のサービスやってくれるところもあるようでありまして実際そうやってやってる、多くはないですが一部商店もあるようであります。こんなことも考えながら行政がどこまで入り込んでいけるか、また病院なんていう大きなもの造って我慢してやっていかなきゃいけない時でありますので、どれほどまでの経費が拠出ができるのか。適宜言わんとすることはよく分かっておりますが、どこの町でも困っているものですから何とか名案を考えなくてはならない、こういうふうに思ってます。課長の方から付け加えがあればお答えをいたします。

○保健福祉課長

買い物代行、また輸送サービス、このへんのことについてはですね今後高齢化だとか人口減少がもう続いていくのが現在の状況ではそういう方向にあります。したがって交通弱者っていうのはもう確実にこれから増えていく傾向にあります。やはりこのへんのサービスの内容もやっぱり今後検討していく必要があるかと思えます。町としてもさきほど来言っておりますように、現在出しているその福祉タクシーの拡充というかそのへんの検討ができるかなっていうこと。それから地域によって他の町村によってはボランティアによる車での移送サービスっていうようなもの考えられます。これについては地域でのボランティアだとか地区社協で実施できるようなふうができればですね町の方でも協力できるかなということですね。やっぱり民間の交通のタクシーさんとかいろんな業者さんがいらっしゃいますので、やはりそのへんのところも上手くした中で総合的に町ができることは考えていかなきゃいけないかなっていうことしております。以上です。

○永原（6番）

前向きな答弁ありがとうございます。私もこれから高齢化本当に段々そういう時代に入ってますので、今車に乗れる人でもあと10年20年後っていうともう乗れなくなるっていうことでこれからの課題だと思います。国の方でも課題、そういうことが大変だっていうことで経済産業省の方でもマニュアルを出したりいろいろしてこの買い物弱者っていうことについては、日本全体でも問題になっているので是非検討してもらいたいです。ちなみに私の調べた南箕輪では市町村無償移送サービスっていうものを何年前にやっていたりして、大変喜ばれてるっていうことで一番使う

のが病院と買い物で、町が社協に委託してやって年間大体 180 万くらい経費が掛かるってことです。180 万で喜ばれる人が大変いるってことです。是非辰野町でも検討していただきたいと思います。

次に病児保育について質問します。保育と就業の両立を支援することを目的に子どもさんが病気で保育園や学校に通えない、仕事もなかなか休むことができない。休めば辞めてもらいたいって言うふうに言われてしまう、そういう今の辰野町っていか社会情勢の中で現実的に日本全体でも病児保育っていうものが、段々制度化されてきているんですけども辰野町として町長も保育園の充実って言うことで選挙に出た時に病事後保育や休日保育などを新たに設置って言うふうに掲げてたんですが、辰野町としての病児保育を町長はどのように考えているかお聞きします。

○町 長

ちょっと反問権ではない、ちょっと確認なんですけどそこに書いてあるのに病児後って書いてありますか？病児って書いてありますか？病児後だと思いますが。

○永原（6 番）

はい、病児後保育や休日保育です。

○町 長

だから病児保育とは書いてないですね。病児の時は基本的にはお父さんお母さん保護者が看るのが当たり前ではないか、病院に入れるなり。これは会社休んでもしょうがないでしょうね、自分のお子さんが病気なんですから。それで病児後に対してまだまだ、もう治ってはいる、しかしまだ保育園へ行く段階ではないというように時に少し行政でお手伝いできたらなあこんなふうに考えているんです。あくまで何かあったら全部、そういうことは永原議員も言っているんじゃないと思いますが、何かあったら大変だから行政へ押しつけるってこういうことは良くないです。家庭でやることがあるんです。そしてそれはやっぱりそういうお子さんを雇ってる会社ですからそういうリスクがあることは承知の上雇っている筈です。何かあったら困ったらみんな押しつけて自分はしっかり働いて可愛い子どものために稼いでりゃ良いんだと、こういうような間違っただお母さんたちがいますので、今の学校の教育問題でもそういうことが問題になってきてます。稼ぐだけでなくて親は教育もしなきゃいけない。世話もしなきゃいけない。病気になったら介護もしなきゃいけない。それは当たり前のことであります。しかし私の言っているのは今言って

るとおりであります。くどくなりますので申し上げますが、病児後保育ができないかなということで今模索中であります。ただよくこれやってってみますと専門の保育室、それから隔離の機能を持つ観察室、それから安静室、調理室を別個に有することというような形になってまいりますし、また利用児が10人につき1人の看護師、準看、保健師、助産婦を置き保育士を利用児童概ね3人に1人は配置することになる。そうすると辰野町の場合にそういう該当者があるかなっていうことになってきますと常備はない、じゃあどうしたら良いのかということで今少し検討はさせていただいております。なおその部屋も適当な所がない。一部病児だということになると騒ぐこともありますので一般の患者さんと隔離しなきゃ、隔離って細菌性の隔離でなくてちょっと声が聞こえないとかそういうような意味ですね、というようなことも考えなきゃいけませんし、またですから結果的には病院の中でやらざるを得ないだろうというように考えられます。これを進めてる所も調査いたしました。病院なかなか病院もできないようですので、一般の開業医にも委託して少しならやってくれるというところもあるようであります。更にもう少し煮詰めて、また病院も新築するわけではございますし、できるだけ早くと思えますけれどもただ調査してみると病児後で本当に困っているっていう方はまだそんなに現れてない、データの。ということでありますから設備の方だけ、人件費の方まで来なくても待機しなきゃいけないとこんなようなことのないように、何か兼務の状態でできないかな、考えてみたいとこんなふうに思っています。この件に関しましても担当の方で答えを申し上げたいとこんなふうに思います。

○教育次長

施設基準等につきましては町長申し上げたとおりでございます。町の現状考えた場合には、町長申し上げましたように一般の医院等をお願いするしか方法はないのではないかとこのふうなことが結論でございます。それで町の医師会長にもお話を申し上げたところ現下の医師不足、それから看護師不足、この状況では町内では受け入れができる所がないであろうというのが見解でございました。またその中でこうした状況が緩和されまして、状況が好転すれば検討の余地はあるだろうということでございますのでそういう状況がくれば検討の上、実施に向け進めていきたいというふうに思います。以上であります。

○永原（6番）

時間にもなりましたので簡単にあれですが、国でもこれからの病児保育、病児、病後児保育事業の再編っていうこういうのも出して、これからの子育て支援っていうことの立場から国でも力を入れてるところです。なかなか辰野町ですぐできないっていうならば隣の病院でも病児保育をやっておりまして、この間新聞を見てましたら箕輪町でも4月1日からその病院に委託して、町としてその補助をしてくっていうことです。あと諏訪地域は諏訪の場合は病後児施設利用補助っていうことで、市としてそういう施設を使った場合に補助するっていうふうになってますので、なかなかすぐできないことでもそういう施設ができなくてもほか、そういう病児保育を使った場合にそれを補助してくっていう、それも一つの子育て支援で大切なことだと思います。今共働きでないとなかなか生活ができないっていうこういう社会ですので、是非その点を考えてやってっていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長

只今より暫時休憩をいたします。なお再開時間は11時35分といたします。

休憩開始 11時 18分

再開時間 11時 35分

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位10番、議席5番、中村守夫議員。

【質問順位10番、議席5番、中村 守夫 議員】

○中村（5番）

さきに質問通告いたしました件につきまして質問させていただきます。昨年の12月27日付けにて、監査委員さんの方から町へ提出されました平成22年度定期監査報告書一部改善指摘事項のいくつかある中で、辰野町霊園の件で管理手数料の長期未納者、行方不明者、継続者不在区画などにつき契約条項に基づき対応するよう、指摘事項がございました。そこで最初に質問いたします。長期未納者、行方不明者、後継者不在区画など問題のある場所は現在何件ぐらいあるのでしょうか。またそれは契約者全体、また全区画の何%程度にあたるのか教えていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○町 長

それでは休憩前に引き続きまして質問順位10番の中村守夫議員の質問に答えてまいりたいと思います。町で施行いたしております霊園管理についてということで問題点もいろいろあるだろうということでのご質問であります。担当の方から詳しく申し上げますけれども確かに、たくさん持ってやっておりますので現在は平成23年3月現在ということですが、625区画ということで運営をさせていただいております。それでこれだけ長くまたやってきておりますし逐次増やしながらしてきているわけでありましていろいろな支障も若干出てきております。地形的な急傾斜な部分もあったり、またそういった所に植栽でマツやサクラや雑木などが繁茂し始めている。これはいろいろな方法で伐採したりなんかすれば済むことではあります、急傾斜地も上手く乗り越えなきゃならないとこういうふうにも考えておりますが、あえて言うとも問題は問題点であります。またそれから管理料をいただいておりますけれども、人数ほかはまた担当から申し上げますけれども長期未納になっている方、中にはその跡を継いでやってかなきゃいけない人が行方不明みたいな方になっちゃってる。しかしお骨は預かっているっていうかそこに入れてあると、こういうような状況もあります。更にまた過年度分の12区画ですけど区画は12なんですけれども対象者11人ですけれどもその方が未納でありますけれども、これは請求もしておりますので、段々入ってくるだろうとこんなふうに思いますがいずれ滞納ということになってまいります。それら問題点ございますがもう少し詳しく、体系的に担当課長の方からお答えを申し上げます。

○住民税務課長

それでは霊園に関しまして現在の議員ご指摘がございました区画等についてご説明いたします。町長が答弁のとおりでちょっとダブル所があるかと思っておりますけれども、23年3月現在625区画ございます。その内、長期の滞納の方が2名います。長期というのは平成15年からの方が2名おりました。さきほどお話ありましたように定期監査の折にそういった指摘を受けまして、納付書の方はお手元には届いておりますので何らかの方法で滞納整理の方をしなければいけないということで、現在お1人の方とは連絡がつきまして3月中に入金いただけるということで、お1人だけどうしても今のところ連絡が取れないというか、手紙が返ってきておりませんのでいることはいると思うんですけれども電話等で連絡が取れない方が1人おりますが

今月中にそちらの方にお伺いをして徴収したいと考えております。全部で一応売れてます区画 586 区画ございます。その内の滞納が17区画ということで率で言いますと 2.9 %でございます。過年度分についてはその2人が未納でございます。あとの方は過年度という内、昨年の分が若干入ってない方が10人ほどおられますけれどもこちらの方につきましては全部連絡が取れておりまして決算期でもありますので3月中には処理をしてまいりたいと思っております。以上です。

○中村（5番）

辰野町霊園使用の手引きという文書がございますが私も大変勉強不足というか役職全うしてなかったというか、私は先祖伝来のお墓がございますのでお墓のことについてはいろいろ勉強したことございませんで、今回の一般質問にさきだちまして初めて辰野町霊園使用の手引きというのをいただきまして読んでみました。その中に使用者の資格、義務聖地の使用取り消しなど各種の規程がございますが、特に管理手数料長期未納者については使用者の義務を怠ったり5年分滞納した場合は聖地の使用を取り消すことができる。また行方不明者などについては町内行方不明になる前でございますが、町内に住所を有する聖地管理人を定めるとか、原型に復して交換や復旧費用、損害賠償の請求は行方不明になってしまえばできませんが、そのさきほどの5年を例えば経過しましたあと、使用許可取り消し後3年を経過した時は町長は無縁として処理できるとあります。監査委員に契約の条項に基づき対処されたいと指摘されたということはこういった処理が成されていなかったと思えますが、例えばさきほど少し説明もございましたが行方不明者、後継者不在で引き継ぎができていないとかいう人たちに対しまして、多少の多少なんて言うと失礼でございますが相当の努力はしたと思えます。今までに聖地の使用の取り消しとか無縁として処理したことがあるのでしょうか。ご質問いたします。

○住民税務課長

長期の方で行方の分からない方が2名おりましたけれどもその内の1名はさきほど申しあげましたけれども連絡がつかしました。それからあともう1名につきましてもさきほども申しあげましたけど手紙の方は届いておりますので、今月中に1日を掛けてそのお宅に徴収に行って何らかの形で連絡を取りたいと思っております。それからその今もう1人の方なんですけれども、今月中に行くって言う方なんですけれども今年以上の滞納になっておりますので本来ならば強制返還をいただくと

ころでありますけれども、そのお話をすることが今のところできておりませんのでその話をすることと、それからその方実は実際に使われて納骨されておりますのでそういったことも含めながらその方とお話をしていきたいと思います。それ以外にはそういった実績はありません。それから町の所有の区画1区画につきましてその中には無縁の方、町で身寄りがなくて亡くなられた方たちの納骨がされてる部分がありますけれども、全く霊園をお持ちの方でという方のそういった処理っていうかそういった方が納骨されていることはないです。

○中村（5番）

相当、相当と言っても10年か10数年昔だと思いますが、これは民間でございますので公立と違うかもしれませんが然る地域のお寺へご葬儀にまいりましたところ、お墓の入口に山ほど石塔が積んでありました。これは何だと聞いたら5年間音信不通だと住職がドンドン片づけてしまうと、そういう、それで次に次の人に回しているとそういうお寺もございましたがこれは民間のお寺でございますので、町がまさかそんなことをやるとは、やるわけにはいかないと思いますがさきほどもちょっと前田議員にお聞きしましたところ、町の方で無縁墓地として片づけるって言うとおかしいですけど、無縁墓地として処理しまとめやってけば良いんじゃないかというようなお話を聞きました。いろいろ古くなればなるほど長期化すればするほど大変に処分が分からなくなりまして大変になります。町の財産につきましては貸し主に落ち度がございますれば当然のこと自ら訂正し、借り主の落ち度につきましては直ちに指導をして、普段から十分管理し規定契約どおりに実施されていくようお願いいたしたいと思います。

それでは次の項にまいります。高齢者虐待の現状と対策についてでございますが全国的に大きな社会問題となっておりますようでございます。平成18年4月の高齢者虐待防止法施行以来、年々減少しているようですが依然として各地で多くの問題が発生しているようでございます。この高齢者虐待防止法というのは正式名は長くて高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律というのだそうでございますが、この法律は高齢者を65歳以上の者と定義しているようでございます。私もあと1、2年すれば引っかかってくるかもしれませんがまだ元気でございますので、お世話になることはないかと思えます。実際に高齢者の世話をしている家族や親族、同居人である養護者と施設関係、老人福祉法や介護保険法で規制されてい

る高齢者向けの福祉介護サービスに従事する要介護施設従事者による身体的介護、世話の放棄、放任、心理的、性的、経済的な特定行為を高齢者虐待というそうでございます。通報があった中で事実確認をし虐待として認められた件数は長野県下では法律ができて以来18年度は331件、19年度は216件、20年度は215件と減少しましたが21年度は248件と増えているようでございます。県下のことが載っておりますがちょっと身近な所が載っておりませんので、隣の町とかそういうわけにまいりませんので上伊那郡下の集計と辰野町についての虐待の事実があったかどうかお答え願いたいと思います。

○町 長

それでは次の質問にお答え申し上げたいと思います。高齢者の虐待についてお尋ねでございます。毎年辰野も行政的につかめうる方も若干はあります。しかしそういったものだけでなく潜在的なケースがかなり件数あるのではないかというふうなことをちょっと憂えているところであります。虐待する方もされる方もたかくこういうケースは隠すという特徴があるわけでもあります。したがって保健師あるいは介護専門医、ホームヘルパー、あるいはサービス事業者、民生委員などが注意を接見の時に注意をしていかなければならないわけではありますが、できるだけ早くそのへんを発見しなければならない。しかし発見したあとも適正な指導は強制的にすることはなかなか難しい部分があるようであります。しかし国の方も幼児虐待も含めて明らかに虐待であれば強制的に2年間、子どもであったら親から離すことができるのか、じゃ高齢者はどうなのかといろんなことで法律が変わってこようかと思っておりますけれども、これは家庭内のプライバシーの問題であると、ちょっとプライバシーが行き過ぎて間違っ取られてる部分がありますのでなかなか適切な方向が見いだせないところであります。法律も段々変わってこようかと思っております。行き過ぎて間違っごめんなさいということがとおるような状態にしないと大きな問題が解決できないだろう、こんなように思います。どちらかという家庭内でも高齢者に対して虐待ってということなんですが、無視してもいけませんし、怒ってもいけませんし、もちろん身体に手を出してもいけないということになってきてるわけがありますけれども、どうしてもあることをやらしてもらおうと思うとやっぱり身体があちらこちらの状態で弱体化している部分があるわけですので、それを怒らせなんぞ言うことを聞いてもらおう。しかし耳が遠いとか、あるいは理解ができない

とか、あんまりくどく言っても聞かないんでっていうようなことになってどうしてもその虐待っぽいところが始まっちゃうわけでありましたが、しかし虐待しなんでどうしてもそのようにしてもらおうと、能力が限界内である場合ですがその場合にどうしても手間が掛かる、同時にそういうふうにもってくには相当家庭の人たちの知恵が必要であると。知恵と時間、手間が必要、こういう中でそういうことを習得しないと虐待を防いでいくわけになかなかいかないという部分もあるわけでありませう。よく一般のさきほどの資格のある人がさーっと見て、気を付けることの中では着替えている時に極端に今回は高齢者ですから高齢者が怯えているとか、あるいは座ったり立ったりする、こんなようなところの中の動作の中にもあるいはちょっと身体全部見るわけにはいきませんが、強制的にお風呂に入れたりなんか強制っていうじゃなくて強制的に脱がしてみるわけにはいきませんが、いろんな介護の中で裸を見る場合も事実上、お風呂など中心にあるわけでありませうがそういう時にいろんなアザを見るとか何かこう異常がないか、膨らんで赤くなったところないか、いろんなところをチェックしなければならぬとこんなふうに思ってますがなかなか難しいところでありませう。なお福祉施設でありませうと伊那関連は老人福祉施設での虐待数は上伊那の福祉協会ではゼロという形になっておりませうし、一応これも前にかたくりの里でそういったことがあったわけでありませうので、注意から注意を呼び掛けているところでありませうけれどもこれは高齢者の虐待防止法に対してのマニュアルもありませうのでそれを習得してもらおうと、ついうっかりということもありませう。ついうっかりを重ねている内に段々だんだん高じていっちゃってる。だからもうピンとやるのが当たり前になっているっていうような場合があったわけでありませう。そういうこともマニュアルでいけないというふうなことで訓練する必要がある、言葉の上でも。習慣上でもということでありませう。また拘束というふうなこともあり得ませう。本人のためにしなければならぬ。病院でもありませう。ちょっと手足を暫くの間ベッドへ結わえておくということも医療的にも福祉的にも許されてる部分があるんではございませうがこれも相当なマニュアルの中でそれを満足しないとしてはいけないと。そうでないと虐待になるというふうなこともありませうが、よくマニュアルを精通しなきゃいけない。また施設の従業員はやはりこれは年2回ほど研修をしておりませうしてやはり良い悪いをはっきりさせていかないと、放っとくとどうしても高ずる部分がありませうのでいけない、いけないという一つの戒めのやっぱり研修などもしてな

きやいけないしそれに慣れてこなきやいけない。したがってさきほど言ったように手間も掛かるし知恵もいる、工夫もいる、そういう中での虐待防止なってくるかと思いますが担当課長の方からもお答えを申し上げます。

○保健福祉課長

辰野町の場合には昨年1件ということでございます。毎年1件ぐらいずつあるということでございまして、上伊那関連は隣の箕輪町辺りですとやはり1件くらいだというふうに言っておりました。ちょっと全体的な数字を把握しておらなくて誠に申し訳ございません。ときたま昨年のケースについてはデイサービス行っている中でケアマネさんが発見をして、こちらの方へ通報していただいたということでございます。例の高齢者虐待支援法っていうのの制定によりましてですね、虐待の恐れがある段階で地域包括支援センター、市町村の方へ通報するっていうことになっておりますので、私どもとすればこの昨年はこの1件だったというようなことでございます。以上でございます。

○中村（5番）

辰野町では大変少ないということで安心いたしました。何年か前に然る施設でボランティアをやるからということで打合せに行った帰りに、あまり大きい施設だったので帰りの廊下が分からなくなりましてもう1人の方と2人で歩いておりましたら、どこか向こうの方から「助けてくれー」っておばさんが呼んでる声が聞こえました。何ごとかと思って声を頼りに行ってみましたら、丁度部屋に着いて「どうしたい」って聞いたら「起こしてくれ」って言われまして。寝てる人をやたら起こしていいものかどうか知りませんが、それが果たして無視とか放任につながるかどうかは別問題ですが、そのあとはどうしたか施設の事務所の方へ行って一応説明して帰ってまいりましたのであとは知りませんが、そういうこともございました。虐待の内容につきましては身体的なものが一番多いそうございまして家族等による養護者の虐待が99%以上で施設従事者による虐待は0.5%にも満たないそうでございます。また高齢者は女性が8割以上、男女合計の80歳以上が全体の半分以上だそうでございます。やっぱ養護者と高齢者の同居が9割近くに達しまして一番多いそうでございますが、やっぱ虐待者は息子が半数近くおるそうでございます。私のことを話をしても大変おかしいかと思いますが、以前おふくろを送り迎えした時は会社を休んで月に2回か3回程度でございましたが送り迎えいたしました。また寝込ん

でからは私もボチボチでございましたが、女房が一所懸命見てくれまして当然私も家族は自分が看なければいけないという気持ちで接しておりました。ただ私も現在孫ができて2箇月になりますが、孫のおしめは替えますがおふくろのおしめは替えたことがございませんでした。家族等の介護疲れから虐待が多いかと思いますが、いつの世もお年寄りには大事にねぎらっていきたいものでございます。

それでは次に23年度の予算編成について質問申し上げます。予算編成と大きなことを申し上げても私もあまり深く理解はしておりませんし、昨日は宮下議員がしっかりと質問して、本日は矢ヶ崎議員が質問し私のあとを締めまして三堀議員がしっかりと質問していただけるものと思ひまして、私は浅くそれなりに質問していきたいと存じます。予算編成の予算案概要の冒頭で直接予算編成には関係ないかもしれませんが、概要の冒頭で現下の景気動向は景気の低迷ほか高い失業率、長引く新卒者就職率の低下等、雇用情勢についても深刻な状況が続いているとあります。辰野町全体の失業率また辰野高校などの新卒者の就職率を把握しておりましたら、辰野町内の景気動向も含めましてお答え願いたいと思います。

○町 長

次の質問ですが一番最後の方の質問からお答えをしたいと思います。辰野高校の今年度卒業生の中で就職進学それぞれありましたが先生方の指導よろしき、また生徒の努力もありまして、つい4日ほど前に卒業式でありましてそこでも私も祝辞の中で申し上げてまいりましたけれども大変見事なものがあります。大体まだ発表前のももありますので、9割ぐらいが内定をもらっているということでもあります。特殊で家に入らなきゃいけない方とかそういうことも中にはあるようですが、就職の方も上伊那あるいは町内などが圧倒的に多いわけですがけれども県外の方も20%ぐらいあったかと思ひます。大変に努力されたらこんな折でありますので、奇跡的な数字をいただいて大変うれしく思っているところであります。しかしご周知のとおり景気は全体的には大会社の方は少し立ち直りの動向はありますが、ここへきてまた原油高とか、株安とか円高とかいろんなことが重なってきてますので、まだまだ本格的な立ち上がり、また本当に末端まで響いてくるには相当の時間を要すだろうというふうにも思われますので、気を付けていかなきゃならない。早くまた景気回復を望むところでありますし、国家予算も早くとおしていただかないと党利党略のことばかりやっていると、実質的なまた景気動向に更に下降曲線が上澄みされてしまう

とこんなことも心配しているところでもあります。さてその中で予算編成今回の議会にかけているところでございますけれども発表いたしましたことでございます、特にできるだけ全体的にはちょっとずつ昨日言ったようなことでもありますけれども昨年並みぐらいの予算を確保しながら病院を造る時ではありますけれども、鋭意努力をし財政調整基金も一部崩しましたけれどもこれもほぼ例年並み、平成19、20年ぐらいから比べると財政調整基金の崩しは少ないぐらいというような状態で努力しながら進めてるところであります、特に福祉さきほどから話がありますがきめ細かな福祉ができるようなふうにも少しでも前進させようと、道路網の問題も人口減の問題にも大きな問題出てきますので道路問題も進捗しよう。それから観光立町という形で県がDC（Destinyネーションキャンペーン）そしてまた国も観光立国ということを経野へ続いてやってくれましたので、実は経野の方が早かったわけがありますがそんなことはどうでも良いですが、相乗りながら少し予算を盛らせていただき、また時代の波ということでこれだけは避けて通れないデジタル化、防災無線そういったもの、そしてまた耐震構造、PCタンクですかね、というようなことなどにも予算を盛らせてもらってきますが総じて7つの重点項目、更に進めていきながら頑張っていく積極予算であると。大変苦しいわけでございますけれども一所懸命やっていきたいとこんなふうにも思っております。課長の方からもお答え申し上げます。

○産業振興課長

失業率の件でございますけれども資料を持ち合わせておりませんので、のちほどお示しをさせていただきたいと思っております。

○中村（5番）

次に第五次総合計画がスタートすることからその基礎固めの大事な年と位置付けるとともに、引き続き行財政改革と機能強化を中心に進めていきますとあります。今町長もそれとなくいろいろお話していただきましたので、ちょっとこの件につきましては質問を控えさせていただきます。次の私が聞こうとしたことをちょっとお答えいただいってしまったようでございますので、省略させていただきます。本当は行財政改革と機能強化につきましてもう一度力強く具体的に内容をお答えいただきたいという件でございましたが、ちょっとそれとなしにお聞きしたような気がしますので控えさせていただきます。次は7つの重点施策の件でございます。昨年と殆

ど同じでございます。ただし5番目につきましては23年度はただ観光だけでございますが22年度には観光資源発掘とあり、更には括弧書きで（再発見・再構築・情報発信）とあります。22年度はたつの海が全国ため池100選に選ばれましたがほかには何か全町内的に観光につきまして再発見ですとか、情報発信ですとか、何かやられたことは特筆するようなことはあったでしょうか、お答え願いたいと思います。

○町長

すみません。当然そういう質問になるだろうと思ってさき答えちゃった部分があるようであります、申し訳なく思います。必要であれば何度も質問したければ今度はこっちは答えないだけですのいいかなと思いますけれども、観光についてという7つの重点項目の中のご質問であります。これは観光室を作りまして観光資源の発掘ということでありましてやることは再発見、再構築、作っても良いだろう。また情報発信ということであります。総じて私は対策室の方はタイトルとしてスローガンとして申し上げてありますが「まだまだでかくある、ほんの〜り辰野町」ということでそういう観点から絞っていけばまだまだいくらでも出てくる。それを挑んだりまたみんなの意見を聞いたりする中で何か組み立てができないだろうか、できれば数年に向けて、でも春だけじゃなくて春、夏ぐらいまでいくとか秋までいけるとかそれでも結構かというふうに思いますが、長い期間できるだけあるもの。あるいは単発でもそれが秋に入ればほかの方とつなげるというようなことでも良いのかなと、こんなふうに指示をしているところであります。担当課長の方からお答え申し上げます。

○産業振興課長

お答えをいたします。資源の発掘の関係でございますけれど、22年度の事業といたしまして緊急雇用の創出事業をいただきまして月2回のレポートを都会の、都会人から見た目で辰野町を見ていただいてレポートをしていただいております。イベント関係につきましては14回、それからグルメ紹介というようなことで7回、辰野町の散策ということで10回、ホテル関係で5回というようなことでレポートをいただいております、町のホームページに掲載をさせていただいております。現在までのユーザー数でございますけれど、約3,000名ということでアクセスをいただいております。以上です。

○中村（５番）

観光は町外へ発信する一番簡単と言えば失礼ですが、情報源になると思いますのでしっかりやっていただきたいと思いますが、ちょっと観光という直接関係ないかもしれませんが、一部あるような気もしますが昔以前荒神山公園で県外から高校生ですとか大学生ですとか、合宿に大勢みえまして、大変賑わっておった頃がございました。最近そういう人たちが全然みえておりませんが、場所がないのか町で勧誘を止めたのかちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○町長

担当課の方から詳しくお話を申し上げたいと思いますが、私どもの記憶ですと今議員の質問された昔という、前はという、次元の捉え方ですがはくちょうえんがある頃ですね。はくちょうは今あるんですが使えないです。あの頃はあそこを合宿所にしながら結構、今おっしゃられるような荒神山を運動場、陸上場、競技場いろいろ使っているいはマラソンなどやったりして身体鍛えるであったわけですが、それから比べると確かにはないと思います。しかしパークホテルができるにあたりまして開発公社が運営している頃、また今現在指定管理者がやる頃、たまたま入っているやに聞いております。比較対象が昔のようにいつ見てもってということではないと思いますが、担当課の方で掌握してればお話申し上げます。

○まちづくり政策課長

合宿の件でございますが只今町長もうしあげましたように、合宿所のはくちょうがあった頃は専門に使っていたということでございます。現在はたつのパークホテルで一昨年の暮れごろから営業としましてですね県外の高校、大学等のサークルを呼び込んで合宿に使って、その数も除々に増えてきております。ただ体育館の使用とかですねの部分で、見えない部分でやっているっていう所もサークルがありますので、荒神山の周りを走って歩くとかそういうところまでには合宿はなっておりません。音楽サークルとか去年の暮れもありましたが落語、落研とかですねそういうような部分で合宿が多くなってきているところでございます。以上です。

○中村（５番）

是非今後もやっていただきたいと思いますが、以前陸上競技場のそばにバンガローですかありましたがあれば知らぬ間になくなって、マレットゴルフ場になってしまっておりますが、副町長も一緒に若い頃あそこの合宿所を利用して歌を

歌いませたり、一杯呑んだりして大騒ぎをしてたつの荘の泊まり客に怒られたこともございますが、是非今後観光につなげてそういう合宿ですとかいろいろの利用をされていくように努力していただきたいと思います。

私ごとでございますが4年間、4年前初めて町会議員となりまして議会へ参加いたしました。議員の皆さんはもちろんのことでございますが町長はじめ理事者、また課長会の皆様には大変お世話になりました。至らぬ点、役立たずではございましたが4年間いろいろとお世話になりありがとうございました。これで私の一般質問を終わります。

○議 長

只今より昼食をとるため、暫時休憩といたします。なお再開時間は1時15分といたしますので、時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 12時 14分

再開時間 13時 15分

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。ここでさきほどの中村議員の質問で産業振興課長から答弁をしたい旨の申し出がございますので、これを許可いたします。

○産業振興課長

さきほどの中村議員の質問にお答えをいたします。辰野町の失業率は統計上出ておりません。労働力調査から求められている数字といたしまして10月から12月の平均長野県で3.7、全国で4.8となっております。また22年の平均につきましては長野県で4.0、全国で5.1となっております。以上です。

○議 長

質問順位11番、議席3番、三堀善業議員。

【質問順位11番、議席3番、三堀 善業 議員】

○三堀（3番）

それでは通告してあります、質問順序によってまいります。さきほど中村議員の方から大分プレッシャーを掛けられまして、最後だから締めをしっかりとしろということですが、宮下議員あるいは根橋議員、それにほかの議員からは関連したことをたくさん質問されそしてまた説明を受けておりますので、ここまできるとあまり申し上げることがなくなってしまうので、できるだけ私の思いを込めた関係の中の筋

で質問してまいりたいと思います。1番の23年度予算についてでございますけれども、これは徹底した経費節減ということに取り組むという町長の言でございますのでその姿勢をいわゆる緊縮財政に軸足を置いていくものかどうか、積極予算で頑張るといってございまして、いろいろの面でこれから積極的なものが出てくると思いますけれどもその経費節減がいわゆる緊縮財政というところに軸足を置くの
かどうか、そのへんを町長のお考えをお聞きいたします。

○町 長

それでは午前中に続きまして質問順位第11番の三堀善業議員の質問にお答えを申し上げます。今回の予算発表の中で頑張る積極予算という位置付けをさせていただきました。77億1,500万円ということでありまして。これは緊縮であるかというふうな見方でありましてけれども、解釈の違いも若干あるかと思いますが私どもは緊縮財政というふうな切り口ではないというふうに思っております。即ち重点政策には予算付けをしてきております。即ち徹底した経費節減、即緊縮でなくて経費節減のものが経費を削減した状態の中で財源にして事業に回してるといってありますので、緊縮緊縮って絞り込んだ、したがってまして昨年の当初予算とそんなに変わってません。ですから全体を縮小したものではないというふうに思っておりますので、言葉の違いとか感覚の違いではございましてけれども頑張る積極でなくて頑張る経費節減をして事業に回し、そして最少数の経費で最大の効果を上げるとこんなふうに解釈をいたしてるところであります。

○三堀（3番）

はい、分かりました。私は申し上げたいのは金を使わないことが健全財政ではないと。やはり使うべきものはふんだんにドンドン使えというわけではございませんけれどもやはり、必要なことに対してはそうそのケチケチせずに使ってもいいじゃないか。それでまた町長の姿勢として今日4期目です。ですから4期の町長でなければできないんだぞ、ということを示すぐらいの予算をいろいろの面をつけてもいいじゃないかというふうな感じを受けておりました。これあとから補正もいろいろのもので組めることもあろうかと思っておりますので、どうか今後の舵取りの中では大変だと思っておりますけれども、積極的なものを出して欲しい。そうでないとやはり町民の声から普通にやればどうしても停滞というふうな感じを受けてしまいます。そうでないんだけれどもそれが長くやっているとそういうふうな見方をされてしまうという

不利な面もございますのでどうか積極的な姿勢を常に持っていただきたいと、お願いいたします。

2つ目の7つの重点政策の中の環境についてでございますけれどもこれはこれもやはり船木議員の方からいろいろの山林整備から何から質問がございまして、お答えありましたのでその中の1点だけお聞きいたします。山が荒れる、里山が荒れる、そして有害鳥獣の被害が出るというようなことの中でいわゆる民有林、特に私有林についてのものですがけれどもなかなか歳取ってきたりあるいはそこにもういなくて遠くへ行ってしまおうとか、いろいろな事情の森林の中には事業があろうかと思えます。そうしたことを考えますとある程度、民有林って言いますか特に私有林についての整備、これを所有者の負担も応分の負担を持ってでも手入れをすると同時に町の方としての政策も当然出てくるだろうと思えますけれども、事情によってはその応分の負担を地主にしてもらおうというようなことで進めていく、そういうような考え方あるでしょうか、どうでしょうか。それを町長にお聞きいたします。

○町 長

次の質問なんですけどその前にさきほどの使わないばかりが健全財政ではないという事で、全くおっしゃるとおりかと私も思ってます。しかしできるだけ住民負託に込められるよう一般町の財源はあまり使わず、国・県の予算を導入する中で負託に込めていきたいとこういうふうなことでございますのでよろしくお願いいたします。次は今の質問でございますけれども民有林などの問題ばかりでなくて、その地権者って言いますか山の持ち主などの除間伐、あるいは手入れに対して一定の負担金を取ったらどうかということでもあります。大体国・県の方のそういった補助のある除間伐、山の手入れ事業などは住民負託と言いますか、住民負託じゃなくて住民負担と言いますか持ち主負担もあります。ただこれがあまり大きくなってしまいますとやらないよという形になってしまいますので、できるだけ山は経済的な面だけから追っていくと今採算が合いませんので結局奉仕になってしまう。それを喚起するためにも負担金をうんと下げるのでそうやって公平の原理からみて全く出さないというわけにもいかないということで、負担を軽くして補助を入れて何とか少しずつ導入をして山の整備に入っていかなきゃならないとこんなふうに思ってます。担当課長の方からお答え申し上げます。

○産業振興課長

私有林の整備の関係につきましてお答えをさせていただきます。23年度からこの間伐制度が大幅に変更になりまして切り捨て間伐から搬出間伐に替わってきておりますので、団地化をしていかないと国の方の補助を受けて事業を施行できませんので、団地化をして整備をしていくということで説明会等持って進めていきたいと思っております。それから昨日の『信毎』にですね駒ヶ根市で私有林の市民を交えての整備、というようなそんな記事がございましたので駒ヶ根市の取組みを参考にさせていただいて研究をさせていただければとこんなふうに思っております。

○三堀（3番）

そういうような例があったり、またそういういろいろの制度もあるようですので是非山の整備というものを徹底して進めていっていただきたいと思えます。さきほど私の言葉足らずでしたけれども町長、私がこの議員になった時の前の年に24.2という実質公債費比率大変驚いた数字を見て、それでこの4年になった時に財政指標がドンドン改善されて今、非常に良い方向で推移してる。そうしたことを考えますとなるべく出費を抑えてという気持ちが強いのではないかな、という気がしたもんですからちょっとそのへんまでのこと言及いたしました。決して必要でないことに使うじゃなくて、必要なことには積極的に使うという姿勢であるということはお分かりましたので了解いたしました。次に移ります。

3番の友好交流ですけれどもこのことは宮下議員も言っておりましたし、そういう今までのワイトモであるとかあるいは鋸南町というようなことの交流という面も、これも当然それなりの意義がありますので進めていくべきであろうというふうに考えますし、またそうしたことが続くことでもっていろいろの成果に結びつくそんな感じを受けます。今ここで私が申し上げたいのがいわゆる天竜川の始まるのはこの釜口水門からですけれどもいわゆる辰野町から天竜川始まるようなもんです。そして下流の静岡県の河口までっていうの200kmを超えるような大変長い河川ですので荒れてしまう。いろいろの面で被害も受けたりまた恩恵も受けたりというような経過がございます。そこでその河口に近い人たち、いわゆる下流域におられる人たちが上流に対して何を望んでいるかと、我々上流の者には気の付かない下流域の人たちの考え方というものがあろうかと思えます。愛知用水なんかを利用している人たちが木曾の山林の整備を地元の人たちと一緒に汗を流してやっているというよう

なことも聞きますし、天竜川も例外なく大変長い川ですので下流域の人たちのいろいろの水のやはり利用、利用というものは多岐に亘っているだろうと。またその恩恵をたくさん受けているということは承知していると思います。そこで我々の責任ですけれども長野県は日本の屋根と言われるようにアルプスが3本、八ヶ岳連峰も大変な高い山ですので日本の屋根というふうに言われておりますけれども、その屋根から逆には水は流れない必ず下の方へ流れる。それでその水を上で汚せば下まで汚れる。その考え方でもって私はこの問題をお聞きするわけですけれども、この下流域の人たちとの交流と言いますか、下流域の人たちの希望あるいは考え方というものを今後ある程度把握して、そうしたことが何かの役に立っていくじゃないかという気がいたしますので、そのへんのことをお聞きしたいと思います。下流域の自治体だけじゃなくて商業、工業、いろいろあるかと思いますがそうした方たちとの接触をして互いにはないものを補い合うとか、あるいは理解し得るものがあるのではないか、これを模索する必要、模索する価値があるかと思いますがそのへんの考え方は町長どのようにお考えですか。

○町 長

大事な環境の元になってくるわけでありまして私どもの所は諏訪湖から出る天竜川上流部に位置して、これがまた海に太平洋に注いでいくということですが、その間に流域に多くの市町村がありなお下流は下流なりに上流はこんなふうにしてくれたらというふうな望みもあるだろうと、こういうことですが、正にそうであろうと思います。まずは議員ご指摘のように汚濁のないプランクトンみたいな良い栄養に富んだ、また流量差のこれは雨降ればどうしようもないんですけれども、少しでもあまり差を安定した水量確保、夏干ばつで水がチョロチョロ、そして洪水になれば氾濫するところいうふうな大きな差のないような流量の流れを望んではいるとこんなふうに思っております。そういった意味におきまして私ども上流の義務といたしましては、川だけ水が流れるのを見ているのではなくてやはりそれにまつわる流域からドンドン水が流れ込みますので、森林の整備などして保水をして一時天然のダムのような感じの優良な森林を育てなきゃなりませんし、更にはまたそっから保水した水がきれいに出て行くというような意味で水の涵養、これはまた飲み水にもなるわけですが川へ入ればまたきれいな水ということになってまいります。まあ今は本来は上流ほど川はきれいで下流ほど汚いと

ということですが、天竜川は前から言うておりますように特殊な川で上流ほど汚いとも言われておりまして、下っていくことを下流期の中で両アルプスの水が流れ込んだりする中で段々きれいになっていく。昔の例えで3尺流れれば水は澄むとも言われておりますので、正にそのようなことではありますが一般の川の体質とは違ってきております。諏訪湖も段々きれいになってまいりましたし、まだまだ窒素除去などが少し遅れたり、難しくなったりアオコがあったりするわけではありますが以前よりはだいぶよくなっています。今度は上流域としてそれを保持しまたきれいな水をまた自然に流入させる。自然体系でそうなりますからそんなような形の中できれいにしていく、同時に水清くして魚住まずではいけないわけでもありますから、必要な栄養は豊富に持っていかなきゃならないとこういうことでもあります。1にも2にもこの上流域は流し込む水、これに対しますやはり横川川から始まっているいろいろ三峰川からあるいは大小河川沢山ありますので、それらの水もきれいにしないとイケませんのでそういった環境づくり、まさに森林整備にある。同時にまた下水道も完備しましたので大分昔よりは流入水の汚濁はないわけではありますが、もう一つはやはり田んぼだとかそういう水田の水が流れ込む、この肥料・消毒がそのまま入るそのへんもできるだけ減農薬にしてかなきゃならない、こういうようなことでもあります。諏訪湖もそれだけはなかなか防げないと言っております。諏訪湖へ流れ込む大小河川が38本ありまして、出てくのは天竜川1本だけあります。八ヶ岳山麓から大きな川が上川ですか、諏訪湖へ特に大きな量で流れ込みますが昔は大体八ヶ岳山麓出た水が諏訪湖へ到着へ38時間ぐらい掛かったと言われております。今は大分護岸が擁壁になっちゃったり、3面はなつてはおりませんが両岸2面ぐらいがそんなような形になったりいろんな自然に生えているものなどが撤去されたりというような形の中で、八ヶ岳から6時間あれば諏訪湖へ到達してしまうというふうな水流の早さになってきております。これはあまり良いことでなくて自然浄化ができない。それからさきほどのように流量の安定がなかなか適わないというようなことでもありますから、まさか八ヶ岳山麓の中へ入って何とかしろってっていうことではないと思いますが、それと同じように天竜川の上流部も上流なりのやるべきことがあるだろうとこんなふうに考えております。以上です。

○三堀（3番）

町長よくご存知だと関心して今聞いておりましたけれども、確かに諏訪湖は全国

で一番入水面積の多い水に。したがって周りにまた温泉もございます。したがって非常に富栄養湖というような所、したがって魚種も35、36種類は今いなくなったのもおりますけれども多い時には35、36種類いる。そしてまたそれが諏訪湖と天竜川とすぐ直結しますので辰野町の魚類分布にもそれが反映されているという特殊な、源流に湖を持つという川っていうのはあんまりたくさんはないんで、そういうことでも一つ特徴があろうかと思えます。そのことは別として水を大切にするといういわゆる、水の尊さというものを我々は果たして感じているかどうかっていうことをちょっと疑問に思いました。というのは非常に森林資源が豊富なしかも辰野町は森林の広い町でございますので、豊かな水そしてまた正常なきれいな水が豊富に得られる、ですから7つ谷があるって言われますけれども上流の方へ行けば川の水でも飲めるような所いくらでもあります。ですから非常に水の面では恵まれた町の感を抱くわけですがけれども、それだけに水の本当の尊さっていうものをもっともっと認識すべきじゃないか、またそれを大切にすべきじゃないか、そういう意味でさきほど町長の口からも保水力の問題でました。そしてまた安定した水が下流に供給されるということありましたので、さきほどの2番目の質問の中の項目にあるいわゆる森林整備ということは、ブナだとか何だかっていう保水力の高いものの森林作りをして、そして水を豊かにしこの3番目の所へつなげていこうというふうに考えておったわけです。それあたりをよく町長もご存知だと思いますので、これ以上申し上げませんが、どうか下流と上流とのつながり、これどうですかねその中国では深刻な問題として報道されておりましたけれども村が消えていく、なくなっていく。何かっていったら川の水や湖の水がなくなって干上がって村が消えてくということが報道されておりました。大変深刻な問題だと思います。そのことを考えますと水がいかに大切なものかということが分かると思いますが、そうしたことを考えますと、町から下流域の自治体の方へ職員を派遣してでも下流域の人たちの考え方、意見または上流に望むもの、実際に具体的な形になるのは民間が主導になると思えますけれども、行政の方である程度そうしたことのアウトラインを掴むというぐらいのところまで積極的に進めて良い問題じゃないかというふうに考えます。下流域の河口に近い方の自治体との、自治体の様子、あるいは地域の状況というものを把握するために職員を派遣してでもこのことを進めていくっていう、模索するというこれは価値があることだと思いますがそのへんはいかがでしょうか。

○町 長

さきほどは私どもが一般常識とかあるいはまた考える中で、いろいろとすると述べさせていただいたわけでありまして、議員もご指摘だと思います。今のように河口っていいですか海に近い所、もう本当に大分大きくなりますけれども海へ出る寸前ぐらいの所の皆さん方がいったいどういう気持ちでいるのか、どんなふうを考えているのか、あるいは諦めているのか、現状どうであるのか、そのへんをやっぱり調査するということはとても大事なことでありますし、上流流域に住む市町村としては当然しなきゃならないことであろうとこんなふうに思います。以前にもそんなようなことがありまして、下の方の皆さんが逆に今度は上流の方へ山の整備に手伝いに来たと。理由はやっぱり河口がその恩恵を受けるんだというふうなことを最近ちょっとそういうこと聞かなくなりましたが、10年ほど前にはそんなようなことがたまたま報道で何度かなされたところであります。そういった観点からみまして職員などがそこへ研修でも良いですし派遣でも良いですが行っているいろいろと見てみる聞いてみる、実際に体験してみるとこういうことが大事かと思しますのでそのへんも研究をさせていただきたいとこのように思っているところであります。

○三堀（3番）

是非下流域の人たちの気持ちというもの、あるいは考え方、望んでいるものそんなものが掴めれば良いかなと天竜川の縁で下流域の人たちとの交流があっても良いんじゃないかというふうに感じます。河口に位置する企業の中にはあるいはきれいな水が必要だというような会社もあろうかと思えます。森林に囲まれたこういう環境の中で、こういう気候風土を望む業種もあろうかと思えます。場合によっては規模は小さくでも互いに持てる財産を共有し合って有効活用ができれば、また更に大きく将来につながることも考えられるわけです。そしてまた人、人的な交流の中には場合によっては定年を迎えて退官したお医者さんが、いやこれからはもう少しきれいな水、あるいは気候風土のこんなような所で生活してみたいというような人がいないとも限らない、そうしたことも含めて人的な交流の糸口があろうかというふうな気がいたします。どうかそれから観光、観光ということ言っておりますけれども水がよくない、きれいでない所の観光、これはもうおそらく成り立たないだろうと特に山国で水が汚い所の観光なんていうのはちょっと考えられない。ですからそうしたことも考えますと観光という面でも水は大切にしなければいけないし、またそう

したことが子々孫々につながるような山林の整備をして、保水力の高いそしてまたそういうことになれば災害にも強いわけです。ですからそうした基盤、災害に強い基盤の構築にも役立つというようなことを考えますと、どうかそのへんの下流域とのつながり、下流域との交流、そしてまた下流域のものでなければ分からないようなまたアイデアもあるかもしれない。どうかそのへんの模索を価値あるかと思えますので、今後進めていただきたいと思えます。私の質問はこれで終わりますが大変4年間さきほどの中村議員も言われましたけれども、本当に4年間大変お世話になりました。特に私ごとではございますけれども、この12月1月2月という間、大変皆さんにはご迷惑お掛けしたことをここでお詫び申し上げます。本当にいろいろとお世話になりました。ありがとうございました。

○町 長

議長、すみません答弁漏れがありました。

○議 長

答弁漏れがあったそうですので町長より答弁いたします。

○町 長

すみません。さきほど私有林に対する個人負担の問題でできるだけ下げようという形でやってきてるわけですが、県・国の補助を使っこの森林整備事業に對しましては、個人負担の部分に嵩上げ負担で町が5%持っております。ということでできるだけやりやすくという環境を作ってる、これを落としましたので報告させていただきます。以上です。

○議 長

進行いたします。質問順位12番、議席4番、中谷道文議員。

【質問順位12番、議席4番、中谷 道文 議員】

○中谷（4番）

それでは事前に通告してあります質問事項、県道伊那辰野停車場線道路整備の進捗状況についてと今後における荒神山スポーツ公園の新たな開発計画などについて質問をさせていただきたいと思えます。まず第1点目の県道伊那辰野停車場線、俗に言う「東県道」の道路整備の進捗状況について質問いたします。国道153号線の混雑も朝晩大変なものでありますが、ご多分に漏れず東県道も朝晩大変な混雑の実態となっています。歩道の整備や拡幅、混雑解消のための新しいルートの検討等も

必要かと思いますが、とりあえずまず東県道の早期歩道整備と安全性の確保について促進を願いたいという意味でまず1点目の質問をさせていただきます。1点目、現在辰野町管内の全体的進捗状況と今後の道路整備着手の順序等の計画についてお尋ねいたします。現状を踏まえて今後の取組み状況をお願いいたします。

○町 長

すみませんが、確認なんですけども竜東線についてで良いんですか？進捗が。

○中谷（4番）

はい、そうです。

○町 長

それでは質問順位12番最後でございますが、中谷道文議員の質問にお答え申し上げたいと思います。現在、竜東線の進捗率という形でまいりますと今辰野町の平出交差点からスタートいたしまして、実際には辰野駅前までいってるわけですが一応平出交差点から中川村の渡場という場所までが竜東線でありましてその整備促進期成同盟会もやって担当関係の人たちが、郡下集まってこれは市も全部入ってますので伊那市もそうです。伊那市は少し山の上を通過して駒ヶ根の中沢の方へ抜けてく道あれが掛かってますし伊那市に対しましても福島辺りが竜東線になっております。もちろん市町村は全部入っているわけです。宮田だけないのかな？宮田だけちょっと抜けてるのかな。

○町 長

たまたま箕輪は入ってますけれども宮田、南箕輪だけが該当してませんのでそれ以外全部入って進めてるところであります。辰野町の進捗率でまいりますと中でも辰野は進んでいる方であります。相当進んでまいりまして平出交差点の右折レーンが全部できあがりまして、そしてまた下町の道路も広く安全にとりあえずはできまして今は歩道をとということで、用地買収などが進み着工に入ってきております。というような形の中でまだちょっとした問題の所が1軒方ありますけれども、それもまた時間の問題でお願いしたいと思いますが、そういうような、なので状況としてはそういうことです。今の進捗率はそんなもんです。

○中谷（4番）

今町長から説明いただきましたように辰野地区っていうのは大馬力でやっていただける現状も私も理解をしております。ただこの問題につきましても、地域としては

竜東振興会を通じ長年の要望事項であって、課題であります東県道の混雑と相まって日増しに早期実現を待ち望む声が高まっており、竜東出身の3議員にとっては若干急いで早期実現をしてもらいたいとこういう見地からお願いをしたところでございます。続きまして2番目の質問の樋口矢の坂周辺の歩道設置促進についてお伺いいたします。建設着手時期の予想、または地形的な大変な難所でございますが工法等検討された経緯があるか、また一部赤羽地区の歩道の問題等合わせて今後の予定等説明をお願いしたいと思います。

○町 長

この矢の坂近辺の問題に対しましては、一番地元であります篠平議長さんが当時まだ議長になる前からこの問題に取り組んでおられまして、区の皆さんあるいはまた区の区会議員の皆さんとともに陳情を受けております。なおご指摘のように竜東振興会もこの問題に強く取り組んで、ともに伊那建設事務所へ何度も陳情をいたしてるところであります。議員ご指摘のように竜東線の整備促進という形になってまいりますので今、下町、平出下町の方が終われば優先順位でそこを取り上げてもらいたいということで優先順位の繰り上げをお願いし、大分気持ちの上では繰り上がってきてるだろうなとこんなように思いますが決定ということはまだ事業決定、まだやっている最中ですのでこちらは手前はやってますので、なりませんけれどもそんなような順序に現在は取り計られてきてるところであります。なお毎年このことに対しましては竜東線の改良の一環として伊那建設事務所も取れてますしこちらも踏んでおります。ただ非常に掘り割りにしてありますので、お金の非常に掛かる所であります。例え1mでも2mでも同じことだと思ふことぐらいお金が掛かるだろうと思ひますし、その上に水管橋も通ってますのでその問題の処理の問題、これは当時の当時と言いますか地元の議長さんや、議長さんここにいるもんですから言いにくいんですけども、議長さんや区長さんや竜東振興会の会長さんたちが把握しておりますけれどもこれは道路の予算でなくて農業振興、農業改良の方、そちらと相まってやっていかなきゃならない。したがってそちらの方の陳情もいたしておりますし、それが決定すれば下の方もやりやすくなるだろうとこんなふうに思っております。道路の上に掛かっているから全部道路の予算っていうことではないということでもあります。こんなことでもって逐次今既にやっているところであります。以上であります。

○中谷（４番）

東県道の改修歩道設置等につきましては、積極的に町当局も取り組んでいただいている点については十分理解をしております。そこでちょっと状況説明をいたしますけれども順調に進んでおりますけれども、東県道の歩道整備は赤羽地区一部を除いて矢の坂付近が完備される暁には管内全域に歩道がつながるということで大変ありがたいことで感謝をする状況でございます。県当局町当局に感謝申し上げますとともにこの東県道の整備については、先輩諸氏の大変な努力の賜だとこんなように感謝をするところであります。樋口の矢の坂付近につきましては本当に今町長申し上げたように危険な急傾斜で掘り割りのために危険が多く、遠回りした通学道路を余儀なくされております。また一般の通行人も歩道がなく車に吸い込まれそうな状況で冬は特に危ないというような重要な危険場所となっておりますので、一日も早い工事着工をお願いを申し上げて次の質問に入ります。３番目でありまして、今も町長より説明がありましたように東天竜の矢の坂の水路が丁度矢の坂の歩道整備の上を通っていると、しかもこの水路橋につきましてはダンプが２回も引っかけ破損させたといって修理をした経験があります。何か良い事業を町にお願いして導入をしたいと実施したいという東天竜水利組合の意向もありますので、できるだけ早く一帯的にこの事業が終了しますように町当局の一層のご努力を提案いたします。よろしくお願いたします。

それでは２番目の荒神山スポーツ公園の開発計画について質問をいたします。この関係につきましては一昨日、宮下議員それから本日は中村議員の方から特にこの荒神山の観光資源をいかようにPRして盛んにしていくかというようなことで多くの提案がされておりますので、私の方からは違った面から少し提案をさせていただきたいとこんなように思います。辰野町の観光資源は松尾峡のホテルをはじめ、小野しだれ栗、小野宿の町並み、川島横川溪谷の紅葉等、数多い中で今後大いに宣伝し活用していく観光資源として荒神山スポーツ公園の桜、日本ため池 100 選となつたたつの海の景観、辰野パークホテルと温泉、縁結びの神社荒神社と壮観な森林や美術館、スポーツ施設等十分な観光資源が埋蔵されておると私は思います。それで今後より一層の充実に向けた開発計画や宣伝方策について質問をいたします。１点目の質問ですが、町は観光事業につきまして荒神山公園のより充実した何か将来こうしたいというような構想やこういう宣伝をしたいというようなことで現時点での

お考えがありましたら1点としてお聞きしたいと思います。

○町 長

次の質問になるわけですが、その前にさきほどの矢の坂についての歩道と水路橋の問題がありますので簡単に現在の状況をお話しておきたいと思っておりますけれども、あそこは歩道作るには前からもう話されて町でも協議いたしておりますが、掘り割りにしたよう壁、側面のそれをセットバックさせるか、あるいはこれは大変なお金掛かると思うんですが、それかこれは篠平議長提案ですけれども、ベンチフリュームっていうのがあります、コの字型で農業なんかを使う上が空いてて下がコンクリート3方向に、それを横にしましてそれを埋め込めば、ただしベンチフリュームなんていうものじゃなくてもっと大きなベンチフリューム型のコンクリートの耐圧性のあるものを通せば、ズーッと歩道が空いちゃうだろうという考え方もあるようです。そのへんも今伊那建の方でもまだ予算付けの決定ではありませんけれども、研究には入ってきております。水路橋につきましてはこのことはさきほど言いましたように農業の方の農水でありますので、県営の農村災害対策の整備事業、辰野の竜東地区の調査計画事業の中で踏査調査、踏み込んで踏査と言いますか現地調査、現地踏査、踏み込み調査をしていく、こういうふうになっておりますのでご承知置きをいただきたいと思っております。次の荒神山スポーツ公園の開発についてであります。一大都市公園型という形の中でスポーツ公園ともいっておりますがいろんな施設やあるいはまた植栽なども賑わってまいりまして、ため池100選にも選ばれたと、またパークホテルもあると、パークセンターふれあいもあるといろんな機能の中で人々の訪れる足の数が増えてきたことも事実です。またそれに呼応するように各種いろんな催事と言いますか催しものもできてまいりまして年間通して以前よりはずっと各施設とっても多く人々の足が運ばれております。これに対して更にまたこの四季になんとか対応できるようにというような形の中で、春のサクラや夏のアジサイだとかあれはライオンズクラブがやっただいております福寿草の花だとか、更にはまた春、夏はまだまだ良いわけでありましてけれども秋の紅葉を目指して皆さん方もそうでありますが、J Cの皆さん方もやってくれました。モミジを植えてもらうとかあるいはまた冬を逆にとって冬のイルミネーション、冬のホタルというような形が観光協会の皆さん方が決心してやっただいたりというようなことになってきているところであります。こういったことで観光のやっぱり一つの目玉にな

るのかなと私は思ってきておりますし、何とかあの拠点を上手く活かしましたればかりじゃ観光ありませんがそこも大事にしながら、ほかとの連携もつなげて進めていかなきゃならないとこんなふうにも考えております。関係課長の方からお答えを申し上げます。産業振興課長がお答えいたします。

○産業振興課長

たつの海の利用方法について現在考えてるところをご説明したいと思います。さきほど町長の中でありました県営農村災害対策整備事業の関係でありますけれど、この改修の部分、たつの海も含めまして改修計画に入れておりますのでその中で斜樋、水を流す管ですかその斜樋の整備等もする中でですね本年度22年度に整備をいたしました送水管を利用して水の入替ができないかどうか、そのへんも検討をしていきましてきれいな水がたつの海に戻れるようなそんな事業も取り入れていかれたらと考えております。以上です。

○中谷（4番）

私は竜東出身の議員として前々からスモールインターの構想を何とか早期に実現したいというふうに思っているものであります。「今回またスモールインターか」とこういう声もありますけれども、今回の提案はこの荒神山公園の中へスモールインターとドッキングをして入れるような道の駅、あるいはオアシス的なものを造り、昨日の根橋議員ありましたように地産地消、またこの近在箕輪町辰野町を含めた特産品とか特産物の販売を含めたようなそういう道の駅のような構想を立ててせっかくあれだけ40年を掛けてできたたつの公園、たつの荒神山公園が世に出るようにただその宣伝をするだけじゃなくて実質的に来ていただけるような施策も含めこのスモールインターによって、町長の唱えている一大居住拠点都市として多くの皆さんに辰野町住んでもらって辰野町から高速で松本、遠くは甲府、飯田まで通勤圏内になるような道路網ということでスモールインターを造り、多くのものが辰野から通うと。また子どもと親が一緒に町に住みたいと、これはみんなの願いでございますのでそんなような交通面、就職面も考えて是非そういったスモールインター構想を公園事業の拡大と合わせてセットで是非これから将来に向けて検討いただきたいなとこんなことを提案をさせていただきたいと思います。前回質問に対しては町長は「何か構想があったら持って来い」ということでございますので地域の志ある仲間が非常に研究をしております。また近々提案というかについてはまた町

長にご相談申し上げ、ご検討いただくような場もあると思いますが是非頭の中に入れておいていただいて、これからの公園の充実に力添えをいただきたいとこんなことを思っておるところでございます。次にちょっと小さな質問に今度はなりますけれども、2番目の質問であります荒神山のスポーツ公園開園以来40年近くを経過して非常に施設が老朽化しております。利用度の実積の少ないものや施設の狭隘となっているもの等見直しをして、時代の変遷とともに変化していくと思いますので今後そういった施設の改修だとか、新しいニーズにあったスポーツ施設だとかいろいろ施設につきまして何か町当局としては考えているかどうか、その点を質問いたします。

○町 長

さきほどのインターチェンジのことで何か特別小さいやつを造るわけじゃないですよね。軽自動車専用とか、単車専用とかそういうことではないんですね。

○中谷（4番）

もっと大きなやつです。

○町 長

じゃ今までのスマートインターと同じことなんですね。分かりました。それを造るということになりますと今のところ国庫補助がありませんので、中央道範囲内ぐらいまでは全部日本道路公団、エネスコじゃない何だったかね。ネクスコ、ネクスコの方でやってもらえん限り取り付け道は町が持つようにしても莫大な費用が掛かっちゃいまして大体35、36億、病院よりもっと大きいようなお金が掛かっちゃうんじゃないかと思われませんが、また場所の問題についてももちろん荒神山にできれば最高だと思いますけれども取り付け道路の問題とかいろいろなこともございますので考えてかなきゃならないとこんなふうには思っております。それでほかにいろいろな案で言いましても今のところ種々雑多なたくさんの案が出てきております。そのことに対しまして適宜予算もみながら、また荒神山の公園がより住民の憩いの場所、あるいはまた人が寄り添える大勢集まるような場所になるように努力はしてみたいと思います。課長の方からちょっとお答えします。

○建設水道課長

施設の整備につきましてはさきほど議員おしゃるとおりやはり40年以上経過しているものが非常に多くて、老朽化が目立って再整備が必要なものが結構あります。

施設の整備につきましては都市公園でありますので建設水道課サイドとしまして、管理については教育委員会ということの中で進めてきているわけでありましてけれども、今年度って言いますか23年度の予算がございましてその中で都市公園の施設の長寿命化計画というものを策定してく予定であります。その長寿命化計画を策定することによりまして施設をどういう形で再整備をしていくかということを検討をしていきます。もちろんこの都市公園の長寿命化計画は荒神山公園だけではございませぬけれども町内全体の公園、街区という小さな児童公園から地区公園という、例えばほたる童謡公園が始まって町内の公園を全部長寿命化計画を立てまして、その中でもって整備を計画を立てましてやっていくという形でありましてけれども、この整備計画を立てることによりまして国からの補助が2分の1がいただける状態でありましてこの国からのお金を有効に使って、再整備をしていくというそんな予定でもって立てております。少しスタンス的には長い形になりますけれどもこの長寿命化計画によりまして再整備をしていくというそういう予定でございます。以上です。

○議長

さきほどの中谷議員のスマールインターチェンジというのは、私も勉強不足でいけないけれどスマートインターチェンジの間違いではないんですね。字句の訂正は良いですね、これで。

○中谷（4番）

良いです。

○議長

良いです？スマールインターチェンジで良いですね。

○中谷（4番）

良いです。

○議長

はい、分かりました。

○中谷（4番）

それでは今の課長からの説明を聞きまして前向きな検討なり、方法については検討しているということでありまして、そういうことでお願いします。私は財政健全化推進の見地からするとあまり力説できないことでもありますけれども、現在国も

観光立国、それから県も観光立県というようなことで観光事業に連動した資金なり有利な補助制度、融資なり補助の関係があるというふうにお聞きしておりますので十分検討をしてお願いをしたいと思っております。またスモールインター等につきましても財政的な問題が多くのは掛かっていることは十分私も承知しておりますけれども、これも大きなお金の見通しとかそういうようなことにつきましてもお話を聞いておりますので、また是非ご検討いただいてお金が掛かるからダメだということではなくて前向きなご検討をいただくようお願いを申しまして、次の質問に入ります。3番目であります。公園内に遊歩道等の設置をしたらどうかと、こんなことで質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、荒神山公園も大変充実し良くなったという評価をいただいて大変うれしく思っておるところでございます。最近地区住民や観光に来られた皆様方から「大変ないろいろの施設もあったり見たい所もあるがズーッと周回して全体を回って見れるような歩道あるいは遊歩道みたいなものができれば良いなあ」という声がありますし、また地区の住民からは散策やウォーキングのために何か周回道路みたいなものを欲しいというような要望がありますので、何か荒神山開発の2次的な開発の中で考えていただきたいと思っておりますが、何かそんなことについて検討した経過があるかどうかお聞きをいたします。

○建設水道課長

公園内の遊歩道の整備でございますけれども、現在遊歩道とは言えなくても一応散策の道はあるんですけれども、それを連続と言いますか周回するようなそのような遊歩道はないわけでございます。荒神山公園、あの一山全部が町の公園ではありません。中には神社地あるいはまだ個人の私有地等もございまして、全体を山を周回するような遊歩道がお宮の土地あるいは個人の土地をお借りしてできればよろしいんですけれども、それにつきましてはさきほどもお話ししました来年度の長寿命化計画の中でもって一応施設の整備についてはこの長寿命化計画に乗せることはできませんけれども、その長寿命化計画と一緒に計画を立ち上げましてこれは新規事業という形の中で別のお金になりますけれどもそれについてもしそういう連続した遊歩道等ができれば、一緒に考えていきたいというふうには考えておりますのでよろしくお願いたします。

○中谷（4番）

前向きなご答弁いただき感謝を申し上げます。以上で私の質問は終わりますけど

も、今回は東県道整備促進と荒神山公園の充実につながる質問をさせていただきました。私も1期終わるわけですが、終始辰野病院の問題が心配で来た状況ですが、1日も早く辰野病院問題は卒業して積極的な頑張り予算で辰野町の飛躍的発展の第一歩の年になることを心から願って私の今回の質問全て終了いたします。

○議長

以上で一般質問は全部終了いたしました。本日の会議はこれにて散会といたします。大変ご苦労さまでした。

9. 散会の時期

3月9日 14時 15分 散会